

住宅金融公庫融資住宅

木造住宅工事共通仕様書(解説付)

(全 国 版)

建築主	住所	
	氏名	㊞
施工業者	住所	
	氏名	㊞

監修 住宅金融公庫建設指導部

目 次

仕 様 書 の 使 い 方	1
解 説 に つ い て	2
I 工 事 概 要	3
II 仕 様 書	7
付 錄	115

仕様書の使い方

仕様書は、設計図に表わせない事項を補足するものとして必要で、設計図とともに工事施工の基準となるものです。

この仕様書は、木造住宅の工事仕様書として、材料・寸法・工法など種々の場合を考慮して共通に作成されていますから、ご自分の工事の内容に合わせて下記の点にご注意のうえ添削して使用してください。なお、地方版が添付されている場合は、これと併用して使用してください。

また、材料によっては価格に相当の差があり、従って工事費の差もできてくるので設計者または施工業者と相談して決めるようしてください。

- (1) 本仕様と異なる場合は訂正するか、別に仕様書を作成して添付してください。
- (2) 多雪地域においては、実情を十分考慮して木材寸法、工法などを訂正してください。
- (3) 本仕様書中「……を標準とする。」とあるのは、建物の耐久性等を考慮して、公庫が特に推奨する寸法です。
- (4) 本仕様書中、下表の項目で本文の_____部分を訂正すると融資を受けられない場合があります。

頁	大項目	中項目	小項目
13	3. 土工事・基礎工事	3.5 基礎工事	3.5.2 布基礎項の 1. 2. 3. 4.
18	4. 木工事（一般事項）	4.1 材 料	4.1.1 木材の項の 3
26	5. 木工事（躯体工事）	5.1 軸 組	5.1.1 土台の項の 1 5.1.2 火打土台の項の 1 及び 3 5.1.3 柱の項の 1—イ
34		5.3 小屋組 5.5 床 組	5.3.6 火打ちばり 5.5.6 火打ちばりの項の 1—イ 及び 2—イ

解説について

欄外の解説は、仕様書の内容をご理解いただき建築工事現場をご覧になる際の参考にしていただくために作成したものです。

この解説欄には、仕様書の各項目について直接解説を加えたものほかに建築に関する一般知識、関連資料等も併せて掲載しております。

仕様書は、工事請負契約の内容の一部となるものですが、解説は、通常、工事請負契約の内容とはなりませんのでご留意ください。

なお、仕様書は、上記解説付きの1冊を含め通常3冊1組で頒布していますが、他の2冊にも本文以外に参考図が掲載されています。この参考図についても本書の解説と同様に、通常、工事請負契約の内容とはなりません。

(注) 参考図の数字は、下記に示すように工事名と項目の数字を表わし、本文のどの項目に該当する参考図であるかがわかるようになっています。

参考図 ○.○.○-○ 例 {参考図 5.1.1-2……5.木工事(躯体工事)の1.1土台の2
↓ 工事名 ↓ 項目 {参考図 8.4.7……8.木工事(造作工事)の4.7雨押え

I 工事概要

(設計図面に記載した場合は、ここに記入する必要はありません。)

1. 工事内容

- (1) 階 数：(平家建、2階建)
- (2) 床面積：1階_____m², 2階_____m², 計_____m²
- (3) 戸建型式：(1戸建、連続建)
- (4) 附帯設備工事：(電気、給排水、衛生、ガス、その他_____)
- (5) 別途工事：_____

2. 外部仕上表

各部名称	仕上	備考
基礎		
外壁		
屋根		
軒裏		
ひさし		
とい		
塗装 木部 鉄部		

3. 内部仕上表

室 名	床	幅 木	腰
玄 関			
居 住 室			
押 入			
台 所			
便 所			
洗面・脱衣室			
浴 室			
縁 側			
廊 下			
階 段			

(注)

- 塗装仕上はそれぞれの欄に記入すること。
- 備考欄には設計に含まれているもの（造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、台所流し、コンロ台、浴槽、大小便器、手洗器、洗面器など）を記入すること。

4. 附帶設備表

室名	電灯	スイッチ	コンセント	水栓	ガス栓	電話用配管	電話機
玄関	灯 個	個	個			個	個
居住室	灯 個	個	個		個	個	個
	灯 個	個	個		個	個	個
	灯 個	個	個		個	個	個
	灯 個	個	個		個	個	個
	灯 個	個	個		個	個	個
	灯 個	個	個		個	個	個
台所	灯 個	個	個	個	個	個	個
便所	灯 個	個	個	個			
洗面・脱衣室	灯 個	個	個	個	個	個	個
浴室	灯			個	個		
縁側	灯 個	個	個			個	個
廊下	灯 個	個	個			個	個
階段	灯 個	個	個				
	灯 個	個	個	個	個	個	個
	灯 個	個	個	個	個	個	個

(注) 電灯欄は、直付、コード釣り、プラケットなどそれぞれ記入のこと。

II 仕様書目次

	ページ
1. 一般事項.....	10
1.1 工事範囲	
1.2 疑義	
1.3 軽微な設計変更	
1.4 材料等	
1.5 別契約の関連工事	
1.6 養生	
1.7 注意事項	
2. 仮設工事.....	11
2.1 なわ張り	
2.2 ベンチマーク	
2.3 水盛りやりかた	
2.4 足場その他	
3. 土工事・基礎工事.....	12
3.1 地盤	
3.2 根切り	
3.3 割栗地業	
3.4 くい打ち地業	
3.5 基礎工事	
3.6 埋戻し及び地ならし	
4. 木工事(一般事項)	17
4.1 材料	
4.2 寸法、仕上げ、その他	
4.3 養生	
4.4 防腐・防蟻措置	
5. 木工事(躯体工事)	26
5.1 軸組	
5.2 耐力壁	
5.3 小屋組	
5.4 屋根下地その他	
5.5 床組	
5.6 ひさし	

6. 屋根工事	39
6.1 下ぶき	
6.2 金属板ぶき	
6.3 粘土がわら及びセメントかわらぶき	
6.4 厚形スレートぶき	
6.5 住宅屋根ふき用石綿スレートぶき (彩色石綿板)	
6.6 特殊屋根板ぶき	
6.7 水切り及び雨押え	
6.8 とい	
7. 断熱工事	51
7.1 一般事項	
7.2 工法	
8. 木工事 (造作工事)	65
8.1 床板張り	
8.2 敷居、かもい、その他	
8.3 内外壁下地	
8.4 外壁板張り	
8.5 内壁板張り	
8.6 天井下地	
8.7 天井張り	
8.8 階段	
9. 左官工事	76
9.1 一般事項	
9.2 モルタル下地ラス工法	
9.3 モルタル塗り	
9.4 せっこうプラスター塗り	
9.5 ドロマイドプラスター塗り	
9.6 繊維壁塗り	
9.7 しつくい塗り	
9.8 土壁塗り	
10. 内外装工事	88
10.1 一般事項	
10.2 タイル張り	
10.3 置敷き	
10.4 タフティッドカーペット敷き	
10.5 ビニル床タイル張り	
10.6 ビニル床シート張り	

10.7 壁紙張り	
10.8 吹付け仕上げ	
11. 建具工事	94
11.1 金属製建具	
11.2 木製建具	
11.3 ガラス	
11.4 開口部廻りのシーリング処理	
12. 塗装工事	98
12.1 一般事項	
12.2 工法	
12.3 養生	
13. 給排水設備工事・ガス設備工事	100
13.1 給水設備工事	
13.2 給湯設備工事	
13.3 排水設備工事	
13.4 ガス設備工事	
14. 電気設備工事	106
14.1 一般事項	
14.2 電力設備工事	
14.3 弱電設備工事	
15. 衛生設備工事・雑工事	110
15.1 衛生設備工事	
15.2 雜工事	

1. 一般事項

1. 1 工事範囲 工事範囲は、本仕様書（地方版のあるものはこれを含む。）及び図面の示す範囲とし、特記のないかぎり電気設備工事については引込口までの工事、給水・ガス工事については本管接続までの工事、排水工事については流末接続までの工事とする。
1. 2 疑義 図面と仕様書との記載内容が相違する場合、明記のない場合又は疑義の生じた場合は、建築主又は建築主の指定した監督者（以下「監督者」という。）と協議する。
1. 3 軽微な設計変更 現場のおさまり、取合せその他の関係で材料の取付位置又は取付工法を多少かえるなどの軽微な変更は、建築主又は監督者の指示により行う。
1. 4 材料等 1. 各工事に使用する材料等で、日本工業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に制定されている品目については、すべてその規格に適合するものとし、できるだけJISマーク又はJASマーク表示品を使用する。また、農林水産大臣認証木質建材（AQ）として認証されている品目については、できるだけAQマーク表示品を使用する。
2. 建築部品は、原則として、建設大臣認定の優良住宅部品（BL部品）、若しくは日本工業規格（JIS）に適合するもので、BLマーク若しくはJISマーク表示品又はこれと同等のものを使用する。
3. 各工事に使用する材料等について、品質又は品等の明記のないものはそれの中等品とする。
4. 建築部品、仕上材の材質、色柄などで建築主又は監督者と打合せをするものは見本を提出し、十分打合せる。
1. 5 別契約の関連工事 別契約の関連工事については、関係者は相互に協議のうえ、工事完成に支障のないように処理する。ただし、監督者がいる場合は、その指示による。
1. 6 養生 工事中に汚染損傷のおそれのある材料及び箇所は、適当な方法で養生する。
1. 7 注意事項 1. 工事の施工に必要な諸届・諸手続で請負者が処理すべき事項はすみやかに処理する。
2. 工事現場の管理は関係法令に従い、危険防止、災害防止に努め、特に火災には十分注意する。
3. 工事現場はつねに整理し、清潔を保ち、工事完了に際しては建物内外を清掃する。

B L 部品

建設省は、昭和49年より優良住宅部品認定制度を発足させた。

この制度は、主として新たに開発された住宅部品のうち、品質、性能が優れ、価格が妥当であり、しかもアフターサービスが十分に行われるものを建設大臣が優良住宅部品として認定し、公共住宅を中心に一般住宅でも普及を促進し、住生活水準の向上を図ろうとするものである。認定された部品には、優良住宅部品であることを表示するため、BLマーク（Better Living の頭文字）が貼付される。又、BL部品は2年間の品質保証保険と事故の場合の損害賠償保険とが付される。

JIS Japanese Industrial Standard の略称

鉱工業品の品質を全国的に統一単純化して生産、消費の合理化を行うことを目的として定められた工業標準化法（昭24、法185号）に基づいて、各品目について通産、運輸、建設など各大臣が日本工業標準調査会（通産省内に設置）にはかって定めた国家規格。

JAS Japanese Agricultural Standard の略称

農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用の合理化を図るため、農林物資規格法（昭25、法175号）の規定に基づいて制定された規格。農林省告示をもって告示施行される。

AQ Approved Quality の略称

安全性及び耐久性の優れた木質建材の供給の確保を図るために、昭和49年に農林水産省で発足させた木質建材認証・勧告制度に基づいてJAS規格では対応できない新しい木質建材について農林水産大臣が優良な製品の認証を行うものである。認証されたものには、AQマークが表示される。市販されている製品には、下地用防腐・防蟻処理合板、防虫処理合板、防虫プリント合板等がある。

2. 仮設工事

- | | |
|--------------|--|
| 2. 1 なわ張り | 建築主又は監督者の立会いのもとに、敷地境界など敷地の状況を確認の上、図面に基づき建物位置のなわ張りを行う。 |
| 2. 2 ベンチマーク | 木杭、コンクリート杭などを用いて移動しないよう設置し、その周囲を養生する。ただし、移動の恐れのない固定物がある場合は、これを代用することができる。なお、監督者がいる場合はその検査を受ける。 |
| 2. 3 水盛りやりかた | やりかたは、適切な材料を用い、建物の隅部その他の要所に正確堅固に設け、建物位置、水平の基準その他のすみ出しを行う。なお、監督者がいる場合は、その検査を受ける。 |
| 2. 4 足場その他 | 足場、仮囲いなどは、関係法令等に従い適切な材料、構造などのものとする。 |

なわ張り 敷地内における建物の位置を決定するため、敷地境界石などを基準にして建物の形態、位置を明示するためのなわ張りを行う。

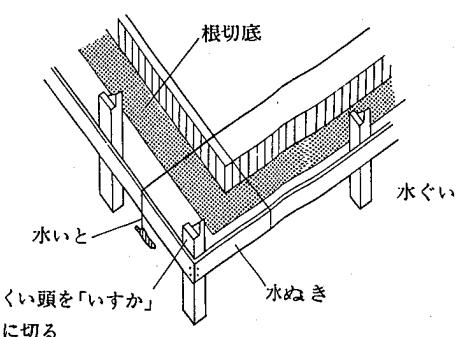
ベンチマーク 建物の基準位置、基準高を決定するための原点ともなるもので、これをもとに、やりかたを設けて、根切りの深さ、基礎の高さ等を決める重要なものである。

水盛り 基準となる水平を定めることを水盛りといい、やりかたを設けて定める。水平を定めるには水準器、レベル等を用いる。

やりかた やりかたは建物所要の位置、高さを定めるために設けるもので、建物の各隅、間仕切など要所に設ける。水ぐい頭は、いすか又は矢はずに加工し不時の衝撃による歪を容易に発見出来るようにする。

水盛りやりかたは、建物に陸墨（水平を表示する墨）を出すまでは必要なものであり、十分注意して管理しなければならない。

参考図 2.3 やりかた



3. 土工事・基礎工事

3. 1 地盤 敷地地盤の状態について、工事計画上支障のないよう、地盤調査、近隣の地盤に関する情報資料等により検討する。
3. 2 根切り やりかたに従い、幅・深さなど正確に根切りし、必要がある場合は、のりをつけるか又は土留めを設ける。
3. 3 割栗地業
- 3.3.1 一般事項 割栗地業は次による。ただし、地盤が比較的良好な場合は、碎石による地業とすることができます。また地盤が特に良好な場合は、これらを省略できる。
- 3.3.2 材料
1. 割栗石は硬質なものを使用する。なお、割栗石の代用として玉石を使用する場合も同様とする。
 2. 目つぶし砂利は、切り込み砂利又は切り込み碎石とする。
- 3.3.3 工法
1. 割栗石は、原則として一層小端立としどき間のないようにはり込み、目つぶし砂利を充てんする。
 2. 締め固めは、ランマー3回突き以上、ソイルコンパクター2回締め以上又は振動ローラー締めとし、凹凸部は、目つぶし砂利で上ならしする。
3. 4 くい打ち地業 くい打ち地業を必要とする場合は、特記による。
3. 5 基礎工事
- 3.5.1 一般事項
1. 基礎は、1階の外周部及び内部耐力壁の直下に設ける。
 2. 基礎の構造は、布基礎又は腰壁若しくは土間コンクリート床と一体となった布基礎とする。
- 3.5.2 布基礎
1. 布基礎の構造は、一体のコンクリート造とし、一体の鉄筋コンクリート造を標準とする。ただし建築基準法施行令第88条第2項ただし書（特定行政庁が指定する地盤が著しく軟弱な区域）の規定により指定された区域内及び地盤の地耐力が十分でない敷地の場合（以下「軟弱な地盤等」という。）は、一体の鉄筋コンクリート造とする。
 2. 布基礎の深さは、地盤面下120mm以上とし、設計地耐力の地盤まで堀り下げるとともに、建設地域の凍結深度以上とする。
 3. 地盤面からの布基礎の立上がりは、240mm以上とし、300mmを標準とする。
 4. 布基礎の幅は、120mm以上とする。
 5. 軟弱な地盤等、多雪区域及び一般地2階建の場合には、布基礎の下部に底盤を設ける。
- 3.5.3 腰壁 便所、浴室廻り等で布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁とする場合は、次による。なお、鉄筋コンクリート造とする場合は、特記による。
- イ. コンクリートブロックの品質は、JIS A5406（空洞コンクリートブロック）に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。
 - ロ. 目地及び充てん用に用いるモルタルのセメント、砂の調合は、容積比にして1:3を標準とする。
 - ハ. コンクリートブロックは3.5.2（布基礎）の項による布基礎の上に積上げるものとし、積上げ高さは6段以内とする。

ニ. コンクリートブロックを補強する鉄筋はD10又は $\phi 9$ mmとし、縦筋については、隅角部及び間隔800mm以内に、横筋については、上端部及び間隔400mm以内に配筋する。なお、縦筋の布基礎への埋込み長さは、異形鉄筋フックなしにあっては400mm以上、丸綱フックありにあっては405mm以上とする。

ホ. 寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。

3.5.4 土間コンクリート床

1階床組を行わず、1階全面を土間コンクリート床で形成する場合は次による。

イ. 土間コンクリート床の高さは、地盤面上300mm以上とする。

ロ. 外周部布基礎沿いに厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を布基礎天端から下方へ450mm以上貼り付ける。ただし、温暖地等においては、断熱材を省略できる。

ハ. 凍上のおそれのある場合は、上記ロの断熱材の厚さを50mm以上とし、凍結深度以上貼り付ける。

ニ. 地盤面より2層にわけて盛土をし、それぞれ十分締め固める。なお、盛土に使用する土は、有機性又は活性の粘土及びシルト類以外のものとする。

ホ. 盛土の上に目つぶし砂利を厚さ50mm以上敷きつめ十分締め固める。その上にJIS Z1702(包装用ポリエチレンフィルム)、JIS K6781(農業用ポリエチレンフィルム)若しくはJIS K6732(農業用ポリ塩化ビニルフィルム)又はこれらと同等以上の防湿フィルム(厚さ0.1mm以上)を全面に敷く。

ヘ. 土間コンクリート床は、厚さ120mm以上とし、その中央部にワイヤーメッシュ(径4mm以上の鉄線を縦横に間隔150mm以内に組み合わせたもの)を配する。

3.5.5 コンクリートの調合、打込み

布基礎その他のコンクリートの調合及び強度は、次のいずれかによる。

打込みは、空げきの生じないよう十分空き固める。

イ. レディミクストコンクリートの場合の設計基準強度(Fc)及びスランプは、特記により、特記がなければFcは135kg/cm²、スランプは18cmとする。設計基準強度135kg/cm²を得るためにはJIS A5308(レディミクストコンクリート)に規定されたレディミクストコンクリートを用いる場合の発注時の呼び強度並びにJIS A5308(レディミクストコンクリート)の規格によらないレディミクストコンクリートを用いる場合の水セメント比及び単位セメント量は下表による。

		コンクリートの打込みから28日後までの期間の予想平均気温(℃)	15以上	10以上 15未満	5以上 10未満	2以上 5未満
JIS 規格品	呼 び 強 度	135	160	180	195	
JIS 規格品 外	水セメント比(%)	70以下	65以下	62以下	60以下	
単位セメント量(kg/m ³)		250以上				

ロ. 工事現場練りコンクリートの場合、セメント、砂、砂利の調合は、容積比にして、無筋コンクリートにあっては、1:3:6、鉄筋コンクリー

トにあっては1:2:4を標準とする。練り方は、原則として機械練りとする。手練りの場合は、から練り、水練りとも十分練り合わせる。

- 3.5.6 アンカーボルト 1. アンカーボルトは、4.1.5.2(諸金物)の項によるアンカーボルト(A)でZマーク表示品又はこれと同等以上のものとし、コンクリートへの埋込み長さは250mm以上とする。
2. アンカーボルトの埋設位置は次による。
- イ. 筋かいを設けた耐力壁の部分は、筋かいの上端部が取り付く柱の下部に近接した位置。
 - ロ. 構造用合板等を張った耐力壁の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ近接した位置。
 - ハ. 土台切れの箇所、土台継手及び土台仕口箇所の上木端部位置。
 - ニ. 上記イ、ロ及びハ以外の部分においては、間隔2.7m以内の位置。
3. アンカーボルトに使用する座金は、4.1.5.2(諸金物)の項による角座金(W4.5×40)でZマーク表示品又はこれと同等以上のものとする。
- 3.5.7 床下換気 1. 外周部の布基礎には、間隔5m以内に有効換気面積300cm²以上の床下換気口を設ける。なお、間隔は4mを標準とする。
2. 床下換気口にはねずみ等の侵入を防ぐため、スクリーンを堅固にとりつける。なお、スクリーンは、鋳鉄製市場出来合品等とする。
3. 屋内の布基礎には、適切な位置に通風と点検に支障のない寸法の床下換気口を設ける。
- 3.5.8 配管スリーブ 基礎を貫通して設ける配管用スリーブは、基礎にひび割れ、雨水が流入しない位置に設ける。
- 3.5.9 養生 1. コンクリート打込み終了後は直射日光、寒気、風雨などをさけるため、シートなどにより養生する。
2. 普通ポルトランドセメントを用いる場合の型枠の存置期間は、気温15°C以上の場合3日以上、5°C以上の場合5日以上とする。なお止むを得ず寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行うとともに監督者がいる場合は、その指示を受ける。
- 3.5.10 天端ならし やりかたにならない陸ズミを出し、布基礎の上端をあらかじめ水湿し、セメント、砂の調合が容積比にして1:3のモルタルを水平に塗りつける。
- 3.5.11 床下防湿 床下防湿を行う場合は、次のいずれかによる。
- イ. 床下地盤全面に、厚さ60mm以上のコンクリートを打設する。なお、この場合の床下地盤は、地盤面より盛土し十分突き固める。
 - ロ. 床下地盤全面にJIS Z 1702(包装用ポリエチレンフィルム)、JIS K 6781(農業用ポリエチレンフィルム)若しくはJIS K 6732(農業用塩化ビニルフィルム)に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷きつめる。なお防湿フィルムの重ね幅は150mm以上とし、重ね部分、布基礎及び束石当たりは、乾燥した砂又は砂利押さえとする。
- 3.6 埋戻し及び地ならし 1. 埋戻しは、根切り土のうち良土を利用し、厚さ300mm内外ごとにランマーなどで突き固める。
2. 建物の周囲1mまでの部分は、水はけをよくするように地ならしをする。

割栗地業 割られた石が相互にかみ合い一つの版のようになって、定着地盤の突固めを効果的に行う

ことを主な目的とする。ただし、良質地盤においては、この地業を施すことにより地盤を乱し、かえって耐力を減ずることがあるから注意すること。

練り方 通常、現場機械練りの場合は、全部の材料を同時にミキサーに投入し、練りませ時間は1分間以上、手練りの場合は、砂とセメントのから練り3回以上、さらに砂利を加えて水練り3回以上とする。コンクリートの強度は、水セメント比（水とセメントの重量比）できるため調合は十分注意して行う。一般に水セメント比は70%程度が標準である。

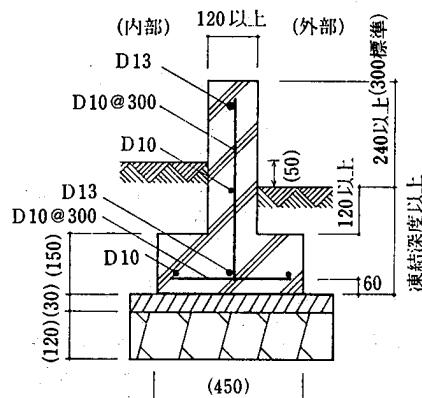
凍結深度 地中のある深さで土の温度がほぼ0℃となり、地盤の凍結が停止する位置を凍結線といい、地表から凍結線までの深さを凍結深度という。凍結深度については、建物の安全等を確保するため建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で定めている場合があるので寒冷地等においては建物の設計前に公共団体に照会する必要がある。

床下換気 床下は、地盤面からの湿気の蒸発等により湿気がたまりやすい場所となる。木材腐朽菌のナミダタケ（寒冷地）やワタグサレダケ（温暖地）は乾燥に弱いので床下が十分換気できるように注意して換気口を設ける必要がある。

- (1) 床下のコーナー部は、換気不足（湿気のこもり）になりがちなのでその箇所に換気口を設けるのが効果的である。
- (2) 間仕切壁の下部が布基礎の場合は、通風、点検のために換気口を必ず設ける。
- (3) 床下が常に乾燥している状態を保つために換気口はできるだけ高い位置に設ける。
- (4) 床下の木片、かんなくず等を除去して、腐朽菌の栄養源を断つ配慮をする。
- (5) 外周部布基礎の換気口から雨水が流入しないように、換気口下端のモルタルに勾配をつける。

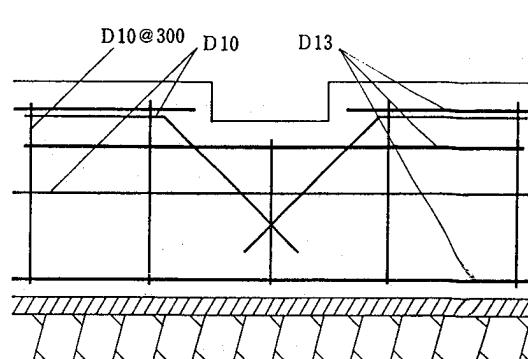
参考図 3.5.2 布基礎詳細 (mm)

イ. 標準配筋図



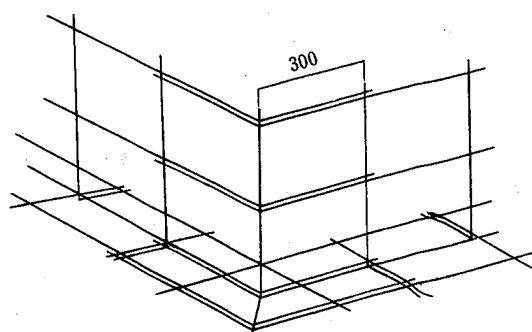
- (注) 1. 布基礎各部の寸法のうち()内の寸法は一般的な参考例であるので布基礎の深さ及び底盤の幅等の決定にあたっては荷重条件及び地盤の地耐力等を勘案して適切なものとする。
2. 横筋のうち上下主筋はD13(13φ)その他横筋及び縦筋はD10(9φ)とし、鉄筋の間隔は300mmとすることを標準とする。

ロ. 換気口廻りの補強



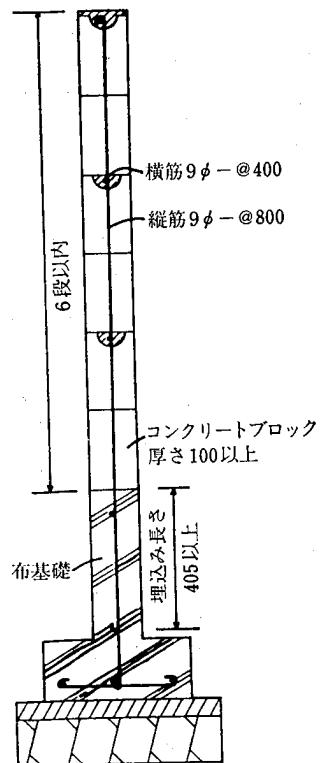
(注) 換気口廻りはD13 (13φ) の横筋及びD10 (9φ) の斜め筋により補強する。

ハ. コーナー部補強

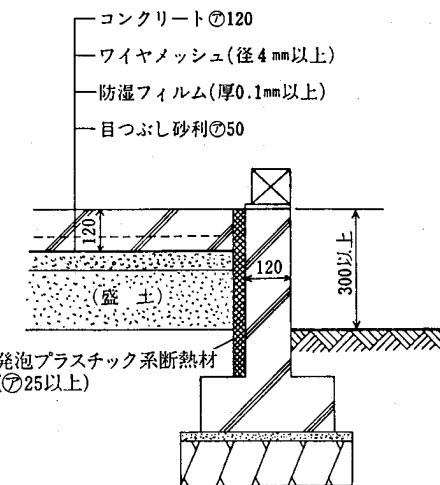


(注) 隅角部では各横筋を折り曲げた上直交する他方向の横筋に300mm以上重ね合せる

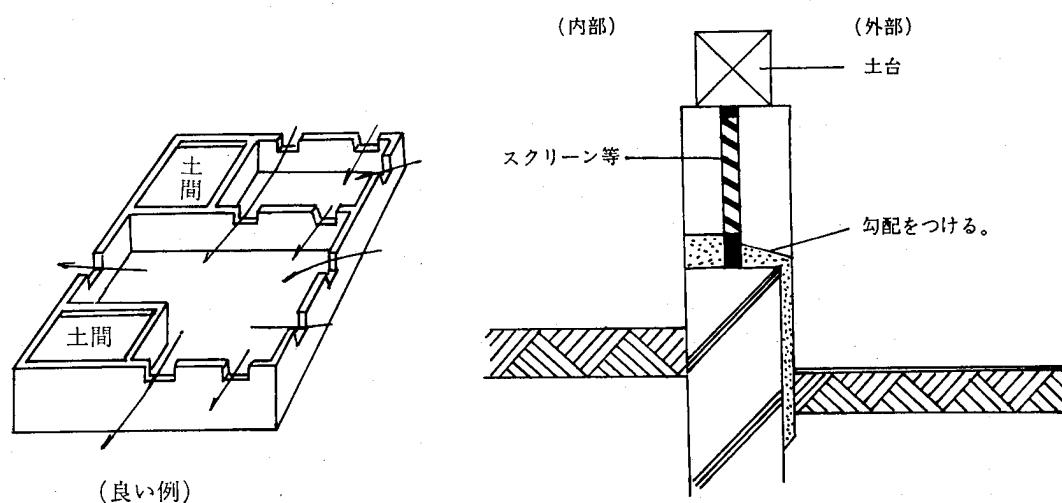
参考図 3.5.3 腰壁詳細(mm)



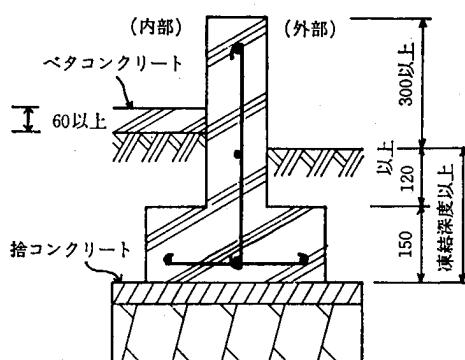
参考図 3.5.4 土間コンクリート床



参考図 3.5.7 床下換気



参考図 3.5.11 床下防湿ベタコンクリート (mm)



捨コンクリート 基礎底面を平らにならしたり、基礎の中心をマークしたりするなどのために捨て打ちするコンクリートのこと。

アンカーボルト アンカーボルトは建物（直接には土台）が風圧力や地震力を受けることによって基礎からはずれたり、風圧力で持ち上げられたりしないよう土台と基礎を緊結する重要な役目をもつものであるから、ボルトの埋込長さ、位置、土台との接合は正確に施工することが大切である。

4. 木工事（一般事項）

4.1 材 料

4.1.1 木 材

1. 素材及び製材の品質は、日本農林規格（JAS）の制定のあるものは、すべてこの規格に適合したものとする。
2. 木材は十分乾燥したものを用い、構造材は製材のJASで定める1等以上、造作材は製材のJASで定める小節以上のものとする。
3. 木材の樹種は、下表に掲げる部位毎に、特記する。ただし、土台に用いる樹種は、ひのき、ひば等又は日本工業規格（JIS）に定める土台用加圧式防腐処理木材、日本農林規格（JAS）の防腐・防蟻処理又は防腐処理の表示のある木材等で耐久性のあるものとする。

	部 位	特 記	参考（一般的に用いられる樹種例）
軸組	土 台		桧・台湾桧・米桧・ひば・米ひば・こうやまき・栗・けやき・加圧式防腐防蟻処理土台・加圧式防腐処理土台
	火打土台 柱(見えがかり)		杉・米松・米梅・桧・ひば 桧・杉・米梅
	柱(見えがくれ)		杉・米梅
	胴 差		赤松・黒松・米松・米梅・杉
	け た		赤松・黒松・米松・米梅・杉
	すじかい		杉・米梅
床組	そ の 他		杉・赤松・黒松・米松・米梅
	は り		赤松・黒松・米松・唐松
	大 引		桧・杉・赤松・黒松・米梅・唐松
	根 太		杉・赤松・黒松・米松・米梅
	火 打 ば り		杉・米松・米梅
	そ の 他		杉・赤松・黒松・米松・米梅
小屋組	はり(丸太)		赤松・黒松・米松
	はり(その他)		赤松・黒松・米松・唐松
	母 屋		杉・赤松・黒松・米松・米梅・唐松
	た る き		杉・赤松・黒松・米松・米梅
	そ の 他		杉・赤松・黒松・米松・米梅
造作材	生 地 表 わ し		桧・杉・赤松・黒松・米松・米梅・スプルース・防虫1種処理ラワン
	表 面 塗 装		杉・赤松・黒松・米松・米梅・スプルース・防虫1種処理ラワン

4.1.2 集成材 1. 構造材に用いる集成材の品質は、集成材のJASに適合するもので構造用集成材の1級若しくは2級又は化粧ぱり構造用集成材の1等若しくは2等とする。

2. 造作用材に用いる集成材の品質は、集成材のJASに適合するもので造作用集成材の1等若しくは2等又は化粧ぱり造作用集成材の1等又は2等とする。

4.1.3 各種ボード類

4.1.3.1 合板

合板の品質は、構造用合板、普通合板等のJASに適合するものとする。

4.1.3.2 各種ボード類

パーティクルボード、ハードボード、硬質木片セメント板、フレキシブル板、石綿パーライト板、石綿けい酸カルシウム板、炭酸マグネシウム板、パルプセメント板、シージングボード、せっこうボード及びラスシートの品質は、それぞれの日本工業規格(JIS)に適合するものとする。

4.1.4 その他の材料

木質建材のうち、JASが制定されていないもの(JASが制定されているもののうち、当該JASでは基準が定められていない特殊の品質性能を有するものを含む。)については、なるべく農林水産大臣認証木質建材(AQ)とする。

4.1.5 釘及び諸金物

4.1.5.1 釘

1. 構造上重要な部分に用いる釘の品質は、JISA5508(鉄丸くぎ)、JISA5552(せっこうボード用くぎ)又はJISA5553(シージングインシュレーションファイバーボード用くぎ)に適合するものとし、その種類と寸法は下表による。ただし、特殊な部位に用いる釘についてはこの限りでない。

釘の種類及び寸法

釘の種類	長さ	外径	頭径	備考
N38	38	2.15		JISA5508 (鉄丸くぎ)
N45	45	2.45		
N50	50	2.75		
N65	65	3.05		
N75	75	3.40		
N90	90	3.75		
N100	100	4.20		
GN40	38.1	2.34	7.54	JISA5552 (せっこうボード用くぎ)
GN55	57.2	2.34	7.54	
SN40	38.1	3.05	11.13	JISA5553 (シージングインシュレーションファイバーボード用くぎ)

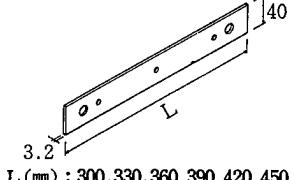
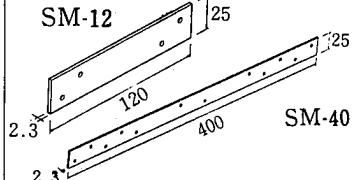
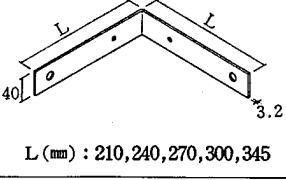
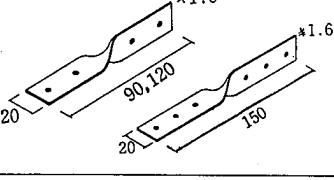
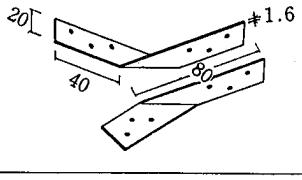
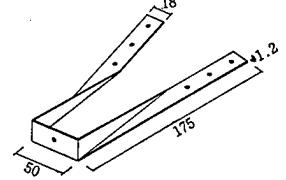
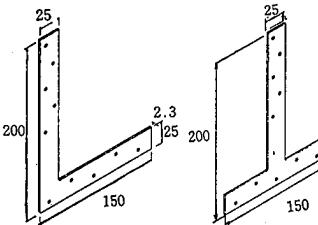
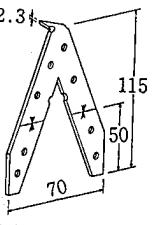
2. 釘の長さの表示のない場合の釘の長さは、打ち付ける板厚の2.5倍以上を標準とする。

3. 造作用材の化粧面の釘打ちは、使用箇所及び工事の程度に応じて、隠し釘、釘頭に埋め木、釘頭つぶし、釘頭あらわし等とする。

4.1.5.2 諸金物

接合金物は、(財)日本住宅・木材技術センターの定める規格によるZマーク表示品又はこれと同等以上のものとする。

Zマーク表示金物
接合金物

種類・記号	形状・寸法	使用接合具	用途
短さく金物 S		六角ボルト M12 六角ナット M12 角座金 W4.5×40 スクリューくぎ ZS 50	1、2階管柱の連結、 胴差相互の連結等
ひら金物 SM-12 SM-40		太めくぎ ZN 65	SM-12 かすがいと同様の用途
			SM-40 管柱の連結等
かね折り金物 SA		六角ボルト M12 六角ナット M12 角座金 W4.5×40 スクリューくぎ ZS 50	通し柱と胴差の取合い
ひねり金物 ST (右ひねりのみ)		太めくぎ ZN 40	たるきと軒げた、または、もやの接合
折曲げ金物 SF (右ひねり及び左ひねり)		太めくぎ ZN 40	ひねり金物と同様の用途
くら金物 SS		太めくぎ ZN 40	ひねり金物と同様の用途
かど金物 CP・L CP・T		太めくぎ ZN 65	引張りをうける柱と土台・横架材の接合
山形プレート VP		太めくぎ ZN 90	かど金物と同様の用途

筋かいプレート B P		角根平頭ボルト M12 小型角座金 W2.3×30 六角ナット M12 太めくぎ Z N65	筋かいと柱及び横架材を同時に接合
羽子板ボルト S B · E S B · F		六角ボルト M12 六角ナット M12 角座金 W4.5×40 スクリューくぎ Z S 50	小屋ばりと軒げた、軒げたと柱、はりと柱、胴差と通し柱の連結
火打金物 H B		六角ボルト M12 六角ナット M12 角座金 W4.5×40 小型角座金 W2.3×30 平くぎ Z F 55 	床組及び小屋組の隅角部の補強

接合具

種類・記号	形状・寸法	種類・記号	形状・寸法
太めくぎ Z N 40 Z N 65 Z N 90		角座金 W4.5×40	
スクリューくぎ Z S 50		アンカーボルト A	
六角ボルト M 12 六角ナット M 12		かすがい C 120 C 150	
全ねじボルト M12×115 六角袋ナット M 12		手違いかすがい C C 120 C C 150 (右ひねり及び左ひねり)	

4.2 寸法、仕上げ、その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 木材の断面を表示する指定寸法は、ひき立寸法とする。ただし、造作材の場合で寸法線が記入されているものは、仕上がり寸法とする。 2. 構造材に丸太を使用する場合は、すべて皮はぎ材とする。 3. 見えかがりは、すべてカンナ削り仕上げとする。 4. 土台、けたなどで継ぎ伸しの都合上やむを得ず短材を使用する場合は、当該短材の長さは、土台にあっては1m内外、その他にあっては2m内外とする。 5. 継手及び仕口を明示していない場合は、一般慣用の工法による。ただし監督者がいる場合は、その指示による。
4.3 養生	工事中に、汚染、損傷などの恐れのある場合は、とのこ塗、紙張り、板あて及びその他適当な方法により養生する。
4.4 防腐・防蟻措置	
4.4.1 薬剤により現場処理をする場合	
4.4.1.1 薬剤の品質	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防腐措置に使用する薬剤の品質は、JIS K2439（クレオソート油・タールピッチ・加工タール・舗装タール）に適合するクレオソート油の規格品又はこれと同等以上の効力を有するものとする。 2. 木部の防腐措置と併せて防蟻措置を行う場合に使用する薬剤の品質は㈱日本しろあり対策協会（以下「しろあり協会」という。）認定の予防剤又はこれと同等以上の効力を有するものとする。 3. 防蟻措置を行う場合に使用する薬剤の品質はしろあり協会認定の土壤処理剤又はこれらと同等以上の効力を有するものとする。
4.4.1.2 処理方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 木材の処理方法は次により行う。 <ol style="list-style-type: none"> イ. 塗布、吹付け、浸漬に使用する薬剤の量は、木材及び合板の表面積1m²につき300mlを標準とする。 ロ. 処理むらなどを生じることのないよう1の薬剤の範囲量で2回処理以上とする。 ハ. 木材の木口、仕口、継手の接合箇所、亀裂部分、コンクリート及び石などに接する部分は、特に入念な処理を行う。 2. 前項2及び3のしろあり協会認定処理剤を使用する場合の処理方法はしろあり協会制定の標準仕様書に準ずる。
4.4.2 工場処理による防腐・防蟻処理材を使用する場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防腐・防蟻処理材は製材のJASの防腐・防蟻処理若しくは防腐処理の規格に適合するもの、JIS A9108（土台用加圧式防腐処理木材）の規格に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有するものとする。 2. 現場の加工、切断穿孔箇所等は4.4.1.2の1に準じて塗布あるいは吹付処理を行う。
4.4.3 防腐・防蟻措置を講ずる部分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土台（木口、ほぞ及びほぞ穴を含む。）及び外壁部の柱・間柱（木口及びほぞを含む。）、筋かい（筋かいの代わりに合板等を使用する場合は、これを含む。）並びに下地板（胴縁を含む。）のうち、地盤面からの高さ1m以内の部分。ただし、柱にあっては、室内の見えがかり部分を除く。 2. 浴室にあっては、軸組（胴縁及び下地板を含む。）、天井下地板及び床組（床下地板・根太掛け等を含む。） 3. 台所その他の湿気のある場所にあっては、水がかりとなるおそれのある

箇所の軸組（胴縁及び下地板を含む。）及び床組（床下地板・根太掛け等を含む。）

4. 防蟻のため土壤処理を行う場合の施工箇所は、外周部布基礎の内外及び内部布基礎の周辺20cm並びに束石等の周囲20cmを標準とする。

4.4.4 その他の 給排水用の塩化ビニル管の接する部分に防腐措置又は防腐・防蟻措置を講ずる場合は、薬剤によって損傷しないよう管を保護する。

耐久性能向上工事割増貸付 耐久性能向上工事割増貸付を受ける場合は、次のすべてに適合したものとしなければなりません。

1. 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、幅12cm以上、地盤面上30cm以上及び地盤面下12cm（凍結深度が12cmを超える場合においては、凍結深度）以上としたもの。（参考図3.5.2参照）
2. 最下階の床下は、次の(1)及び(2)に掲げる換気及び防湿のための措置を講じたもの。ただし、3.5.4（土間コンクリート床）の項による土間コンクリート床を施工したものにあっては、この限りではない。（参考図3.5.4参照）
 - (1) 床下の換気を良好にするために、布基礎に換気有効面積300cm²以上で、ねずみ等の侵入を防ぐためにスクリーン等を堅固に取り付けた換気口を間隔4m以内ごとに設けたものであること。
 - (2) 床下の防湿のために床下の地盤全面に厚さ6cm以上のコンクリートを打設したものであること。ただし、凍上のおそれのある地域等において、床下の地盤全面に厚さ0.1mm以上の防湿フィルムを敷き、かつ1階の床組のすべてについて3の措置を講じたものは、コンクリートの打設を省略することができる（参考図3.5.11参照）
3. 4.4（防腐・防蟻措置）の項による防腐・防蟻措置を講じたもの。なお、できるだけあらかじめ加圧式の防腐・防蟻処理を施した材料を使用すること。
4. 8.4.6（小屋裏換気）の項による小屋裏換気口を設けたもの。（参考図8.4.6参照）

木材の耐腐朽・耐蟻性 住宅に用いる木材は耐朽性は勿論のこと、耐蟻性の高いものを選択することが建物を長もちさせるための重要なポイントである。特に、土台は、その環境から考えると、日本の大部分の地域において、腐朽菌とシロアリの被害を常に受ける可能性をもっている。樹種の選択にあっては、耐腐朽性・耐蟻性の高い樹種を選択することが望ましい。

耐腐朽性・耐蟻性の比較表

種類	樹種
耐腐朽性・耐蟻性が大なもの	桧・台湾桧・米桧・ひば・米ひば・こうやまき
耐腐朽性が中、耐蟻性が大なもの	杉
耐腐朽性が中、耐蟻性が小なもの	米松・唐松・ソ連唐松
耐腐朽性・耐蟻性が小なもの	赤松・黒松・米桐・スプルース
耐腐朽性が大、耐蟻性が特に高くないもの	栗・けやき

木材の乾燥・ひび割れ 木材は、保存上、強度上の点などから乾燥が第一である。未乾燥の木材は、乾燥過程において、木口割れやひび割れを生じやすい。未乾燥材を構造材として使用してひび割れが生じた場合、その位置や状態によっては、耐力が低下し、建てつけ不良等の原因となる。なお、乾燥が十分でないと認められる場合は、ひび割れ予防液を塗布する等の措置を講ずることが望ましい。また各接合部に木材の乾燥状態を考えずに、金物による補強を行っても、木材の乾燥とひび割れ状

態によって、木材と金物の間に隙間ができるて接合部がゆるんでしまう場合がある。接合部分の木材が十分乾燥していることを確かめた上で（含水率19%以下）、金物による補強を行うことが最良の方法である。

加圧式防腐・防蟻処理木材 加圧式防腐・防蟻処理木材は、工場において、注薬缶中に置かれた木材に薬液を加圧して注入される方法によって製造する。この処理木材は、加圧式防腐・防蟻処理土台として市販されているが、JAS製品については、つぎの3種類があり、それぞれ使用用途の区分が示されている。

防腐・防蟻1種処理：屋外又は接地用

防腐・防蟻2種処理：土台等住宅部材用

防腐3種処理（唐松・米松に限る）：気候が比較的寒冷な地域における住宅部材用

防虫処理ラワン 造作材や家具などに使用されるラワン材は、虫（ヒラタキクイムシ）に食われやすい欠点がある。そこでJASではラワン材等の南方産広葉樹材を対象として防虫処理材が認定されており、防虫処理ラワンはその一つである。

この防虫処理材には、次の3種類があるが、防虫1種処理材を使用することが望ましい。

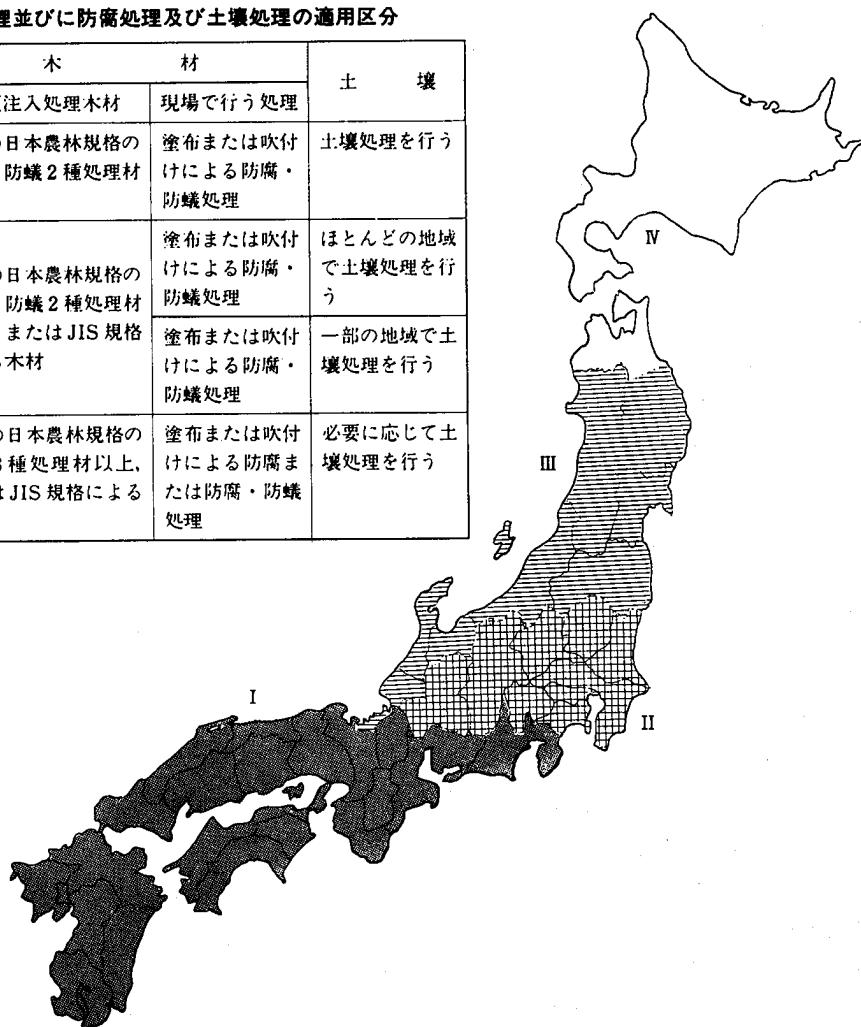
防虫1種処理材—木材全体に薬剤が浸透しているもので、処理後、切ったり、削ったり、どのような加工をしても防虫性能は変わらない。

防虫2種処理材—木材の表面から内部へ8mm以上薬剤が浸透しているもので、処理後は、削るだけにする。

参考図 4.4 防蟻対策地域区分図（㈳日本しろあり対策協会制定）

建設地別の防腐・防蟻処理並びに防腐処理及び土壤処理の適用区分

建設地 対象 区分	木 材		土 壤
	加圧注入処理木材	現場で行う処理	
I	製材の日本農林規格の防腐・防蟻2種処理材以上	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	土壤処理を行う
II	製材の日本農林規格の防腐・防蟻2種処理材以上、またはJIS規格による木材	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	ほとんどの地域で土壤処理を行う
III		塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	一部の地域で土壤処理を行う
IV	製材の日本農林規格の防腐3種処理材以上、またはJIS規格による木材	塗布または吹付けによる防腐または防腐・防蟻処理	必要に応じて土壤処理を行う



防虫表面処理材—薬剤が表面から浅く浸透しているもので、処理後は、加工しないで、そのまま使用する。

木部防腐剤塗り 建築物の木材が腐朽し易い箇所に塗布して腐朽を防ぐのが目的であるから、目的外の所には塗らない方がよい。例えば土台は塗らなくてはならないが、防腐・防蟻処理土台はすでに防腐防蟻剤を注入してあるので土台の木口、ほぞ及びほぞ穴等加工部分以外は塗る必要がなく、給排水の塩化ビニル管に接する箇所は、クレオソートが塩化ビニル管を侵すので塗らない方がよい。

土壤処理 ヤマトシロアリ、イエシロアリなどは、地中から基礎、床づか及びその他の地面と建物とを橋渡しするものを伝わって建物内に浸入する。これを防ぐために地面の土壤を防蟻薬剤で処理することを土壤処理という。しかし建物の防蟻にとって有効な土壤処理も状況の判断を誤まり施工すれば、薬剤により井戸水あるいは地下水を汚染させることも引き起こしかねない。したがって、土壤処理を行う場合にあっては、敷地の状況、土質などを適切に判断し、処理薬剤の選択、処理方法を決定して水質汚染につながらないよう慎重な考慮が払われなければならない。

構造用合板 合板とは、木材を薄くむいた1.5mm～5.5mmの单板を纖維方向に1枚毎に直交させ、奇数枚を接着剤で張り合せて1枚の板としたもので、3枚、5枚、7枚、9枚合せなどがある。合板はその使用される部位、用途により多くの種類に分類されているが、建築物の構造上及び耐久性上主要な部分に使用されるものとして開発されたものを「構造用合板」という。構造用合板の品質等については、JASに規定されており、強度の等級は、「1級」と「2級」がある。2級は木造住宅の耐力壁、屋根下地、床下地等いわゆる下張りに使用されるものを対象としており、1級は2級で対象としているもののほか、強度を計算して使用されるものを対象としている。いずれも所定の強度試験に合格する必要がある。

このように、構造用合板は建築物の構造上の主要な部分に使用されていることから建物の耐久性に直接関係するもので、他の合板に比べて高い接着性能が要求される。JASには接着性能を示す「接着程度」として、「特類」と「1類」の2種類がある。

特類は屋外又は常時湿潤な状態にある場所に使用されるものを対象として接着剤はフェノール樹脂と同等以上の性能を有するものが使用される。また、1類は屋内において使用されるものを対象とし接着剤はメラミン・ユリア共縮合樹脂と同等以上の性能を有するものが使用される。なお、いずれの場合も所定の接着性能試験に合格する必要がある。

集成材 集成材は次の4種類がある。

- (1) **造作用集成材** ひき板若しくは小角材等を集成接着した素地のままの集成材でひき板の積層による素地の美観を表わした階段板、壁パネル、カウンター等又は集成接着した材の表面にみぞ切りや型取り加工等を施した、てすり、敷居、かもい等の集成材であって、主として構造物等の内部造作に用いられるものをいう。
- (2) **化粧ばり造作用集成材** ひき板若しくは小角材等を集成接着した素地の集成材の表面に美観を目的として化粧薄板を貼付けたなげし、回り縁、かもい、落し掛け、上りがまち、踏板、笠木、カウンター、どこがまちなど主として構造物の内部造作用に用いられるものをいう。
- (3) **構造用集成材** 所要の耐力を目的として、ひき板を積層接着した通直或いはわん曲形状の集成材であって構造耐力上主要な部分の柱、梁、桁、アーチ材等、主として構造物の耐力部材として用いられるものをいう。接着剤はレゾルシノール樹脂を使用している。
- (4) **化粧ばり構造用集成材** 構造用集成材の表面に美観を目的として化粧薄板を貼付けた集成材で木造建築物の柱、間柱、通し柱、半柱のような荷重を支える構造耐力部材をいう。接着剤はレゾルシノール樹脂を使用している。

ひき立寸法 木材を製材したままの寸法のことである。

継手と仕口 木材の接合部は大別して継手と仕口になる。

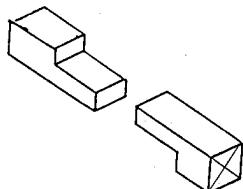
- (1) **継 手** 部材を長さ方向に接続する接合部を継手といい、木構造においては継手は最大

の弱点となる。従って、継手が平面的にも立体的にも1カ所に集中することは、構造物の耐力が低下するので、継手の位置は乱に、つまり「ちどり」に配置した方がよい。

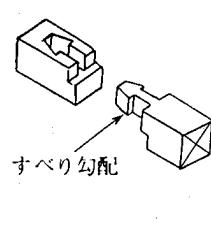
継手の種類はきわめて多いが、現在木造住宅に使われているものとして次のような継手がある。

- (イ) 突付け継ぎ 二つの部材の小口を突付け、その両側に木又は鉄板の添え板をあてボルト締め又はくぎ打ちするもので添え板継ぎともいう。
- (ロ) 相欠き継ぎ 二つの材を段形に欠き込みボルト締め又は釘打ちとする。
- (ハ) 腰掛けあり継ぎ 通常土台、軒げたなどの継手に用いられる。
- (ニ) 台持継ぎ 大梁などの継手に用いられる工法で、柱上又は桁上に継手を設け、二つの部材を重ね合わせてボルト締めとする場合が多い。
- (ホ) 腰掛けかま継ぎ 腰掛けあり継ぎとほとんど同様に用いられる。
- (ヘ) 追掛け大せん継ぎ 脇差、軒げたなどに多く用いられる。引張力にも強いがその継手の位置はなるべく柱に近く、かつ、柱を避けたところに設けるようにする。
このほか、あまり力を受けない継手に用いられる工法として、そぎ継ぎなどがある。

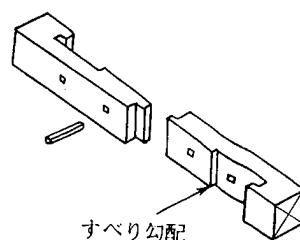
相欠き継ぎ・腰掛け継ぎ



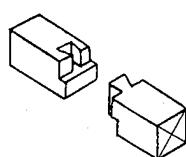
腰掛けかま継ぎ



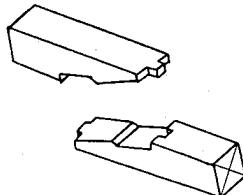
追掛け大せん継ぎ



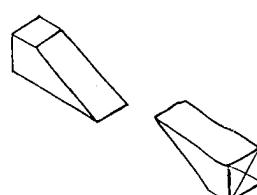
腰掛けあり継ぎ



台持継ぎ



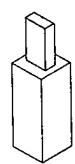
そぎ継ぎ



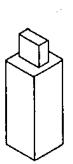
- (2) 仕 口 二つ以上の部材が直角、あるいはある角度をなして結合される場合その結合部分を仕口といふ。仕口の一種にはほぞ差し工法がある。これは柱又は横架材にほぞ穴をつけ、これにほぞ加工した材をさし込み、釘、込み栓などによって結合する方法である。ほぞには、平ほぞ、長ほぞ、短ほぞ、小根ほぞ、扇ほぞなどがある。

いずれの場合でも、材の断面がかきとられるが、断面欠除が大きくなる場合、例えば、一本の柱に四方から横架材が取り付けられるような場合には、柱の断面を大きくするとか、あるいは適当な金物によって補強することが必要である。

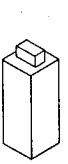
ほ ゾ の 種 類



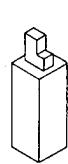
長ほぞ



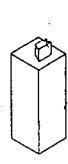
平ほぞ



短ほぞ



小根ほぞ



扇ほぞ

5. 木工事（躯体工事）

5.1 軸組

5.1.1 土台

1. 断面寸法は100mm×100mm以上とし105mm×105mmを標準とする。ただし多雪区域内（「建築基準法施行令第86条第2項ただし書の規定により特定行政が指定する区域」以下同じ。）においては105mm×105mm以上とする。
2. 継手は柱及び床下換気口の位置をさけて行い、腰掛あり継ぎ又は腰掛けかま継ぎとする。
3. 仕口は次による。
 - イ. 隅部取合部は、大入れこねほぞ差し割りくさび締め又は片あり掛けとする。
 - ロ. T字取合部及び十字取合部は、大入れあり掛けとする。

5.1.2 火打土台

1. 断面寸法は、45mm×90mm以上とする。
2. 見付け平使いとし、土台との仕口は、かたぎ大入れとし、N90釘2本打ちとする。
3. 鋼製火打とする場合は次による。
 - イ. 火打金物（HB）又はこれと同等以上のものを使用する。
 - ロ. 土台に突付け六角ボルト（M12）締め平くぎ（Z F55）打ちとする。

5.1.3 柱

1. 柱の断面寸法は次による。
 - イ. 断面寸法は100mm×100mm以上とし、105mm×105mmを標準とする。ただし多雪区域内においては105mm×105mm以上とする。
 - ロ. 通し柱の断面寸法は、120mm×120mmを標準とする。
2. 横架材との仕口は次による。
 - イ. 上下とも長ほぞ差し込みせん打ち、上下とも短ほぞ差しひら金物（SM）当て釘打ち又は上下とも短ほぞ差しかすがい（C120）打ちとする。
 - ロ. 隅柱の下部は、扇ほぞさし又は短ほぞ差しとし、かど金物（CP・L）当て釘打ち若しくはかすがい（C120）両面打ちとする。
 - ハ. 土台木口と柱との取合いを落しありとする場合は、かど金物（CP・L）当て釘打ち又はかすがい（C120）打ちとする。ただし、この部分には、筋かいを設けない。
 - ニ. 筋かい両端に近い側の柱については、5.2.1(木造筋かい)の項による。

5.1.4 間柱

1. 横架材との仕口は上部ほぞ差し、下部突きつけとしそれぞれN75釘を斜め打ちとする。
2. 筋かい当たりは、間柱を切り欠き、N75釘2本を平打ちする。
3. 通しぬき当たりは、添え付けて、N60釘2本を平打ちする。

5.1.5 脇差

1. 断面寸法は、荷重の状態、スパン等を勘案して適切なものとし、特記による。
2. 継手は、はりを受ける柱間を避け、柱より持出し、追掛けせん継ぎ又は腰掛けかま継ぎとする。
3. 通し柱との仕口は、かたぎ大入れ短ほぞ差しとし、金物の補強は次のいずれかによる。
 - イ. 短ざく金物（S）当て六角ボルト（M12）締め、スクリュー釘（Zs50）打ちとする。

ロ. かね折り金物(SA)當て六角ボルト(M12)締め、スクリュー釘(Zs50)打ちとする。

ハ. 羽子板ボルト(SB)締め、スクリュー釘(Zs50)打ちとする。

5.1.6 軒 げ た 1. 断面寸法は、荷重の状態、スパン等を勘案して適切なものとし、特記による。

2. 繰手は、はりを受ける柱間を避け、柱より持出し、追掛大せん継ぎ、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとする。

5.1.7 間仕切げた (頭つなぎ) 1. 繰手は、はりを受ける柱間を避け、柱より持出し、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとする。

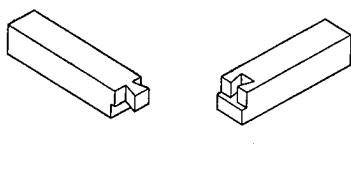
2. 主要な間仕切げたとけた又は胴差とのT字取合部の仕口は、大入れあり掛けとし、羽子板ボルト(SB)締め釘打ちとする。

5.1.8 通しぬき 柱に差し通し釘打ちとする。

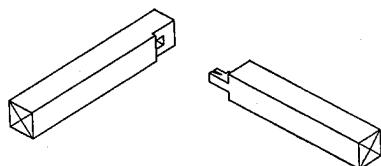
土台の継手 水平外力によって、建物(直接には土台)が基礎に対して容易にずれを生じないよう基礎と土台は、アンカーボルトで緊結しなくてはならないが、このアンカーボルトの効果を減殺しないような位置に継手を設ける必要がある。

火打土台 火打土台は、土台のすみすみに取付ける斜材で、土台のゆがみを防ぎ、建物のすみを平面的に固めるので耐震、耐風上有効である。したがって、仕口にゆるみがあっては効果が乏しくなるので注意が必要である。

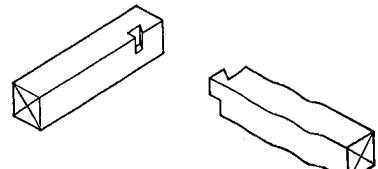
参考図 5.1.1-2 土台の継手
(腰掛けあり継ぎ)



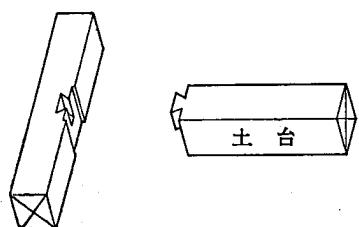
参考図 5.1.1-3 土台すみ仕口
(大入れこねほぞ差し割りくさび締め)



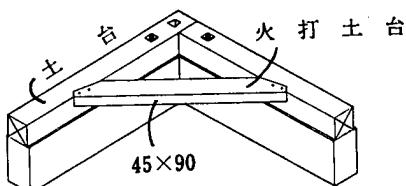
参考図 5.1.1-3 土台すみ仕口
(片あり掛け)



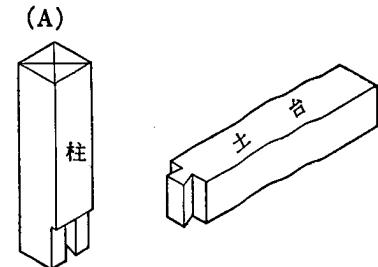
参考図 5.1.1-3 土台T字取合仕口
(大入れあり掛け)



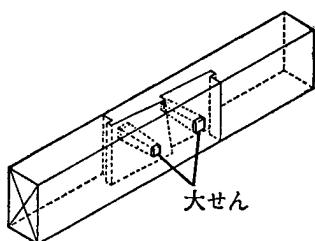
参考図 5.1.2-2 火打土台仕口
(かたぎ入れN90釘 2本打ち)



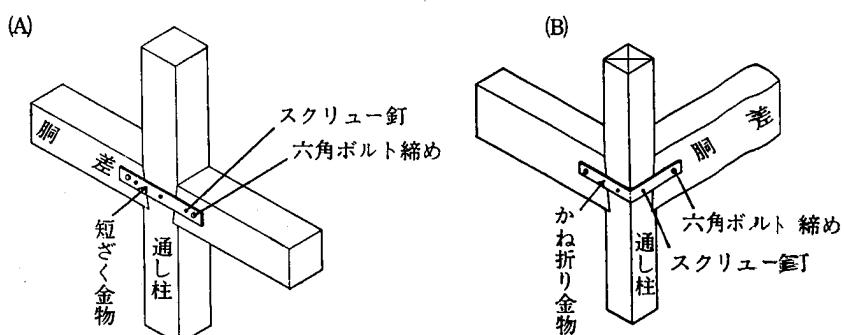
参考図 5.1.3-2 柱と土台の仕口
(落しあり)



参考図 5.1.5-2 脊差の継手
(追掛け大せん継ぎ)



参考図 5.1.5-3 通し柱と脛差との仕口
(かたぎ大入れ短ほぞ差し)



胴差 2階建建物の1、2階の接続部に用いる横架材で、建物の胴を差し通し、これを締める役目をする。

5.2 耐力壁

5.2.1 木造筋かい

1. 断面寸法は30mm×90mm以上とする。
2. 見付け平使いとし、上下端部との仕口は、次のいずれかとする。
 - イ. 横架材と柱に大入れとし、N75釘3本を斜め打ちのうえひら金物(SM) 当て釘打ちとする。
 - ロ. 横架材と柱に突付けとし筋かいプレート(BP) 当て角根平頭ボルト(M12) 締め釘打ちとする。
 - ハ. 横架材へ一部かたぎ大入れ、一部びんたに延ばして横架材を欠き込み、添え付け、N75釘5本を平打ちする。
3. 筋かいの上端部が取り付く柱と横架材との仕口は、次のいずれかによる。ただし、筋かいプレート(BP)を使用した場合は、筋かいの上端部が取りつく柱の上端と横架材との補強金物はこの限りでない。
 - イ. 上下短ほど差しとし、上下端とも、羽子板ボルト(SB) 締めとする。ただし土台との取合は、かど金物(CP・T) 当て釘打ちとする。
 - ロ. 上下短ほど差しとし、上下端とも、かど金物(CP・T) 又は山形プレート(VP) 当て釘打ちとする。
 - ハ. 上下長ほど差しとし、N90釘3本を平打ちのうえ、かすがい(C120) 2本打ちとする。
 - ニ. 隅部通し柱の下部は扇ほど差し又は短ほど差しとし、2枚のかど金物(CP・L) 当て釘打ちとする。
4. 筋かいの下端部が取り付く柱と横架材との仕口は、次のいずれかによる。ただし、筋かいプレート(BP)を使用した場合は、筋かいの下端部が取り付く柱の下端と横架材との補強金物はこの限りでない。
 - イ. 上下とも長ほど差し込みせん打ち、上下とも短ほど差しひら金物(SM) 当て釘打ち又は上下とも短ほど差しかすがい(C120) 打ちとする。
 - ロ. 隅柱の下部は、扇ほど差し又は短ほど差しとし、かど金物(CP・L) 当て釘打ち若しくはかすがい(C120) 両面打ちとする。
5. 1階の筋かいの上端と通し柱との取り合いは、横架材下端から120mm内外の位置にかたぎ大入れとし、N75釘3本を斜め打ちのうえ、ひら金物(SM) 当て釘打ちとする。
6. 柱面内に筋かいをたすき掛けに設ける場合の交さ部は、間柱を欠き込み、N75釘2本を両面打ちとする。

5.2.2 ラス下地板張り

1. 断面寸法は、12mm×80mm以上とする。
2. 繰手は、柱・間柱心で突付け、5枚以下毎に乱継ぎとする。
3. 柱・間柱等への留め付けは、板そば30mmに目透し張りとしそれぞれN50釘2本を平打ちする。

5.2.3 構造用合板・各種ボード類の下地板張り

5.2.3.1 耐力壁の種類等

構造用合板、各種ボード類(以下「構造用合板等」という。)による耐力壁の種類と壁倍率は次の表による。

耐力面材の種類	壁倍率
構造用合板 パーティクルボード	2.5
ハードボード 硬質木片セメント板 フレキシブル板 石綿パーライト板 石綿けい酸カルシウム板 炭酸マグネシウム板	2.0
パルプセメント板	1.5
シージングボード せっこうボード ラスシート	1.0

(注1) 断面寸法15mm×45mm以上の胴縁を、310mm以内の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にN50釘で打ちつけ、その上に上表の構造用合板等をN32釘で間隔150mm以内に平打ちした場合の壁倍率は、すべて0.5とする。

(注2) 土塗壁又は木すり若しくは筋かいと併用する場合は、それぞれの壁の倍率を加算することができる。ただし、加算した場合の壁の倍率は5倍を限度とする。

(注3) 上表以外の材料については、建設大臣が個別に認定したものがある。

5.2.3.2一般事項 1. 構造用合板等は、柱、間柱及び土台・はり・けた・その他の横架材に確実に釘で留めつける。

2. 構造用合板等により、1階及び2階部において、上下同位置に構造用合板等の耐力壁を設ける場合は、胴差部で、構造用合板等間に原則として6mm以上のあきを設ける。

3. 構造用合板等を横張り又は縦張りとする場合で、やむをえず、はり、柱等以外で継ぐ場合は、間柱及び胴縁等の断面を45mm×100mm以上とし、大壁造においては見込平使い、真壁造の場合は見付け平使いとする。

5.2.3.3構造用合板 1. 構造用合板の品質は、JASに適合するもので、種類は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。

2. 張り方は3'×9'版(910mm×2,730mm)を縦張りとし、やむをえず3'×6'版(910mm×1,820mm)を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。

3. 留めつけは、受材当たり間隔150mm以下にN50釘で平打ちとする。

5.2.3.4シージングボード 1. シージングボードの品質は、JIS A5905(軟質繊維板)のうちシージングインシュレーションボードに適合するものとし、厚さ12mm以上とする。

2. 張り方は、構造用合板と同様とする。

3. 留めつけは、受材当たり外周部は間隔100mm以下、中間部は間隔200mm以下にS N40釘を平打ちする。

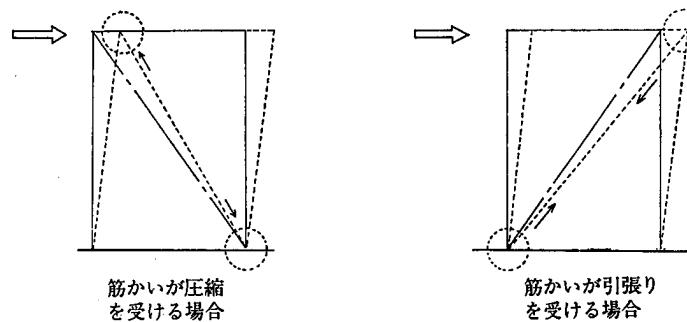
5.2.3.5パーティクルボード 1. パーティクルボードの品質は、JIS A5908(パーティクルボード)に適合するもので、曲げ強さの種類は200P又は150Pとし、厚さは12mm以上とする。

2. 張り方は、構造用合板と同様とし、胴差部分以外の継目部分は2~3mm

- の隙間をあける。
3. 留めつけは、構造用合板と同様とする。
- 5.2.3.6 ハードボード**
1. ハードボードの品質は、J I S A 5907（硬質繊維板）に適合するもので曲げ強さの程度は350又は450とし、厚さは5mm以上とする。
 2. 張り方は、パーティクルボードと同様とする。
 3. 留めつけは、構造用合板と同様とする。
- 5.2.3.7 硬質木片セメント板**
1. 硬質木片セメント板の品質は、J I S A 5417（木片セメント板）のうち、硬質木片セメント板に適合するものとし、厚さは12mm以上とする。
 2. 張り方は、壁軸組に防水テープを張るか又は壁全面に防水紙を張り、その上から3'×9'版(910mm×2,730mm)を縦張りとする。
 3. 留めつけは、構造用合板と同様とする。
- 5.2.3.8 フレキシブル板・けい酸カルシウム板・パライド板**
1. 石綿スレートフレキシブル板の品質は、J I S A 5403（石綿スレート）のうちフレキシブル板に適合するもので、厚さ6mm以上、石綿セメントけい酸カルシウム板の品質は、J I S A 5418（石綿セメントけい酸カルシウム板）に適合するもので、1.0—CK、厚さ8mm以上、石綿パライド板の品質は、J I S A 5413（石綿セメントパライド板）に適合するもので0.8—P又は0.8—P・Aとし、厚さ12mm以上とする。
 2. 張り方は壁軸組に防水テープを張るか又は壁全面にアスファルトフェルト（1巻20kg）の防水紙を張り、その上から3'×9'版(910mm×2,730mm)を縦張りとし、やむをえず3'×6'版(910mm×1,820mm)を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
 3. 留めつけは、受材当たり間隔150mm以下にGN40釘を平打ちする。
- 5.2.3.9 炭酸マグネシウム板**
1. 炭酸マグネシウム板の品質は、J I S A 6701（炭酸マグネシウム板）に適合するもので厚さ12mm以上とする。
 2. 張り方は、壁軸組に防水テープを張るか又は壁全面に防水紙を張り、その上から3'×10'版(900mm×3,000mm)を縦張り又は横張りとする。
 3. 留めつけは、5.2.3.8の3と同様とする。
- 5.2.3.10 ラスシート**
1. ラスシートの品質は、J I S A 5524（ラスシート（角波亜鉛板ラス））に適合するもので、LS4（メタルラスの厚さが0.6mm以上のものに限る）とする。
 2. 張り方は、3'×8'版(910mm×2,420mm)の縦張り又は3'×9'版(910mm×2,730mm)の縦張りとし、土台及び壁上端部まで張りつめ、見切り各部には、水切り、雨押えを入れる。継目は1山重ねとし、鉄板は鉄板で、ラスはラスで重ね結束する。
 3. 開口部等でラスシートを切り抜く場合は、事前に鉄板を短かく、ラスを長くなるよう切断し、掩き込む。
 4. 留めつけは、間隔150mm以下に亜鉛めっきされたN38釘を平打ちする。
品質、張り方等は8.5.3.（せっこうボード、その他のボード張り）の項による。
- 5.2.3.11 パルプセメント板・せっこうボード**

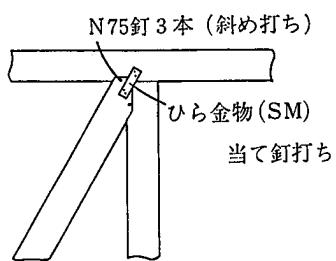
筋かい 柱と横架材とでできた矩形の骨組の対角線の方向に入れた斜材で、風圧又は地震などの水平力を受けた場合、矩形の骨組のゆがみを防止するために設けるものであり、従って、筋かい入りの壁は外力に対して最も重要な部分となるので、筋かいが有効に働くよう端部の仕口は十分注意し出

来るだけつり合いよく配置することが大切である。
間柱と筋かいの取合部では、いつでも筋かいを優先し、間柱を筋かいの厚さだけ欠きとて筋かいを通す。

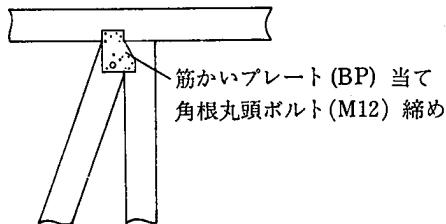


参考図 5.2.1-2 筋かい上下端の仕口

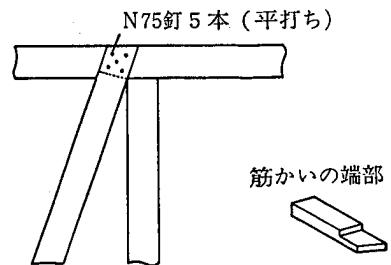
(A) 横架材及び柱に大入れ



(B) 横架材及び柱に突付け

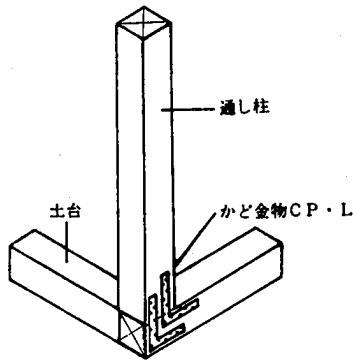


(C) 一部かたぎ大入れ一部びんた延ばし

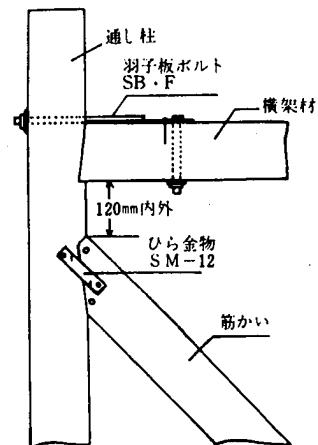


参考図 5.2.1-3-ニ 隅部通し

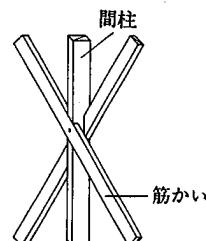
柱の下部



参考図 5.2.1-4 筋かいと通し柱の取合い



参考図 5.2.1-5 たすき掛筋かい交さ部

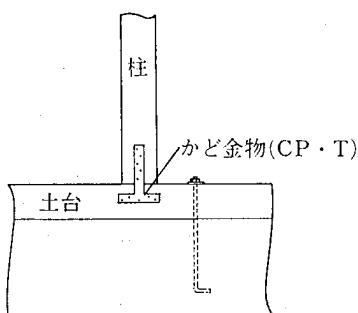
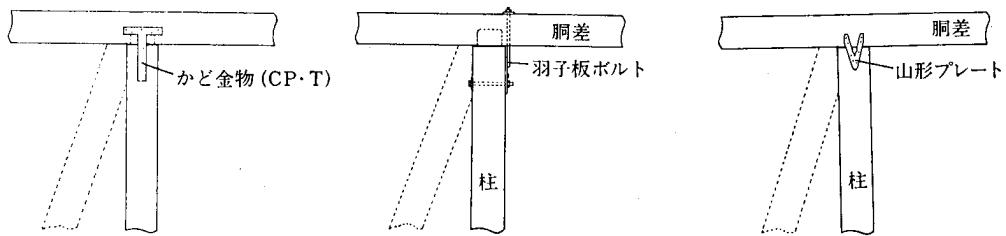


参考図 5.2.1-3 筋かいの上端部が取付く柱の仕口

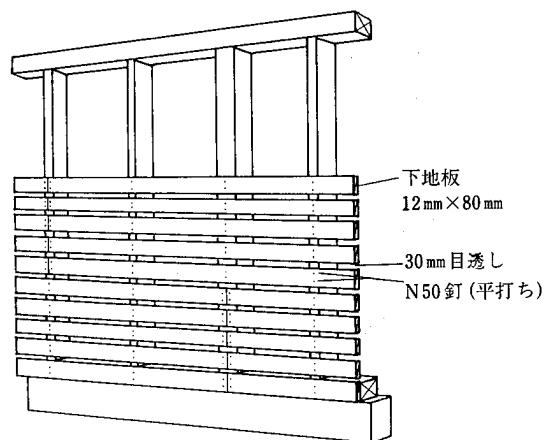
(A) 柱短ほぞ差しかど金物當て
釘打ち

(B) 柱短ほぞ差し羽子板ボルト
(SB) 締め

(C) 柱短ほぞ差し、山形プレート
(VP) 当て釘打ち



参考図 5.2.2 ラス下地板張り



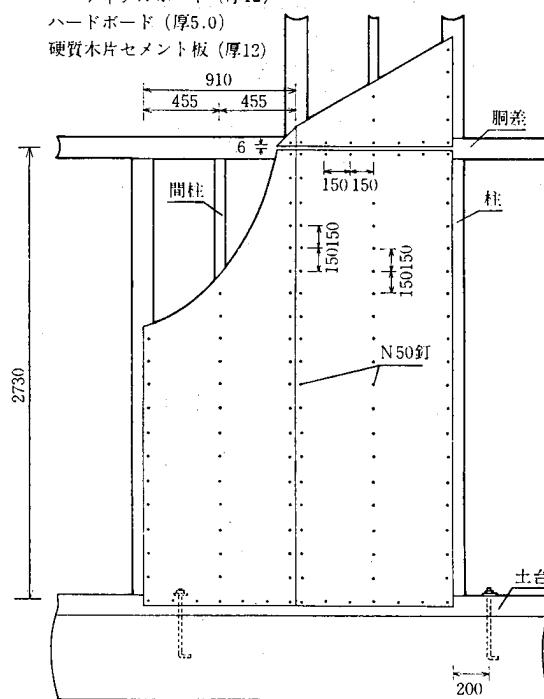
参考図 5.2.3 構造用合板・各種ボード類の下地板張りの釘打ち詳細

(A) 構造用合板（厚7.5）

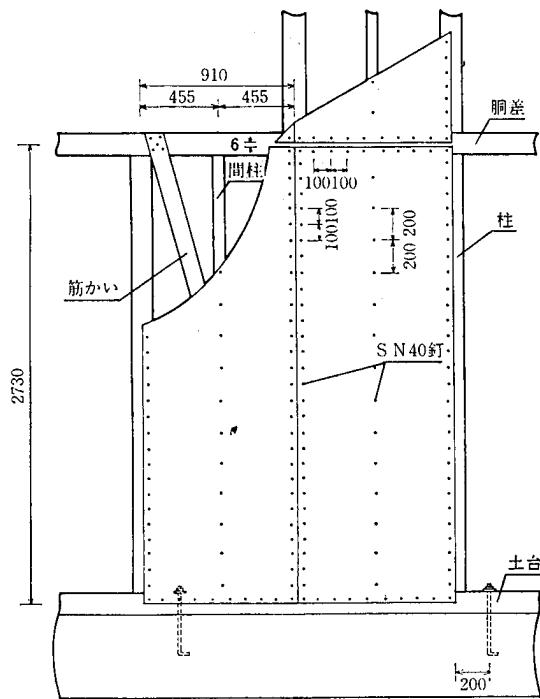
パーティクルボード（厚12）

ハードボード（厚5.0）

硬質木片セメント板（厚12）



(B) シージングボード（厚12）



（注）アンカーボルトの位置は柱心より 200mm 以内とし、なるべく耐力壁の外側に設けた方がよい。

面材耐力壁 1981年6月1日付けの建設省告示第1100号によって、各種ボード類による耐力壁（面材耐力壁）の種類とその仕様が示された。面材耐力壁としては、これまで構造用合板のみが認められていたが、今回の告示により、合計12種のボード類及び建設大臣が個別に認定した面材が耐力壁として認められることになったものである。張り方は、軸組に直接張る方法と胴縁を介して張る方法があるが、いずれの場合も、胴差、はり、桁及び土台等の横架材に確実に留めつけられなければ、耐力壁として認められないことになっている。従って室内面に使用する場合は、一般に床あるいは天井部分で面材が切れてしまうため、耐力壁としての倍率が算定できないこととなるので注意をする。なお、釘の打ち方等については、仕様書に示したとおりである。また、これらの面材耐力壁と従来の筋かい耐力壁等とを併用する場合は、5倍を限度として、両者を加算して、壁倍率を算定することができることとなっている。1981年6月からいわゆる新耐震法により、筋かい耐力壁等の壁倍率の値が小さくなつたが、この面材による耐力壁を使用することで、必要壁量の確保が容易になったといえる。

5.3 小屋組

5.3.1 小屋ばり 1. 断面寸法は、荷重の状態、スパン、はり間隔等を勘案して適切なものとし、特記による。

2. 繰手は受材上で台持継ぎ、下木にだぼ2本植込みかすがい（C120又はC150）両面打ち又は六角ボルト（M12）2本締めとする。ただし、末口135mm以下の丸太にあっては受材上でやりちがい、六角ボルト（M12）2本締めとし、いずれも受材当りは、渡りあごとし、手ちがいかすがい（CC120又はCC150）打ちとする。

3. 軒げたとの仕口は、かぶとあり掛け又は渡りあごとし、いずれも羽子板ボルト（SB・E又はSB・F）締めとする。

5.3.2 小屋づか 1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。ただし、多雪地域においては105mm×105mmを標準とする。

2. 仕口は、上部は長ほぞ差し、N90釘2本を平打ちとし、下部は短ほぞ差し、かすがい（C120）両面打ち又はひら金物（SM）当て釘打ちとする。

5.3.3 むな木・もや 1. 断面寸法は次による。

イ. もやの断面寸法は90mm×90mm以上とする。ただし、多雪区域においては105mm×105mmを標準とする。

ロ. むな木断面寸法はもやの断面寸法以上とし、たる木当りの欠き込み等を考慮して適切なものとし、特記する。

2. 繰手は、つかの位置を避け、つかより持出して、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとし、N75釘2本打ちとする。

3. T字部の仕口は、大入れあり掛けとし、上端よりかすがい（C120）打ちとする。

5.3.4 けた行筋かい つかに添えつけ、N50釘2本を平打ちする。

5.3.5 たる木 1. 断面寸法は、荷重の状態、軒の出等を勘案して、適切なものとし、特記による。

2. 繰手は、乱に配置し、もや上端でそぎ継ぎとし、釘2本打ちとする。

3. 留めつけは、受材当りN75釘で両面を斜め打ちとする。ただし、軒先部は桁へひねり金物（ST）、折曲げ金物（SF）、又はくら金物（SS）当て釘打ちとする。なお、たる木のせいが45mm程度の場合は、N100釘を脳天打ちとすることができる。

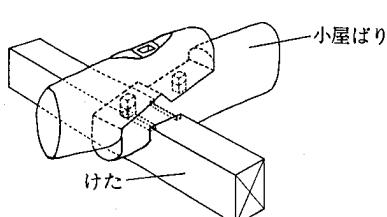
4. 瓦棒葺き屋根の場合のたる木間隔は、瓦棒の留めつけ幅と同一とする。

5.3.6 火打ちばり 火打ちばりは5.5.6（火打ちばり）による。

和式小屋組 構造的には主として、鉛直荷重（屋根の荷重）を負担し、もやからんの荷重を垂直材（つか）が水平材（はり）に伝えてゆく。古くから小屋ばりにはわん曲した丸太材を用いることが多い。

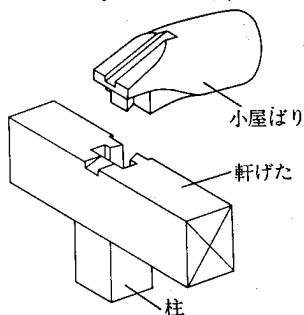
参考図 5.3.1-2 小屋ばりの継手

(台持継ぎ)

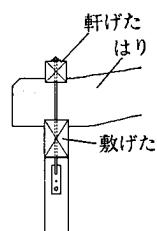
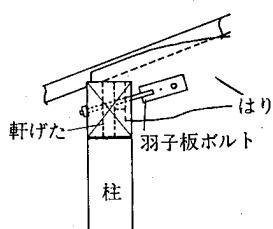
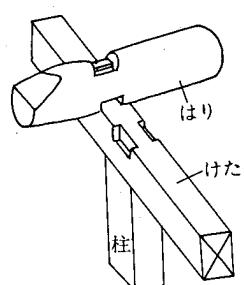


参考図 5.3.1-3 小屋ばりと軒けたとの仕口

(かぶとあり)



(渡たりあご)



けた行筋かい

小屋組がけた行方向に倒れるのを防ぐため
小屋づかをつなぐけた行方向の筋かいをい
う。

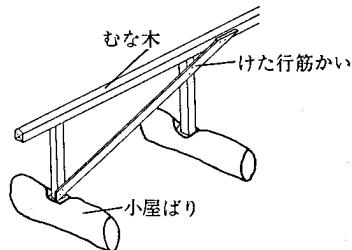
参考図 5.3.6-3 たる木とひねり金物

たる木

ひねり金物

横架材

参考図 5.3.4 けた行筋かい



5.4 屋根下地その他

5.4.1 野 地 板

- 5.4.1.1 挽板野地板 1. 挽板野地板は厚さ 9mm 以上とする。
2. 継手の位置は、約 10 枚毎に乱継ぎとし、継手はたるき心で突付け N38 釘を平打ちとする。
なお、見えがかりは、すべり刃又は相じゃくりとする。
- 5.4.1.2 合板野地板 1. 合板の品質は、構造用合板の JAS に適合するもので、1類、厚さ 9mm 以上とする。
2. 取付けは、間隔 150mm 内外に受材当たり N38 釘を平打ちする。

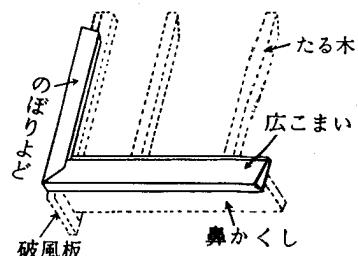
5.4.1.3 パーティクルボード野地板	1. パーティクルボードの品質は、J I S A 5908 (パーティクルボード) に適合するもので、種類は 150P 又は 150M 以上とし、厚さ 12mm 以上とする。 2. 取付けは、間隔 150mm 内外に、受材当たり N50 釘を平打ちとし、継目部分は 2 ~ 3 mm の隙間をあける。なお、軒及び妻側の部分に、使用する広こまい、のぼりよど、破風板等には木材を使用する。
5.4.2 鼻かくし	継手はたるき心で突付け継ぎ又はそぎ継ぎ、厚木の場合は隠し目違い入れとし、いずれも釘打ちとする。破風板との取り合いは突付け釘打ちとする。
5.4.3 破風板	継手は、もや心で突付け継ぎ又はそぎ継ぎ、厚木の場合は、もや心で隠し目違い入れとし、いずれもむな木、もや及びけた当たり、釘打ちとする。
5.4.4 広こまい・のぼりよど	継手は、鼻かくし又は破風板の継手の位置を避け、広こまいは、たるき心で突付け継ぎ、のぼりよどは、突付け継ぎ、隅は大留めとし、いずれも釘打ちする。見えがかりの野地板付は、相じゃくり又は板じゃくりとし、釘打ちとする。
5.4.5 めんど板	たるき間に、はめ込み釘打ちする。

鼻かくし 軒先でたる木の端を隠すためにつける長い横板。

破風板 屋根切妻の合掌形の板。

広こまい 軒先に沿ってたる木の上に取り付けた平たい横木。

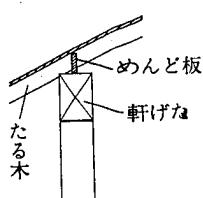
参考図 5.4.4 広こまい・のぼりよど



めんど板 屋根裏板と軒げたの上のたる木の間に出来るすき間を面

戸といい、面戸をふさぐ板をめんど板という。

参考図 5.4.5 めんど板



5.5 床組

5.5.1 大引

- 断面寸法は 90mm × 90mm を標準とする。
- 継手は、床づか心から 150mm 内外持ち出し、相欠き継ぎのうえ、N75 釘 2 本打ちとするか又は腰掛けあり継ぎとする。
- 仕口は次による。
 - 土台との取合いは、大入れあり掛け、腰掛け又は乗せ掛けとし、いずれも N75 釘 2 本を斜め打ちとする。
 - 柱との取合いは、添木を柱に取付けた後、大引きを欠き込み乗せかけとするか、柱に大入れとし、いずれも N75 釘 2 本を斜め打ちとする。

5.5.2 床づか

- 断面寸法は、90mm × 90mm を標準とする。
- 上下仕口は次のいずれかによる。

イ. 大引に突付けとし、N75釘を斜め打ちのうえ、ひら金物（S M）当て釘打ち又はかすがい（C120）打ちとする。

ロ. 大引へ一部びんた延ばしとし、N75釘2本を平打ちする。

ハ. 大引に目違いほど差しとし、N75釘2本を斜め打ちとする。

3. 下部はつか石に突付けとし、根がらみを床づかに添えつけ釘打ちとする。

5.5.3 根太掛 1. 断面寸法は、 $24\text{mm} \times 90\text{mm}$ を標準とする。

2. 継手は、柱心で突付け継ぎとし、N65釘2本を平打ちする。

3. 留めつけは、柱、間柱当たりにN65釘2本を平打ちとする。

5.5.4 根太 1. 断面寸法は、 $45\text{mm} \times 45\text{mm}$ を標準とする。ただし、2階床の床梁間隔又は1階床の大引間隔がそれぞれ $1,800\text{mm}$ 内外の場合は、 $45\text{mm} \times 105\text{mm}$ を標準とする。

2. 根太間隔は、畳床の場合は 450mm を標準とし、その他の場合は 300mm を標準とする。

3. 継手は受材心で突付け継ぎとし、N90釘を平打ちする。

4. はり又は大引きとの取合は、置渡しとし、N75釘2本斜め打ちとする。ただし、根太のせいが 90mm 以上の場合は、大入れ又は渡りあご掛けとし、N75釘2本を斜め打ちする。

5.5.5 2階床ばり 1. 断面寸法は、荷重の状態、スパン、はり間隔等を勘案して適切なものとし、特記による。

2. 継手は次のいずれかによる。

イ. 受材上で大材を下に台持ち継ぎとし、六角ボルト（M12）2本締め又は受材より 150mm 内外持ち出し、追掛大せん継ぎとする。

ロ. はりせいが 120mm 程度のものは、大材を受材心より 150mm 内外持出し上端をそろえ、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとし、短ざく金物（S）両面当て、六角ボルト（M12）締め釘打ちとする。

ハ. 受材が横架材の場合は、受材との取り合いは、渡りあご掛けとする。

3. 仕口は次のいずれかによる。

イ. 柱との取合いは、かたぎ大入れ短ほど差しとし、羽子板ボルト（S B）締め又は箱金物ボルト締めとする。

ロ. T字取合は大入れあり掛けとし、羽子板ボルト（S B）締めとする。

5.5.6 火打ちばり 1. 木製火打とする場合は次による。

イ. 断面寸法は $90\text{mm} \times 90\text{mm}$ 以上とする。

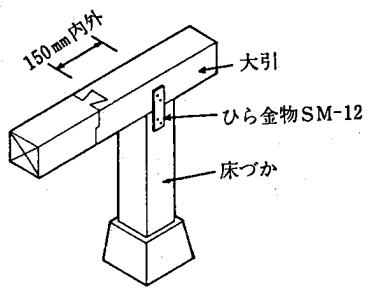
ロ. はり・胴差・けた等との仕口は、かたぎ大入れとし、六角ボルト（M12）締めとする。ただし、はり・胴差・けた等の上端又は下端に取り付ける場合は、渡りあご又はすべりあごとし、いずれも六角ボルト（M12）締めとする。

2. 鋼製火打とする場合は次による。

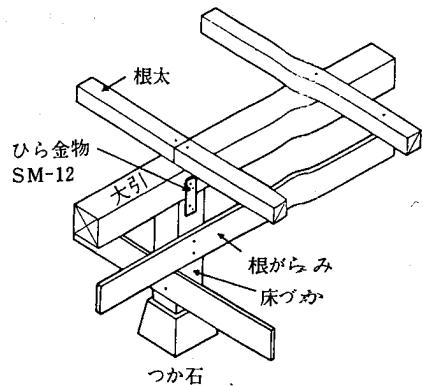
イ. 火打金物（H B）又はこれと同等以上のものを使用する。

ロ. 横架材に突付け六角ボルト（M12）締め平くぎ（Z F 55）打ちとする。

参考図 5.5.1-2 大引の継手

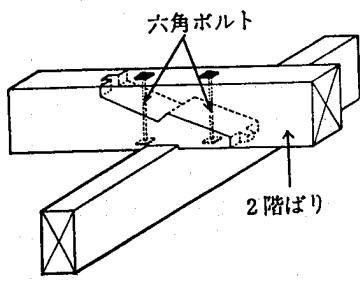


参考図 5.5.2-2 床 組

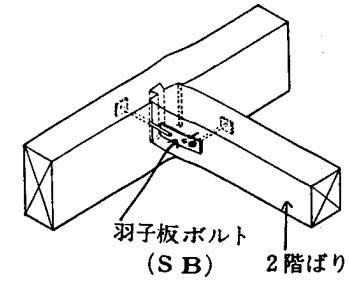
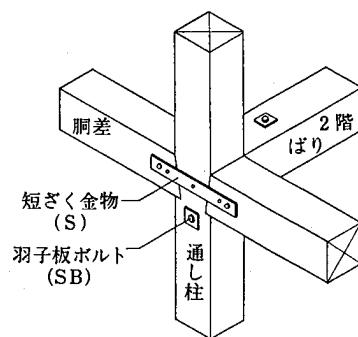
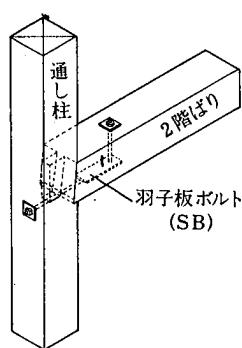


根からみ 床は移動荷重や多少の衝撃荷重を受けるため、つかがつか石から浮き上ったり、移動したりするおそれがあるので、これらを防止するのが目的である。

参考図 5.5.5-2 2階ばかり継手
(台持継ぎ)



参考図 5.5.5-3 通し柱と2階ばかりとの取合

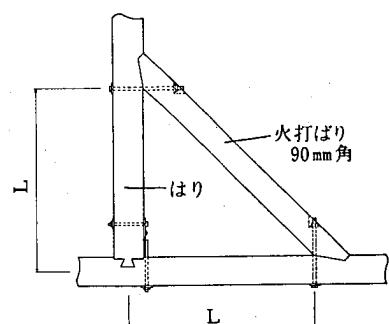


参考図 5.5.5-3 T字仕口

接合金物 床ばかりの継手に用いられるボルトなどの接合金物は、地震や風圧力によって生ずるはりの軸方向引張力に抵抗させるため、材相互の連結を確実にするのが主な目的である。

火打ばり 火打土台と同様骨組（はりとけた）の接合部を固める目的で用い、耐震上、耐風上有効である。

参考図 5.5.6 火打ばり



(注) Lは750mm前後が望ましい。

5.6ひさし

5.6.1 陸ひさし 1.型板の取付けは、柱の側面を15mm内外欠き取り、はめ込み、N65釘5本を平打ちする。なお、間柱へは、添え付け、N65釘5本で平打ちする。

2.鼻隠しは上端をひさし勾配に削る。なお、継手及び取付けは次による。

イ.化粧の場合の継手は、型板心で相欠き継ぎとし、すみは下端を見付け留め3枚に組む。留めつけは、型板に添えつけ釘頭つぶし打ちとする。

ロ.見えがくれ（モルタル塗等）の場合の継手は、型板心で突付け継ぎとする。留めつけは型板に添え付け、釘打ちとする。

3.広こまいを取付ける場合は、型板心で突付け継ぎとし、型板に添え付け、釘打ちとする。

4.野地板は、型板心で突付け継ぎとし、留めつけは、板そばを添え付け、型板当たり釘打ちとする。

5.化粧天井板継手は、乱に型板心で相欠き継ぎとし、留めつけは、板そばを相じやくりとし、型板当り釘打ちとする。

5.6.2 腕木ひさし 1.腕木と柱の仕口は、柱へ下げかまほぞ差しとし、上端よりくさび締めのうえ、くさび抜け止め釘打ちとするか、又は柱へ短ほぞ差しとし、上端より斜め釘打ちとする。

2.だしげたは、腕木に渡りあご掛け、かくし釘打ちとする。

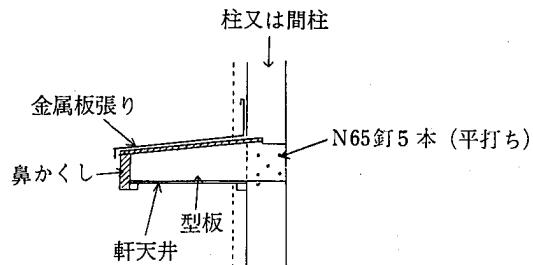
3.たる木掛けは、上端をひさし勾配に削り、たるき彫りをして柱に欠き込み釘打ちとする。

4.広こまいは、そば板じゃくり、すみは大留とし、たる木に添え付け釘打ちとする。

5.ひさし板は、そば相じやくりとし、たる木当たり釘打ちとする。

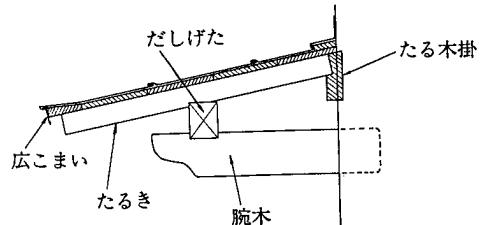
陸ひさし 柱又は間柱の側面に型板を取りつける。型板が垂れ下がらないよう 大釘で十分に打ちつける。次に野地板の上に金属板をはり、軒裏は軒天井を張って仕上げる。この方法は軽い、出の少ないものに用いる。

参考図 5.6.1 陸ひさし



腕木ひさし 柱から腕木をのばし、だしげたをのせ、その上に板をのせて金属板で葺いたものが一般的である。

参考図 5.6.2 腕木ひさし



6. 屋根工事

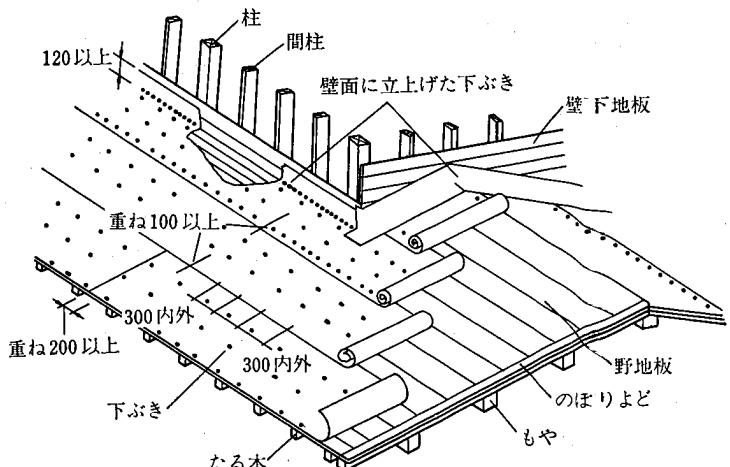
6.1 下ぶき

- 6.1.1 材料 1. アスファルトルーフィングは1巻重量22kg品以上、アスファルトフェルトは1巻重量20kg品以上とする。
2. こけら板は、厚さ1.2mm以上幅100mm長さ240mm内外のものを使用する。
3. 合成樹脂系シートは、1と同等以上の防水性能を有するものとする。
- 6.1.2 工法 1. アスファルトルーフィング及びアスファルトフェルトのふき方は次による。
イ. 野地面上に敷込むものとし、上下(流れ方向)は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせる。
ロ. 留めつけは、重ね合せ部は間隔300mm内外に、その他は要所をタッカーピンなどで留めつける。
ハ. むねは左右折り掛けとする。
ニ. 壁面との取合い部は、壁面に沿って120mm以上立ち上げる。
ホ. むね板(あおり板)、かわら棒及びさん木などは張りつつまない。
ヘ. しわ又はゆるみが生じないように十分注意して張り上げる。
2. こけら板のふき方は次による。
イ. 軒先は2枚重ねとしふき足90mm以下で足おき(2枚目)ごとに中心及び端部で留めつける。
ロ. むねは左右折り掛け、むねおおいは3枚重ねとなるようにさん木で留める。
ハ. すみむね及び谷は幅240mm以上筋ぶきとする。
3. 合成樹脂系防水シートのふき方は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

下ぶき 屋根ぶき材料の下地とし、雨漏りや湿気を防ぐために使われるもので、アスファルトルーフィング、アスファルトフェルト、こけら板ぶきなどがある。

アスファルトルーフィング 原紙を加熱溶解したアスファルトの中を通過させ、その表裏にアスファルトを主とした被覆物を塗布し、さらに鉱物質粉末を散布し、冷却後切断して1巻としたもので、幅1m、長さ21mで1巻の重さは一般的に使用されているものは、35kg、22kgとなってい

参考図 6.1.2-1 下ぶき工法



アスファルトフェルト 原紙を加熱溶解した浸透用アスファルトの中を通過させ、十分に浸透させる。その後、過剰のアスファルトを除去して冷却し、規定の長さに切断し1巻としたもので、幅1m、長さ42mで、1巻の重さは一般的に使用されているものは、30kg、20kgとなっている。

タッカー釘 タッカー釘は、屋根、外壁の防水紙、ラス等を留めつける為に用いられる釘で、手打ちのできるものと自動釘打機を使用しなければならないもの（16mm以上の足長さ）とがある。

参考図 6.1,2-1



タッcker釘

6.2 金属板ぶき

- 6.2.1 材 料
1. 金属板の品質はJIS G 3312（着色亜鉛鉄板）、JIS G 3302（亜鉛鉄板）の屋根用、JIS K 6744（ポリ塩化ビニル（塩化ビニル樹脂）金属積層板）のA種に適合するもの又はこれらと同等以上のものとする。
 2. ふき板の板厚は、着色亜鉛鉄板、亜鉛鉄板及びポリ塩化ビニル（塩化ビニル樹脂）金属積層板で0.35mm以上とし、谷の部分、つり子等の板厚は、着色亜鉛鉄板0.4mm以上とする。その他の材料にあっては特記による。
 3. 着色亜鉛鉄板等の欠損部分の補修等については各製造所の仕様による。
 4. 留めつけに用いる釘は、亜鉛めっき釘又はステンレス鋼釘（いずれもカラーコーティングしたものを含む。）とし長さは32mm以上、つり子などの留めつけに用いる釘の長さは45mm以上とする。
 5. その他の金属ふき材及び雪止め等の附属金具は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

着色亜鉛鉄板（カラートタン）は、亜鉛鉄板に合成樹脂塗料を連続的に塗装、焼付したもので、通常2回塗装2回焼付（2コート2ベーク）が施されており、耐久力、耐候性、加工性に優れている。日本工業規格（JIS）では用途別に屋根用、建築外板用など分類がなされているので、用途にあった材料を使用することが望ましい。また、屋根ふき後、数年経過すると退色などの現象が見られるので、その場合は早目に塗り替えなどの措置をとることが屋根の保守のためによい。

亜鉛鉄板のなかでも主として平板及びコイルの2種が住宅用として使用される。

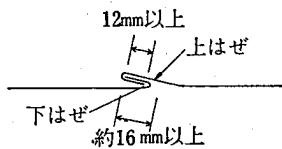
亜鉛鉄板の寿命は、亜鉛めっきの付着量（板の両面の付着量とする。）によって定まる。耐久性を考えるとZ25（最小付着量250g/m²）以上のものが望ましい。

ポリ塩化ビニル（塩化ビニル樹脂）金属積層板は亜鉛めっき鋼板を下地としてポリ塩化ビニルを塗布または積層したもので、その塗膜は着色亜鉛鉄板と比較すると軟質で厚く耐食性にすぐれ、工場地帯、海岸地帯などの使用に適している。

金属板ぶきの屋根は、軽量性、雨仕舞及び耐候性の点では優れているが、断熱性、遮音性の点で難点があるので、屋根下地あるいは屋根裏に断熱材及び遮音材を入れて施工する必要がある。

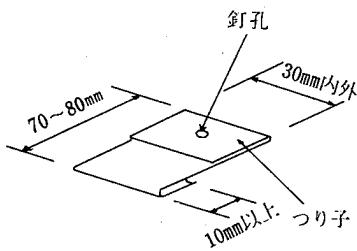
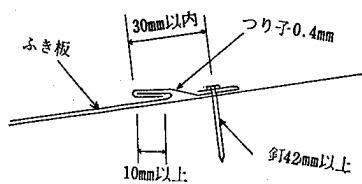
- 6.2.2 一般工法
1. 加工は、原則として機械加工とする。ただし、屋根ふき面積が少ない場合又は現場取合い加工の場合は、手加工とすることができます。
 2. 折り曲げに際しては、着色亜鉛鉄板等の場合は、塗膜（樹脂の積層も含む。）に損傷剥離が生じないよう、亜鉛鉄板の場合は、めっき及び地はだにき裂が生じないよう十分注意して加工する。
 3. はぎ合せ部は、こはぜ掛け（引掛け又はつかみ合せ）とし、こはぜの掛け及び折り返し幅は、下はぜ16mm以上、上はぜ12mm以上とする。
 4. 釘打ちの釘頭は、すべてシーリング処理とする。
 5. 通し付け子は、長さ900mm内外とし、継手は突付け、両端及びその中間を間隔200mm内外に釘打ちとし通りよく取付ける。
また、隅角部及びむねの取合いは、折り曲げ又は重ね掛けとする。
 6. つり子は、幅30mm、長さ70~80mm内外とし、釘打ちとする。
 7. 軒先及びけらばは次による。
 - イ. 軒先及びけらばは、唐草を広こまい又はのぼりよどの端部に釘留めとする。釘の長さは32mm以上とし、間隔は300mm程度とする。
 - ロ. 唐草は、すべて部分を80mm以上とし、下げ部分の下端を広こまい又はのぼりよどの下端より10mm以上あける。
 - ハ. 唐草の継手は、端部を各々あだ折りしたものを長さ60mm以上に重ね合わせ釘留めとする。
 8. 谷ぶきは次による。
 - イ. 谷ぶき板は、着色亜鉛鉄板を用いて全長通しぶきとし、底を谷形に折り曲げ両耳2段はぜとし、たる木に釘留めしたつり子留めとする。
 - ロ. 軒先は、付け子又は捨板に引っ掛け、軒どい内にたわめ下げる。
 - ハ. むねぎわは、むね板（おり板）下に立ちあげる。
 - ニ. 谷が両側からつき合う場合は、ふき板を蝶でつかみ合わせ又は馬乗り掛けにする。
 9. ふき板は、軒先及びけらばは唐草に、谷縁は谷ぶき板につかみ込みはぜ掛けとする。
 10. 飛び付け子は、幅20mm内外とし、両端及び中間を間隔250mm内外に釘打ちとする。

参考図 6.2.2-3 はぜの名称及び折り返し幅



注) 雨水の毛細管現象を
防ぐために、はぜの折
り返し寸法に十分注意
する必要がある。

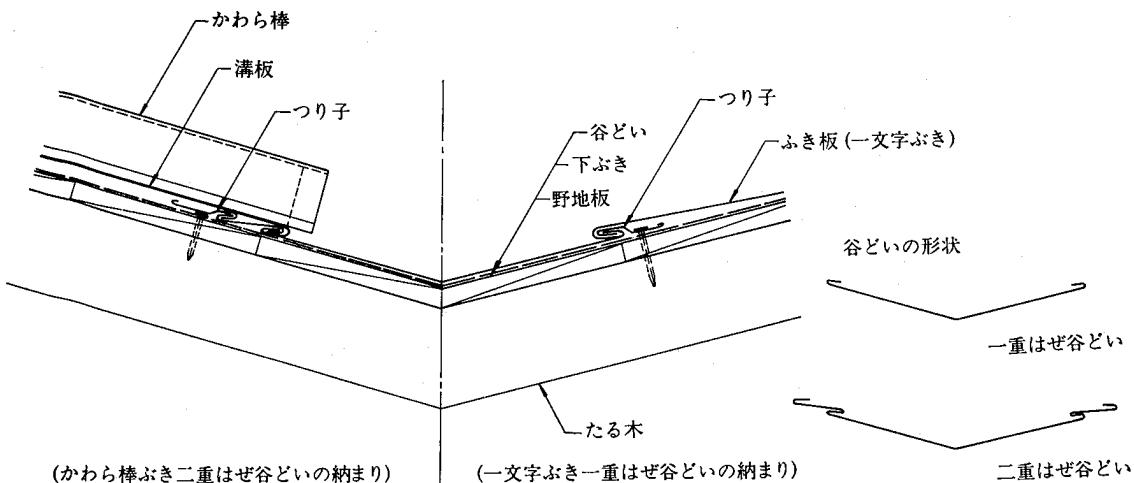
参考図 6.2.2-6 つり子止め



つり子(吊子) 金属板で屋根をふくとき、板を留めるために用いる小さな短ざく形の金物。

谷ぶき 谷ぶきは入すみにできるものと、際谷と称して一種のといい役目を果すものがある。いずれの場合でも雨漏りを防ぐため、一枚の板で端から端まで設けることが必要である。また、アスファルトルーフィングも、谷どいの板と同様に敷き込むのがよい。

参考図 6.2.2-8 谷ぶき



6.2.3 かわら棒ぶき

6.2.3.1 心木ありかわら棒ぶき

1. 平の部分は次による。

- イ. かわら棒の間隔は350mm又は450mmを標準とする。ただし強風地域では実情に応じて間隔を狭くする。
- ロ. 心木は、防水紙の上からたる木に釘留めする。釘は、たる木に40mm以上打ち込めるものとし、間隔は、軒先、けらば及びむね附近では300mm以内、その他の部分は600mm以内とする。
- ハ. 溝板の両耳は、かわら棒の心木の高さまで立ち上げたうえ、かわら棒包み板をかぶせ、包み板とも心木側面から釘留めとする。釘長さは、38mm以上とし間隔は、軒先、けらば及びむね附近では200mm以内、その他の部分は450mm以内とする。なお、溝板に継手を設ける場合は巻きはぜとする。

2. 軒先、けらばは次による。

- イ. かわら棒の小口包みは、棧鼻仕舞とする。棧鼻はかわら棒心木の小口面に釘留めし、溝板の両耳部分は、かわら棒包み板の端部とともに棧鼻につかみ込む。
- ロ. けらば部分は、上部から鋼板片の座金をつけたけらば留め釘で間隔300mm以内にたる木へ40mm以上打ち込んで留めつける。

3. むね部分は次による。

- イ. 溝板端部は、八千代折りとし、心木の高さまで立ち上げ、水返しをつける。むね板は心木に釘留めとする。
- ロ. むね包みは、むね板寸法に折り合わせてかわら棒及び溝板底部まで折り下げ、20mm程度を屋根面へそわせ折り曲げ、先端をあだ折りとする。
- ハ. むね包みの継手は、こはぜ掛けとする。
- ニ. むね包みは、むね板の両側面に長さ32mm以上の釘で、間隔300mm内外に留めつける。通し付け子の場合もこれに準ずる。

4. 壁との取合いは次による。

- イ. 水上部分の溝板の端部は前項イに準ずる。
- ロ. 水上部分の壁際に取りつく雨押え板は、心木に釘留めし、雨押え包み板で包む。
- ハ. 流れ方向の壁際に取りつく雨押え受材は心木と同じ高さでたる木に釘留めし、雨押え板は、端部に水切りをつけた溝板を雨押え受材の高さまで立ち上げ、側面を450mm内外の間隔に釘留めしたうえ、受材に取りつける。
- ニ. 雨押え包み板は、壁にそって120mm以上立ち上げ、先端をあだ折りとし、壁下地に、他端はむね包み板に準じて折り下げ、雨押え板の側面に、それぞれ450mm内外の間隔で釘留めする。

5. 特殊工法によるものは各製造所の仕様によることとし、特記による。

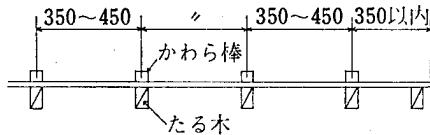
6.2.3.2 心木なしかわら棒ぶき

- 1. 心木なしかわら棒ぶきは前項1のイ、2のロ、3のロ、ハ、ニ及び4のハ、ニによるほか次による。
 - イ. 溝板を所定の位置に並べたあと、通しつり子を溝板相互間にはめ込み、亜鉛めっき座金付き釘で、野地板を通してたる木に留めつける。釘は40mm以上打ちこめる長さのものを用い、間隔は軒先、けらば及びむね附近では、200mm以内、その他の部分では、400mm以内とする。
 - ロ. かわら棒包み板の留めつけは、通しつり子になじみ良くはめ込み通しつり子及び溝板の耳につかみ込み、巻きはぜとし、はぜ締機などにより、均一かつ十分に締めつける。
 - ハ. かわら棒の小口包みは、棧鼻仕舞いとする。棧鼻は、溝板の底部に差し込み、溝板及びかわら棒包み板の端部は棧鼻につかみ込ませる。
 - ニ. むね部分は、溝板端部を八千代折りにして、むね板受材の高さまで立ち上げ、水返しをつける。むね板はむね板受材に釘留めする。
 - ホ. 水上部分と壁との取合いは、壁際に雨押え受材をたる木に釘留めし溝板端部を八千代折りにして、雨押え受材の高さまで立ち上げ、水返しをつける。雨押え包み板等は前項4のニに準ずる。
 - ヘ. 特殊工法によるものは、各製造所の仕様によることとし、特記による。

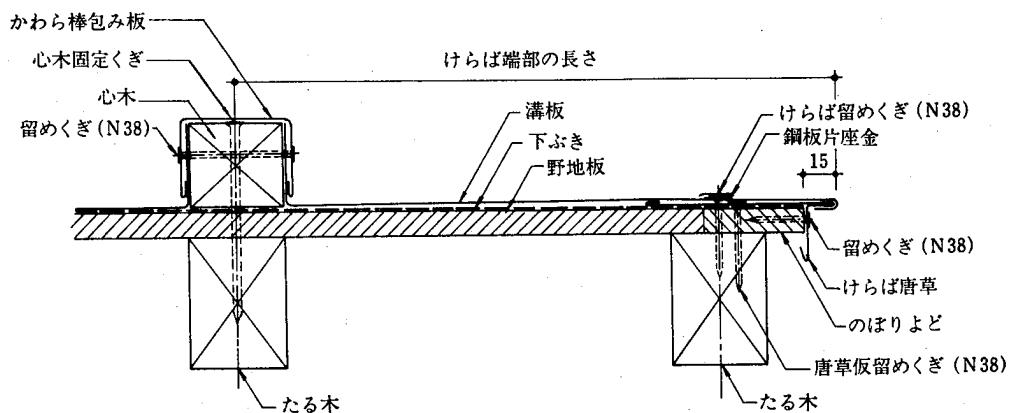
かわら棒ぶき かわら棒ぶきには、心木ありかわら棒ぶき、心木なしかわら棒ぶきがあり、長尺の材料を使ってふくために、板の継ぎ目がないので、雨漏りの恐れが少なく、緩勾配の屋根でもふくことができる。なお、金属板ぶきの工法については、亜鉛鉄板会「鋼板製屋根構法標準」を参考にするとよい。

かわら棒の位置 かわら棒ぶきの場合、かわら棒（心木ともいう。）が乾燥、湿気吸収を繰り返すことで位置の変化、ねじれなどが生じ雨漏りの原因となり、また、台風の被害を最も受け易いので、かわら棒とたる木の位置は一致させる必要がある。
かわら棒の間隔は、強風地域では350mm程度にすることが必要である。

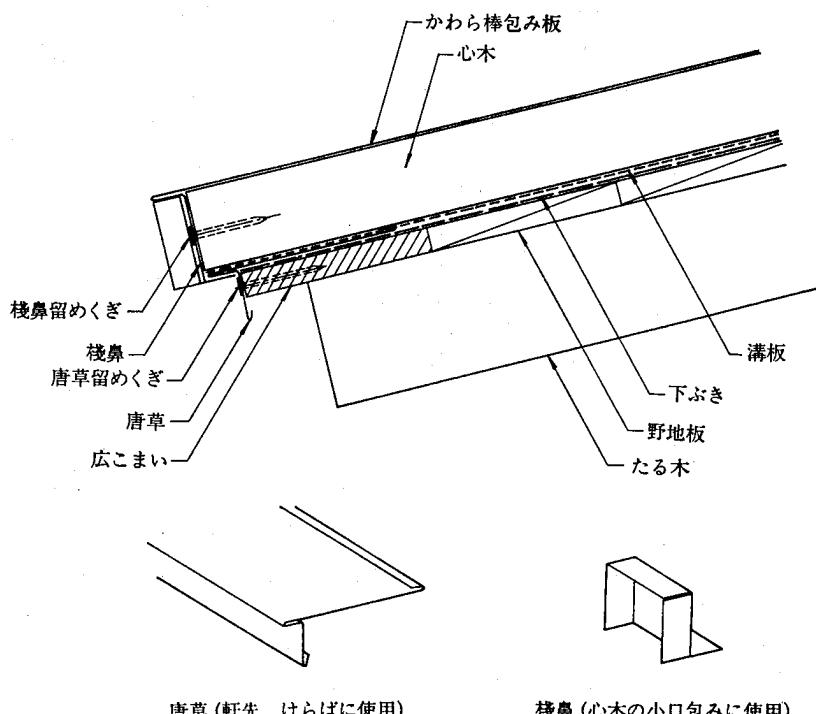
参考図 6.2.3-1 かわら棒の位置



参考図 6.2.3.1-1 かわら棒ぶきの工法（心木ありの場合）



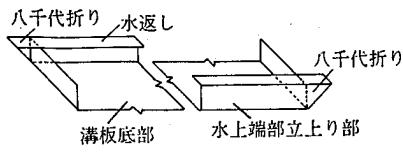
参考図 6.2.3.1-2 軒部の納り



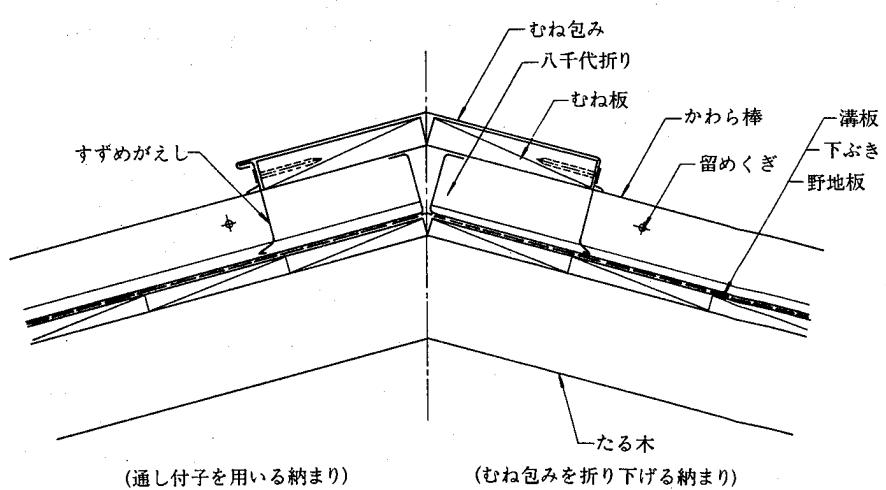
唐草（軒先、けらばに使用）

棧鼻（心木の小口包みに使用）

参考図 6.2.3.1-3 八千代折り



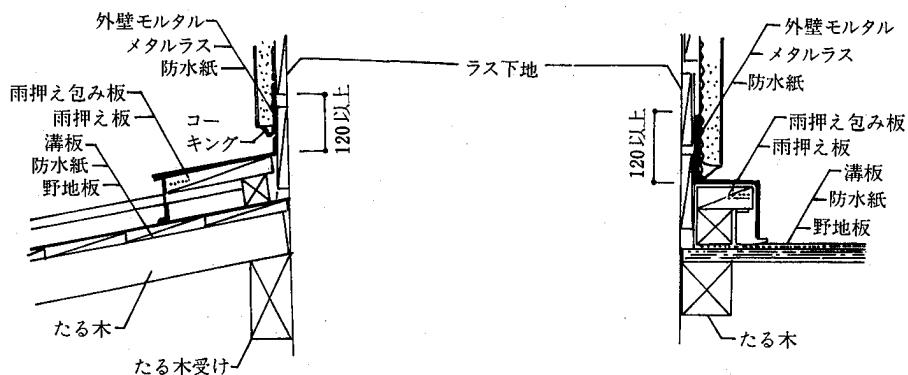
参考図 6.2.3.1-3 かわら棒ぶきのむね部分の納り



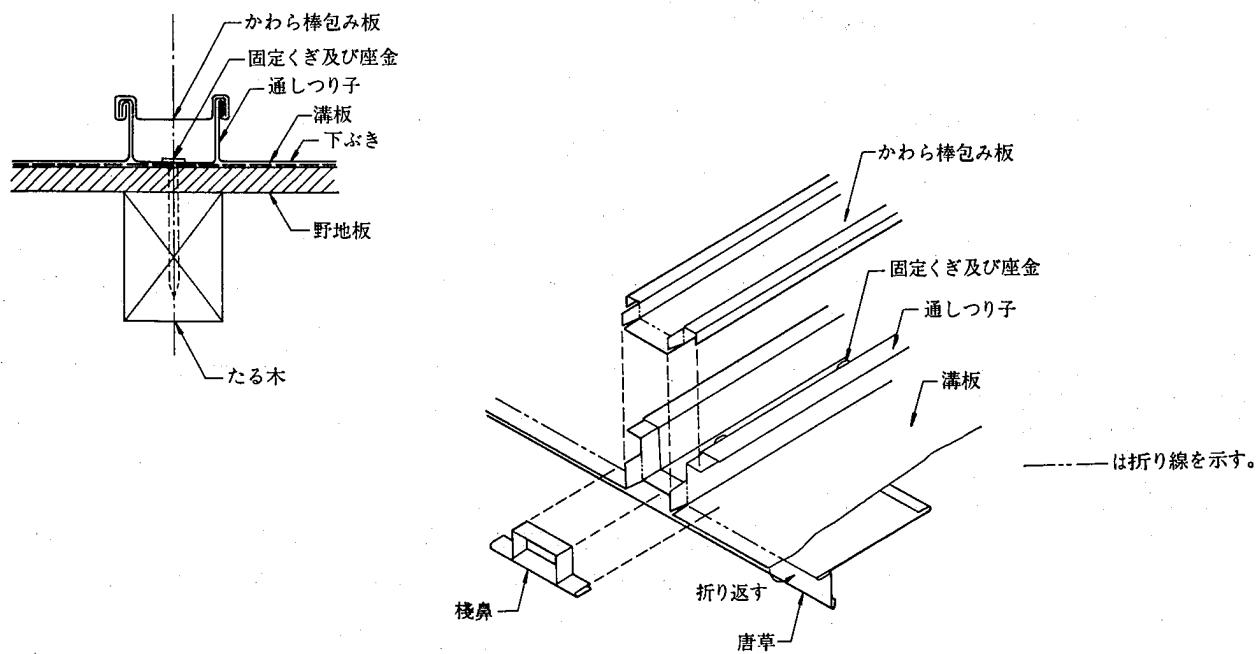
参考図 6.2.3.1-4

水上部分の壁との取合い

流れ方向の壁との取合い



参考図 6.2.3.2-1 かわら棒ぶきの工法 (心木なしの場合)



6.2.4 一文字ぶき 1. 平の部分は次による。

- イ. ふき板の寸法は鉄板を360mm×900mmの大きさに切断して使用することを標準とする。
 - ロ. つり子はたる木に釘留めし取付け個数は、板1枚につき4個とする。
 - ハ. 隣り合った板どうしの継手は、相互のはぜをつかみ込みはせ掛けとし、水流れ方向の継手は千鳥に設ける。
2. むね部分はむね板（あおり板）をたる木に釘留めし、平ぶき板をむね板（あおり板）の高さまで立上げ、他は6.2.3.1の3のロ.ハ.ニに準ずる。
3. 壁との取合いは次による。
 - イ. 水上部分の壁との取合いは、壁際に40mm以上の雨押え受材をたる木に釘留めし、平ぶき板は雨押え受材の高さまで折り上げ、上端は水返しがつけ、雨押え受材に間隔450mm内外に釘留め又はつり子留めとする。雨押え板及び雨押え包み板は6.2.3.1の4のロ.ニに準ずる。
 - ロ. 流れ方向の壁との取合いは6.2.3.1の4のハ.ニに準ずる。
 - ハ. 特殊工法によるものは、各製造所の仕様によることとし、特記による。

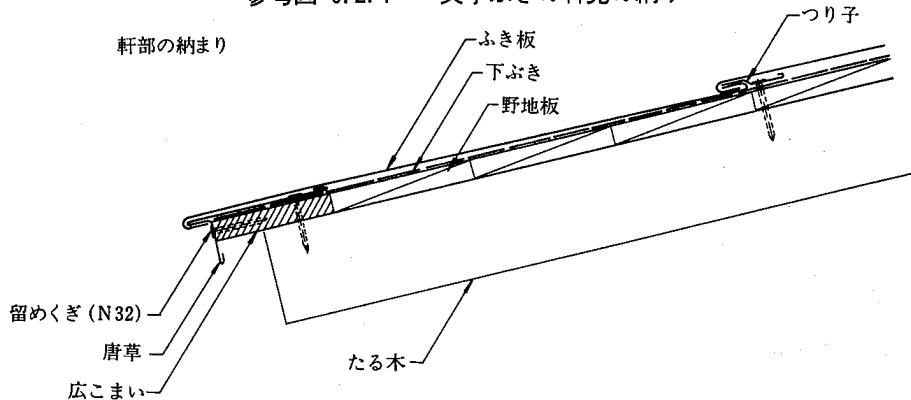
6.2.5 段ぶき（横ぶき）

段ぶきの工法は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

一文字ぶき 平板ぶきの代表的な屋根ふき工法の名称で別名「あやめぶき」ともいう。亜鉛鉄板を長方形に板取りして、横が一の字につながるように棟に向って左端からふく工法である。

この方法は、耐風性の点で少々難点があるので、なるべく一枚のふき板の寸法を小さくして、つり子を仕様書どおりに取付けることが必要である。

参考図 6.2.4 一文字ぶきの軒先の納り



段ぶきは通称横ぶきともいわれており、古くからある一文字ぶきの応用として軽微な屋根に用いられていた。一文字ぶきのやや平板的な仕上がりに対し、流れ方向の接合部を段状にして材質に厚みをもたらした意匠に仕上がる。

6.3 粘土がわら及びセメントがわらぶき

6.3.1 材

料 1. 粘土がわら

粘土がわらの品質はJIS A5208（粘土がわら）に適合するもので、特記がなければ、いぶしがわら、ゆうやくがわら、無ゆうやくがわら（素焼がわら）とする。なお、やく物その他はでき合い形で、いずれも留め

つけ穴付きとする。

2. セメントがわら

セメントがわらの品質は、J I S A 5401（セメントがわら）に適合するもので和形セメントがわらとする。

3. 雪止めがわら等特殊なかわらとする場合は、特記による。

4. 釘及び緊結線は次表による。

種類・長さ (mm) ・ 径 (mm)	
釘	銅・ステンレス鋼・しんちゅう (長さ45~65径2.4内外)
緊結線	銅 (径 0.9以上)

6.3.2 一般工法 1. ふき方は次による。

イ. かわらの働き寸法を正確に測定し、袖がわら、軒がわら、さんがわらを地割に従いかわらのねじれ、くせの組合せを良く吟味し、目通り正しく棟までふき上げる。

ロ. 軒がわら、袖がわらの出寸法を正確に揃え、下端線を通りよく仕上げる。

ハ. のしがわらは、本むね3段以上、すみむね2段以上とし良質のふき土で積みあげる。ただし、太丸がわら（直径210mm内外）を用いる場合は、のしがわらを省く。

ニ. 雪止めがわら等による場合は、特記による。

2. 留めつけ（緊結）は次による。

イ. 軒がわら、袖がわら、谷縁がわらは1枚毎に緊結又は釘打ちとする。

ロ. 引掛けさんがわらは、軒がわら及び袖がわらから、2枚目通りを1枚ごとに、その他のさんがわらは登り5枚目おきに緊結又は釘打ちする。

ハ. 棟積みはのしがわらを互に緊結し、がんぶりがわら又は丸がわらは1枚ごとに地棟に緊結線2条で締めるか又はのしがわら、がんぶりがわら共大回し鉢巻状にて緊結する。洋形がわらの棟施工で太丸を施工する場合は、ふき土を詰め地棟より緊結線2条で引き締める。

ニ. 鬼がわらは、その重量に耐えられるよう入念に緊結する。

ホ. 棟面戸及び水切面戸は面戸材を使用するか、しっくい塗りとし、下から二辺目ののしがわらの内側となるよう施工する。

粘土がわら 粘土を主原料とし混練、成形し焼成したもので、和形粘土がわら（本がわら、さんがわら、引掛けさんがわら）及び洋形粘土がわら（フランスがわら、スペインがわら、S形がわら）の2種類に大別される。また、焼成方法により、和形、洋形とともにゆう薬がわら、いぶしがわら及び無ゆうやくがわら（素焼がわらを含む。）に分類される。

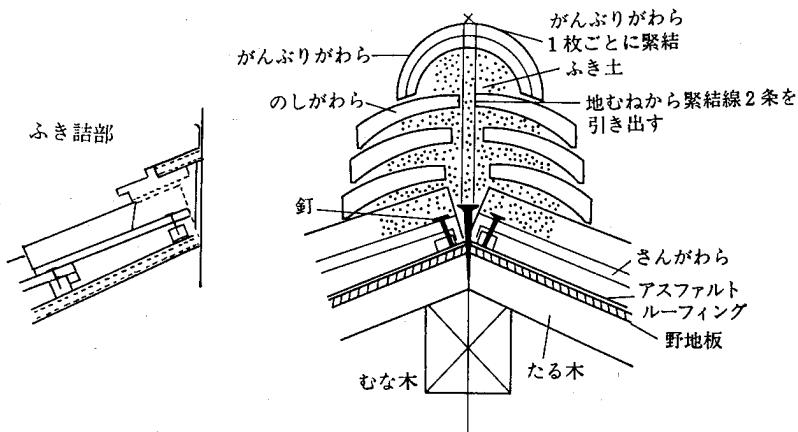
なお、やく物には、軒がわら、そでがわら、のしがわら、かんむり（がんぶりともいいう。）がわらなどがある。

セメントがわら セメント（重量比25%）に硬質細骨材（重量比75%）を混和し、成形したるもので、和形セメントがわら洋形セメントがわら及び平形セメントがわらに分類される。

こけら板 素性の良い松、杉又はさわらなどを手はぎ又は機械はぎにしたものである。一般的には機械はぎが使用されているが。手はぎのものが上質とされている。

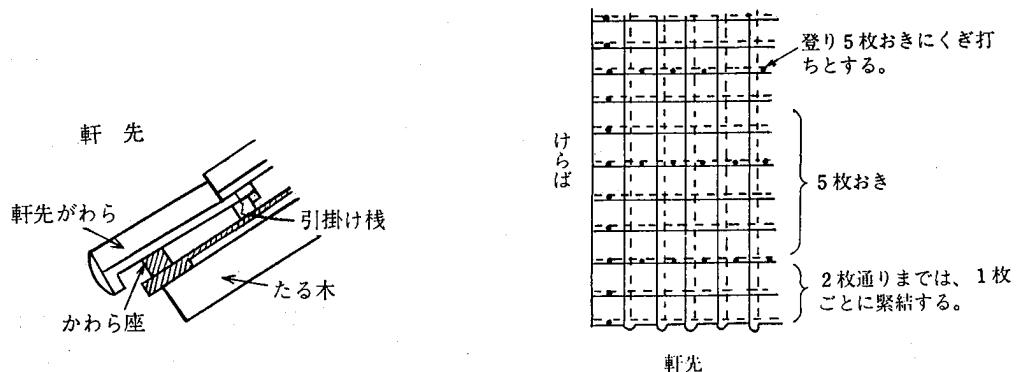
粘土がわらのふき方は土ぶき工法、引掛けさんがわら工法、緊結工法があり、それぞれの地域の気候、特性にあわせて施工されている。

参考図 6.3.2-2 むねの納まり



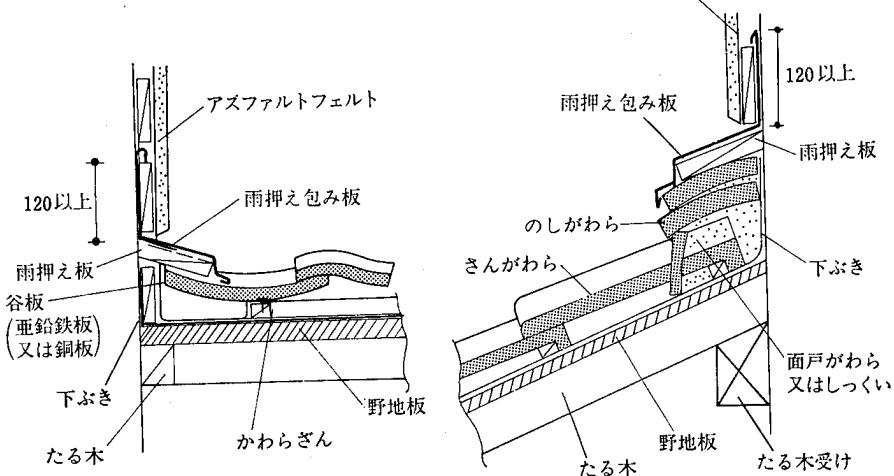
留めつけ 建築基準法施行令第39条に定める基準（建設省告示第109号昭46.1.29）で「屋根がわらは、軒及びけらばから2枚通りまでを1枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては1枚おきごとに銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結し又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふくこと。」と規定されているが、本仕様ではなお念入りに施工するよう定めている。

参考図 6.4.2-2 軒先及びけらばの止めつけ



- 6.3.3 谷ぶき及び壁
1. 谷ぶき板は、銅板、ステンレス及び着色亜鉛鉄板を用い全長通しぶきとの取合いをする。底を谷形に折り、両端は、両側谷縁ざんに立ち上げ段付けとし、釘打ち又はつり子留めとする。
 2. 谷ぶきの軒先及びむねぎわは次による。
 - イ. 付け子又は捨板に引っ掛け、軒どい内に折り下げ、むねぎわは、築地むねおおい下などに立ち上げ、深くさし込み、いずれも耳を折り返し釘打ち又はつり子留めとする。
 - ロ. 谷が両側からつき合う場合はふき板を峰でつかみ合わせ又は馬乗り掛けにする。
 3. 流れ方向の壁面とのすて谷は、谷ぶき板を雨押え板下端まで立ち上げ間隔600mm内外に釘留めする。谷ぶき板の谷縁側は、前項1の項による。
 4. 水上部分の壁面と取合う場合で雨押え包み板を立ち上げる場合は、6.2.3.1の4のロ及びニに準ずる。

参考図 6.3.3 粘土がわらぶきの壁との取合い



6.4 厚型ストレート ぶき

6.4.1 材

料 1. 厚形スレートの品質は J I S A 5402 (厚形スレート) に適合するもので特記がなければ、和形厚形スレートとする。なお、やく物その他はでき合い形といはずれも留めつけ穴付きとする。
2. 釘及び繫結線は 6.3.1 (材料) の項 4 による。

6.4.2 工

法 1. 下記以外は、6.3 (粘土がわら及びセメントがわらぶき) の項による。
2. 平ぶきのスレートは 1 枚ごとに釘 2 本以上で留めつけ、むね峠までふき詰める。ただし、有効な引掛けをもつものは釘 1 本以上とする。
3. 谷縁スレートは、1 枚ごとに釘及び繫結線 2 条づつで留めつける。
4. むねおおいは、モルタルを飼い、なじみよく伏せ渡し、1 枚ごとに地むねに取付けた繫結線 2 条づつで引き締め、こうがい釘差しモルタル押えとする。

6.4.3 谷ぶき及び壁 との取合い

6.3.3 (谷ぶき及び壁との取合い) による。

6.5 住宅屋根ふき用 石綿スレートぶ き(彩色石綿板)

6.5.1 材

料 住宅屋根ふき用石綿スレートの品質は、J I S A 5423 (住宅屋根ふき用石綿スレート) に適合するものとする。

6.5.2 工

法 下ぶき、工法等は各製造所の仕様によることとし、特記による。

6.6 特殊屋根板ぶき

その他の特殊屋根板は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

6.7 水切り及び雨押 え

材料は 6.2.1 (材料) の項より厚さは 0.4mm とする。所要寸法に裁ち板端は総て折返し、要所に釘打ちしシーリング処理とする。

壁際立上りは下地材裏に 60mm 以上立ち上げ、雨仕舞良く施工する。

厚形スレート セメント (重量比 34%) に硬質細骨材 (重量比 66%) を混和し、加圧成形したもので、
平形厚形スレート、平 S 形厚形スレート、和形厚形スレート及び S 形厚形スレートに分類される。

6.8 と い

6.8.1 材

料 硬質塩化ビニル雨どいの品質は、J I S A 5706 (硬質塩化ビニル雨どい) に適合するものとし、着色亜鉛鉄板は J I S G 3312 (着色亜鉛鉄板) に、亜鉛鉄板は、J I S G 3302 (亜鉛鉄板) に適合するもので、種類は建築

外板用両面塗装品とする。なお、着色亜鉛鉄板及び亜鉛鉄板の厚さは特記がなければ0.30mm以上とする。

6.8.2 工

法 1. 硬質塩化ビニルの雨どいは次による。

- イ. 軒どいの継手は、重ねかけとし、接着剤を重ねかけの両面に塗布して圧着する。すみ、かどは継手と同様に重ね掛け大留めとする。小口せき板は軒どいと同厚のものとし継手と同様に組合せる。
- ロ. 軒どいの取付け勾配は、1/200以上とし、とい金物になじみよくはめ込み、ねじれ、ゆがみのないように通りよく架け渡し、緊結線2条づつでとい金物に緊結する。
- ハ. たてどいの差し込み継手は、接着剤を用いて30mm以上差し込む。差し込みの際、加熱による変色を生じさせないように注意する。とい受け金物ごとに共板製さがり止めを2箇づつ接着剤を用いて固定する。
- ニ. よびどい（あんこう）は軒どいに雨仕舞よく堅固に取付け、たてどいに45mm内外差し込む。

2. 着色亜鉛鉄板及び亜鉛鉄板の雨どいは次による。

- イ. 軒どいの継手は出すみ及び入すみ15mm以上、その他は30mm以上かさねかけとし、継手両面に接着剤塗布又ははんだ付け、両耳は空まきとする。小口せき板は、とい板に10mm以上折り曲げ添え付け、両面に接着剤塗布又ははんだ付けとするか、しづりに仕上げる。
- ロ. 軒どいの取付けは、前項のロに準ずる。
- ハ. たてどいのはぎ目は、5mm以上のこはぜかけとし、継手は、上どいを下どいに50mm内外さし込み、継ぎ目は、接着剤塗布又ははんだ付けとする。取付けは、はぎ目を見えがくれに向け、通りよく立て込み、金物でゆるみなく留めつける。
- ニ. よびどい（あんこう）は角形とし、はぎ目は10mm内外折り曲げて重ねかける。取付けは、上部軒どいの両耳につかみかけとし、下部たてどいの円形にならい60mm以上さし込み通りよく堅固に取付ける。
- ホ. 流しどい（はいどい）は角形とし軒どいに準じて工作する。軒先は軒どい内に曲げ下げ、両端には長さ250mm内外のふち板を、中間には幅25mm内外のつなぎ板をはんだ付けとする。取付けは、屋根上面に引通しよく、ねじれのないように置き渡し、両端及びつなぎ板1箇所おきごとに留めつけ用緊結線を用いて屋根ふき材取付用くぎの類に緊結し固定する。
- ヘ. 亜鉛鉄板の軒どいの内面は、ペンキ塗り又はコールタール塗りとする。

6.8.3 とい受金物

1. 軒どいの受金物は、半円型又は角型とし、取付けは、勾配を正しく間隔700mm内外に堅固にたる木又は鼻かくしに取付ける。
2. たてどいの受金物は、丸型、角型の丁番式又は硬質塩化ビニル製のデンデンとし、取付けの間隔は1,000mm内外に位置・間隔を正しく堅固に取付ける。
3. 受金物の鉄部は、亜鉛めっきどぶ漬けしたものとする。

6.8.4 雨水の処理

- たてどいの下部は、排水管に直結するか又はコンクリート製のとい受けを据えつける。

硬質塩化ビニル製とい さびや腐蝕を生じないこと、酸・アルカリに侵されないこと、電気絶縁性であること、難燃軽量であることなどの利点があり、また、施工も簡単であるが、温度変化による変形、剛性が低いなどの欠点もある。

着色亜鉛鉄板及び亜鉛鉄板製とい 亜鉛鉄板は薄くて、加工しやすく、はんだ付けが可能であり、細かい成形ができるのでといには適した材料であるが、手入れを放置するとあまり長期性がなく、酸性の水にはあまり強くないなどの欠点がある。また、常時水はけが悪く、屋根よりも腐蝕が起こりやすいので、なるべく厚いものを使用する必要がある。

なお、着色亜鉛鉄板は、といの寿命を延ばすばかりでなく、塗装の手間をはぶく経済性の点からも両面塗装品を使用する必要がある。

着色亜鉛鉄板製といの接続をはんだ付けにした場合は、必ず各製造所の仕様による補修塗装をすること。

軒どい 屋根からの雨水を軒先で受けるといで、たてどいに向って水勾配 $1/80 \sim 1/200$ ぐらいにつける。

形状は普通半円型又は角型で、深さは径の $1/2$ を標準とする。また、着色亜鉛鉄板及び亜鉛鉄板製といの両耳には亜鉛めっき鋼線の径 3 mm 程度のものを巻き込み、継手箇所は、一方を 30 mm 程度突出させ、他方は、同じ寸法だけ控えることによって、鋼線をさし込む。

非常に雪の多い地方では、軒どいをつけるのをやめるか、冬期の間だけ取り外しておく必要がある。

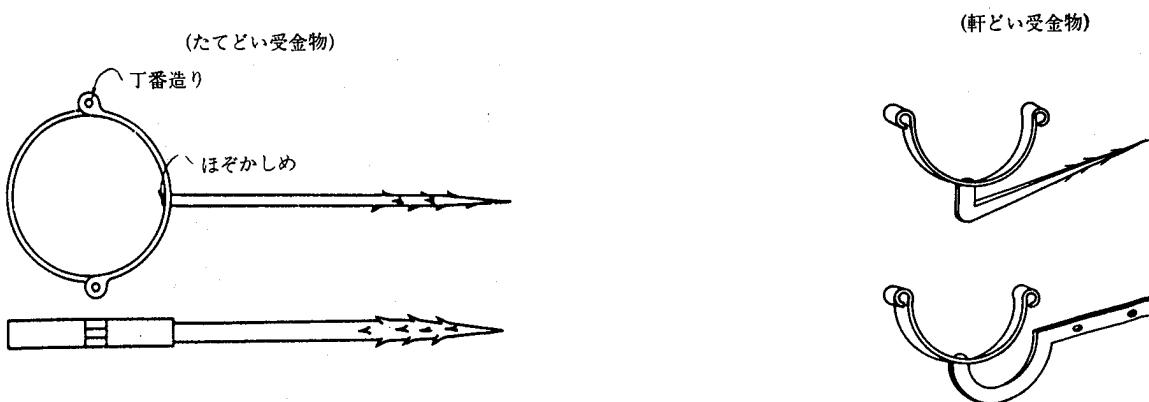
たてどい 軒どいから呼びどいを経て雨水を垂直に壁に添って地上に導くといである。

呼びどい 軒どいとたてどいをつなぐといで、角形及び丸形があるが、一般的には円形が多く着色亜鉛鉄板及び亜鉛鉄板による工法では特に次の点に注意する必要がある。

(1) 工作はといの背でこはぜかけとする。

(2) 横引部両端の継手は、それぞれ垂直部と相互に重ねかけ、はんだ付けとする。

参考図 6.8.3 とい受金物



7. 断熱工事

7.1 一般事項

- 7.1.1 断熱構造とする部分 1. 断熱構造とする部分は次による。
- イ. 住宅の屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合）又は屋根の直下の天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じている場合）。
 - ロ. 外気等（床裏を含む。）に接する壁及び床。
 - ハ. 7.1.2（地域区分）の項による I 及び II 地域の場合は、外気等に接する開口部。ただし、I 及び II 地域以外の地域で当該開口部を断熱構

造とする場合は、特記による。

2. 前項 1. にかかわらず断熱構造としない部分は次による。

- イ. 物置、車庫その他これらに類する部分（以下「物置等」という。）とその他の部分とを区画し、その区画面を断熱構造とする場合の物置等の屋根、天井、床及び開口部。
- ロ. 床裏若しくは外気に通じる小屋裏又は天井裏に設ける壁で外気に接するもの。
- ハ. 軒、袖壁及びはね出したベランダの床。
- ニ. 居室と区画されている玄関、その他これに類する区画の出入口の建具。

断熱構造化工事割増貸付 断熱構造化工事割増し貸付を受ける場合は、7.1.1(断熱構造とする部分) 及び 7.1.3 (断熱性能等の基準) に適合するものとしなければなりません。

なお、北海道地域に建設する場合には、断熱構造化工事割増し貸付を受けない場合でも、北海道防寒住宅建設促進法に基づく防寒構造としなければなりません。

断熱が必要な部分

住宅の断熱の基本は居住空間を断熱材でスッポリつつみこんでしまうということである。このため、外気に接している天井（又は屋根）、壁及び床に断熱材を施工する必要がある。

小屋裏は一般的に小屋裏換気口が設けられ外気に接しているので、天井面に断熱材を施工することになるが、小屋裏換気口を取らない場合は屋根に施工することができる。

壁の場合は外周壁に施工するのが基本であるが、参考図 7.1.1 の場合のように車庫と居住室との境壁部に断熱材を施工すれば車庫の外壁部には施工する必要はない。

床は 1 階については、床下換気口が設けられているので床面に施工するのが基本となるが、図 7.1.1 の 2 階はねだし床の場合のように外気に直接接している床（外気に接する床）にも忘れず施工する必要がある。床下換気口が設けられた 1 階の床（その他の床）は、直接外気に接してはいないが床下を介して外気に接している。この場合の断熱材の厚みは外気に直接接する床に比べ少し薄くてよいこととしており、7.1.3 (断熱性能等の規準) では「その他の床」としてはねだし床の場合のような「外気に接する床」と区別して数値が示されている。

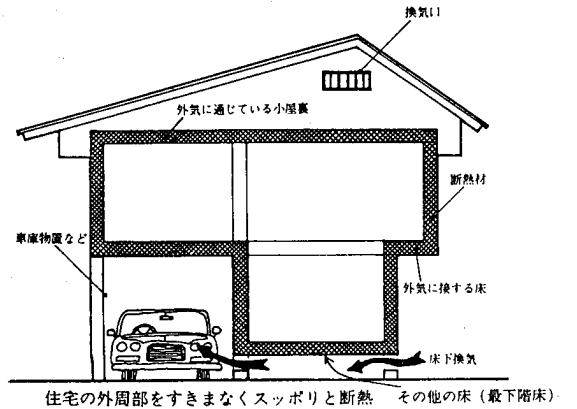
また、外気に接する床には、参考図 7.1.1 の車庫、物置などの直上の居室の床が含まれる。

断熱を必要としない部分

7.1.1 の 2 は断熱材を施工しなくてもよい部分のことでイは居住部分が断熱施工されればそれに付属する物置等の断熱は必要ないということである。ロは小屋裏換気が行われている場合の妻小壁などには断熱の必要はないということである。ハは直接居住部分に影響しない部分である。ニは玄関や勝手口の出入口の建具については、これらの部分が居室と建具や間仕切等で区画されれば断熱する必要はない。

また、これら以外にも断熱施工を行わなくてよい部分は以下のものである。

参考図 7.1.1 断熱材施工の基本



- 1階の床を全面土間コンクリートで行う場合の床（ただし、外周部布基礎には熱損失を防ぐため発泡プラスチック系断熱材をめぐらすことが望ましい。）
- 既存部分の壁及び床（住宅改良を行う場合）
- 玄関、勝手口、浴室、ユーティリティ等で土間コンクリートとする場合の床
- 共同住宅、連続建住宅及び重ね建住宅の住戸間の界壁又は一部を除く界床

7.1.2 地域区分 地域区分は、下表のとおりとする。

地域区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県
IV	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県

地域区分

地域区分の設定にあたっては、諸外国においては暖房デグリーデー（暖房度日）を基準にして定める例が多く、また今のところ最も適切な設定数値であることから我国においても都道府県別の標準暖房度日（D18—18）を勘案し全国を気候条件に応じて5地域に区分した。

ちなみに標準暖房度日とは「暖房する場合の日平均室内温度18°Cと日平均外気温との差をその日の度日といい毎日の度日を1暖房期間中にわたり加えたもの（単位は°C day）」ということになる。これは外気温が18°Cより下った場合室内の温度を暖房することによって18°Cに保つこととした場合の1暖房期間中に要する暖房の程度を表わすものである。上記の地域の設定にあたっては、I地域は4,000°C day以上、II地域は2,900°C day以上、III地域は2,000°C day以上、IV地域は1,400°C day以上、V地域は1,400°C day未満という区分で行っている。

7.1.3 断熱性能等の基準

断熱性能等が次の1又は2に適合するよう施工する。

- 各部位の断熱材は、7.1.2(地域区分)、構造、部位及び工法の区分に応じて、表1に掲げる厚さ以上とする。また、開口部の建具は、地域区分に応じて、表2に掲げる種類又はその組合せとする。

表1

部 位	工 法	断 热 材 の 厚 さ (単位:ミリメートル)																			
		地 域 の 区 分																			
		I				II				III				IV				V			
		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
屋根又は天井	天井に断熱材を施工するもの	140	110	70	120	65	50	35	55	65	50	35	55	45	35	25	40	25	20	15	20
壁	真壁造で断熱材を施工するもの	/	/	/	/	50	40	25	40	50	40	25	40	35	30	20	30	0	0	0	0
	大壁造で断熱材を施工するもの	110	85	55	95	45	35	25	40	45	35	25	40	30	25	15	30	0	0	0	0
床	外気接する床に断熱材を施工するものの	105	80	50	90	20	15	10	15	20	15	10	15	5	5	5	5	0	0	0	0
	板敷きの床に断熱材を施工するものの	130	105	65	110	45	35	25	40	45	35	25	40	30	25	15	25	0	0	0	0
	置敷きの床に断熱材を施工するものの	85	65	40	70	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	板敷きの床に断熱材を施工するものの	110	85	55	95	40	30	20	30	40	30	20	30	25	20	15	25	0	0	0	0

注① この表において、断熱材の厚さ欄中A、B、C及びDは、それぞれ次の断熱材を表すものとする。

- A グラスウール、インシュレーションボード（A級、T級及びシージングインシュレーションボードに限る。）
- B ロックウール、ポリスチレンフォーム、ユリアフォーム
- C 硬質ウレタンフォーム
- D 高発泡ポリエチレン

② 地域Iにおいて、一部の壁を真壁造の工法で住宅を建設する場合にあっては、真壁造の壁体内に断熱材を充填し、その他の壁及び天井に施工する断熱材の厚さは、次の表に掲げる数値以上とするものとする。

部 位	工 法	断 热 材 の 厚 さ (単位:ミリメートル)			
		A	B	C	D
屋根又は天井	天井に断熱材を施工するもの	200	125	70	135
壁	大壁造で断熱材を施工するもの	100	100	60	100

③ 地域Iにおいて、全部又は一部の部位についてAの断熱材として1立方メートルにつき16キログラムのグラスウールを使用する場合にあっては、断熱材の厚さをそれぞれ10ミリメートル減ずることはさしつかえないものとする。

④ 異なる断熱材の複合的利用により、この表に定める断熱材の厚さと同等以上の断熱性能を有すると認められる場合にあっては、この表の断熱材の厚さの欄に定める数値によらないこともさしつかえないものとする。

⑤ 特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の厚さを減ずる場合にあっては、他のすべての部位で断熱材の厚さに当該減じた数値の厚さを附加するものとする。

表2

地域の区分	建具の種類又はその組合せ
I	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ ガラス単板入り建具の二重構造であるもの（ただし、建具の一方は、木製プラスチック製又はこれらと同等の断熱性を有すること。） ロ 複層ガラス（空気層6ミリメートル以上のものに限る。）入りの建具（ただし、木製、プラスチック又はこれらと同等の断熱性を有すること。） ハ ガラス単板入り建具と複層ガラス入り建具との二重構造であるもの
II	次のイ又はロに該当するもの イ ガラス単板入り建具の二重構造であるもの ロ 複層ガラス入り建具
III	
IV	ガラス単板入り建具
V	

注(1) II地域において建具を二重構造等でなくガラス単板入建具とする場合は、屋根、天井、壁及び床の断熱材の厚みをI地域で求められる数値以上とすれば断熱構造基準に適合するとみなす。

ただしこの場合開口部の工事費は通常の建具工事費と同様とみなされるので「開口部断熱化割増融資」（通常の断熱融資にさらに割増しした融資）を受けることはできない。

(2) III地域において開口部の割増貸付を希望する場合は建具を表2のII地域の区分の欄に掲げるものとする。

2. 各部位の熱貫流率は、構造、部位及び地域の区分に応じ、表3に掲げる数値以下とする。

表3 热貫率表

部 位	熱貫流率（単位1時間1平方メートル1度につきキロカロリー）				
	地 域 の 区 分				
	I	II	III	IV	V
屋 根 又 は 天 井	0.3	0.6	0.6	0.8	1.3
壁	0.35	0.7	0.7	0.9	
床	外 気 に 接 す る 床	0.3	0.7	0.7	0.9
	そ の 他 の 床	0.35	0.8	0.8	1.0
開 口 部	3.0	3.5	6.0	6.0	6.0

断熱性能等の基準

7.1.3の1は具体的に断熱材の厚さ等を定めたものであり、7.1.3の2は熱貫流率を示し、使用する断熱材や構造体の熱伝導率から熱貫流率を計算する方法である。

表の1と2は7.1.3の2の表3の熱貫流率表を満足しているので7.1.3の1によれば比較的簡単に断熱構造基準に適合できるわけで通常の公庫の割増融資を受ける際は一般的にこの方法による。なお表1に掲げた断熱材の厚さは計算結果を5mm単位にまとめて表示されているので市販の製品の厚さとは必ずしも一致していないので注意が必要である。

7.1.3の2による場合熱貫流率の計算例を巻末に掲げたので参考にされたい。

7.1.4 注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 断熱材は、必要な部位に隙間なく施工する。 2. 断熱材の保管にあたっての注意事項は、次による。 <ol style="list-style-type: none"> イ. 断熱材が雨などによってねれることのないよう十分配慮する。なお、万一ねれた場合は、乾燥を確かめてから使用する。 ロ. 無機繊維系断熱材については、断熱材の上に重量物を載せないように十分注意する。 ハ. 発泡プラスチック系断熱材については、火気に十分注意する。 3. 断熱材に裏打ちされている防湿層及び 7.1.7 (防湿材) の項による防湿材は室内側に張る。
7.1.5 換気計画等	
7.1.5.1 床下換気	床下換気は3.5.7 (床下換気) の項による。
7.1.5.2 小屋裏換気	小屋裏換気口は8.4.6 (小屋裏換気) の項による。
7.1.5.3 床下防湿	床下防湿は3.5.11 (床下防湿) の項による。
7.1.6 材料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 断熱材の品質は、JISの制定のあるものは、すべてこの規格に適合したもので、なるべくJISマーク表示品とする。 2. 断熱材は、無機繊維系断熱材、発泡プラスチック系断熱材又は木質繊維系断熱材を、単独又は併用で使用することとし、特記による。 なお、これ以外の断熱材を使用する場合は、公的機関等による実験又は分析によって熱伝導率等の性能が確かめられたものに限る。
7.1.7 防湿材	防湿材の品質はJIS Z1702 (包装用ポリエチレンフィルム)、JISK6781 (農業用ポリエチレンフィルム) に適合するもので厚さ0.05mm以上のもの、JISK6732 (農業用塩化ビニルフィルム) に適合するもので厚さ0.1mm以上のもの、アルミ箔にクラフト紙などを裏打ちしたもので厚さ0.007mm以下のもの、90g/m ² 以上のアスファルトクラフト紙又はこれらと同等以上の透湿抵抗があるものとする。
7.1.8 開口部建具	開口部の断熱化を行う場合で複層ガラス入建具及び枠が一体となったアルミニウム製二重建具を使用する場合はBL断熱型サッシ又はこれと同等品以上とする。

断熱材の種類

1. 無機繊維系断熱材
 - (1) ガラスウール

ガラス用原料を高温で溶かし吹付法等により纖維化し、これを接着剤(バインダー)によってフェルト状に成形したものである。原料が無機質のため燃えず有毒ガスも発生しない。市販品は帯状にまいたロール状のものと、板状に切断したパット状のものがある。透湿性があるので施工にあたっては防湿層付きの製品を使用するか、別に防湿層を設ける必要がある。
 - (2) ロックウール

けい酸、石灰を主成分とする耐熱性の高い鉱物を高温で溶かして纖維化したもので、原料が鉱物のため燃えず有毒ガスも発生せず、不燃材料に認定されている。使用目的によってマット状、ボード状、パイプ状などに成型してあるが住宅の断熱に使用されるのはロックウールマットである。施工にあたっては、ガラスウール同様防湿層が必要である。
2. 発泡プラスチック系断熱材

プラスチックを発泡させて細かい泡の中に空気やその他の気体をとじこめた板状断熱材で吸水は少

いが燃焼性に難点があるので内装下地材に石こうボード等の防火材料を用いるのが好ましい。原料、製法の違いにより次の5種類に分けられる。

(1) ポリスチレンフォーム(ビーズ法)断熱材

ビーズ状のポリスチレンを原料とした製品でそのまま住宅の各部位に施工される他、たたみの芯材や合板と組み合わせて直接内装材としても使われる。

(2) ポリスチレンフォーム(押出し法)断熱材

スチロール樹脂を原料とした製品でそのまま住宅の各部位に施工される他、各種表面材を貼り付けた複合成形品も市販されている。

(3) 硬質ウレタンフォーム断熱材

ポリイソシアネートとポリオールとを主原料とし、化学反応させて作ったプラスチックの気泡構造体で、製品は工場で板状に成形されたものと工事現場に設備を持ち込み、専門業者によって現場発泡されたものがある。

(4) ユリアフォーム断熱材

ユリア樹脂液と硬化剤を含む起泡液を原料とし、発泡機を工事現場に持ち込みここで直接発泡させて断熱層を作る現場発泡タイプの断熱材である。

(5) 高発泡ポリエチレン断熱材

ポリエチレン樹脂に発泡剤を用いて発泡させた製品である。

3. 木質繊維系断熱材

インシュレーションボードまたは軟質繊維板とも呼ばれている材料で主に木材の植物繊維を用いて造られる繊維板のうち密度が 400kg/m^3 未満の軽い板を総称してこのように呼んでいる。天然の木材繊維から造られているので調湿特性を持ち、結露被害の防止効果を有する他強度も有り、下地材、仕上材としても使用される。密度の小さい順にT級インシュレーションボード、A級インシュレーションボード、シージングボードに分類される。

7.2 工 法

7.2.1 壁

7.2.1一般事項 1. 断熱材は、柱と間柱間及び間柱と間柱間にはめ込み、取付ける。

2. 断熱材の表面が、柱又は間柱の室内側見付け面とつらいちとなるよう十分注意して取付ける。

3. 断熱材は、次に掲げる部分との間に隙間が生じないよう十分注意して取付ける。万一隙間ができた場合は、その程度に応じて、やり替え、端材を隙間に埋め込む等の措置を講ずる。また、監督者がいる場合は、その指示を受ける。

イ. 土台、胴差等の横架材

ロ. 柱、間柱又は胴縁受け

ハ. 断熱材相互の継目部及び天井断熱材並びに床断熱材との取合部

ニ. コンセントボックス回り

4. 壁内に給水管等の配管を行う場合は、次による。

イ. 配管は室内側に、断熱材は配管の外側に施工する。

ロ. 内装下地材と断熱材との間にできた隙間には、その上下部に断熱材を取付け、通気止めを行うか又は隙間全面に無機繊維系断熱材を埋め込む。

ハ. 配管部は、管の防露措置を行うとともに、別途7.2.1.2(無機繊維系断熱材を使用する場合)の項の2のロによる防湿材の施工を行う。

5. 壁内に結露を生じる恐れのある場合は壁内の水蒸気を外気等へ放出するための措置を講ずる。

7.2.1.2 無機繊維系断熱材を使用する場合

1. 耳付き断熱材を使用する場合は、次による。

防湿層を室内側に向けて断熱材をはめ込み、耳部を柱、間柱又は隅柱部の胴縁受けの室内側見付け面に、間隔200mm内外で、タッカーホルダードを釘留める。

2. その他の断熱材を使用する場合は、次による。

イ. 壁内に、断熱材の厚さに応じて適切な位置にスペーサーの類を取り付けた後、防湿層を室内側に向けてはめ込み、要所を釘留める。

ロ. 防湿層なしの断熱材を使用する場合は、イにより断熱材を取り付けた後、別途7.1.7(防湿材)の項による防湿材を壁全面に張り、受け材当たり間隔200mm内外で、タッカーホルダードを釘留めとする。なお、防湿材の継目の重ね合わせ幅は、150mm~200mmを標準とする。

3. 防湿層が破れた場合は、ビニルテープ又はアルミテープで補修する。

4. 雨などにより断熱材が濡れることのないよう適切な方法で養生する。

7.2.1.3 発泡プラスチック系断熱材を使用する場合

原則として、柱又は間柱の側面に、断熱材の厚さに応じて適切な位置に、受け材を取り付けた後、断熱材をはめ込み、要所を釘留める。ただし、ユリアフォーム断熱材を使用する場合は、7.2.1.2(無機繊維系断熱材を使用する場合)の項の2のロによる防湿材の施工を行う。

5.2.3.3(シージングボード)、又は8.5.2(繊維板張り)の項による。

7.2.1.4 木質繊維系断熱材を使用する場合

発泡プラスチック系断熱材の外張り工法、その他、特殊な工法とする場合は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

7.2.1.5 その他の断熱材を使用する場合

壁内結露 壁内の結露は、室内の水蒸気を含んだ空気が壁内の断熱材内に侵入して外気等にぬけず断熱材内に滞留した場合、外気温の影響で冷やされることにより発生し、断熱材の断熱性能及び木材の耐久性能の低下を生じる原因の一つとされている。

結露の防止は、室内の水蒸気を含んだ空気が壁内に侵入するのを防ぐために、断熱材を隙間なく、かつ防湿層を壁全面に設けることが基本である。

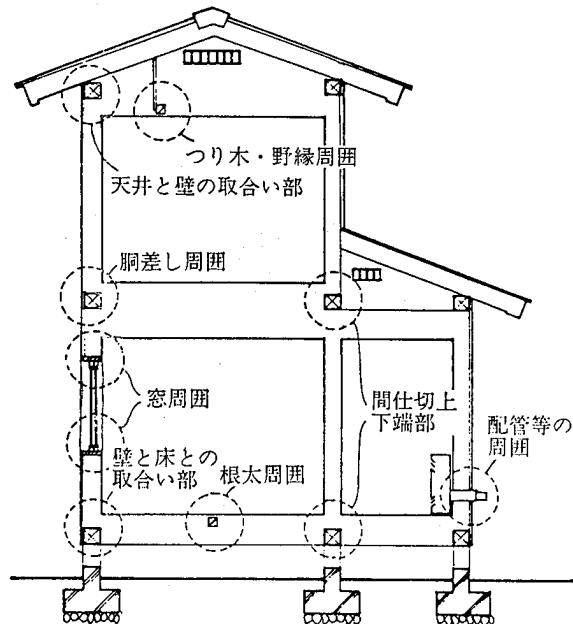
しかし、防湿層の施工は、入念におこなっても、水蒸気を含んだ空気が壁内へ侵入するのを100%防ぐことはむずかしく、特に寒冷地においては、防湿層を設けたにもかかわらず、壁内の結露が生じている例が多く指摘されている。

したがって、壁内に侵入した水蒸気を外気等に放出させるための措置として、次のような方法が提案されている。

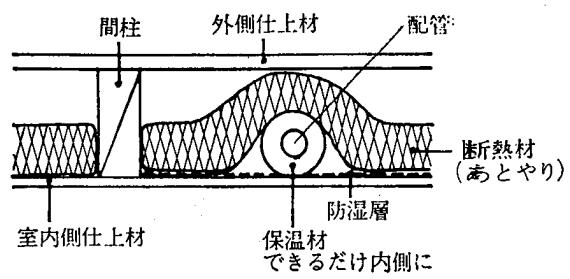
① 断熱材の屋外側は、水蒸気の放出が可能な材料又は工法とする。

② 断熱材の屋外側には、上下部が外気等に通じる通気層を設ける。なお、断熱材(無機繊維系)が通気層を流れる冷気流に直接面する場合は、必要に応じて、その表面に水蒸気の放出を妨げない適当な防風の為の層を設ける。

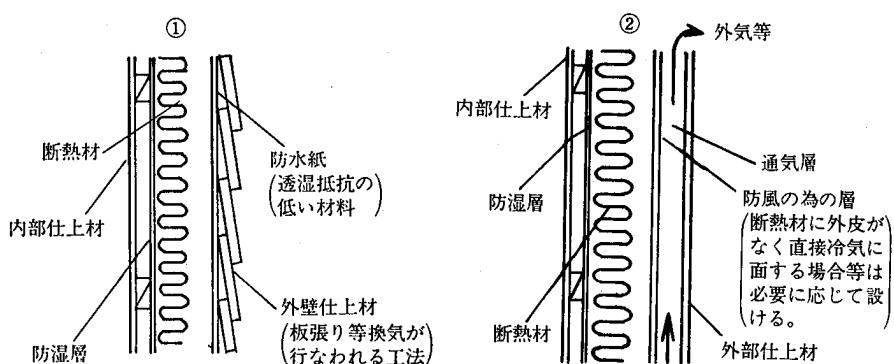
参考図 7.2.1.1-3 断熱材施工工事ですき間の生じやすい箇所



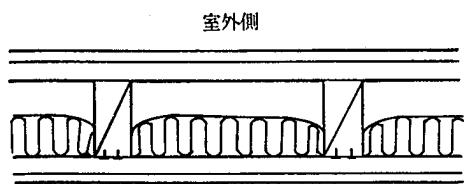
参考図 7.2.1.1-4 壁内給水管の配管



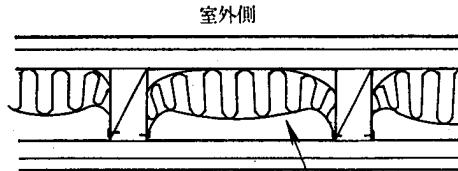
参考図 7.2.1.1-5 壁内の水蒸気を放出する措置



参考図 7.2.1.2 壁の施工例（良い例）

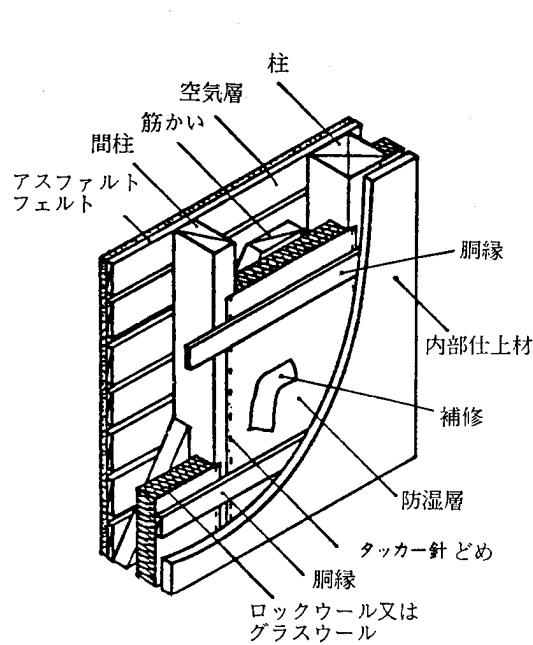


(耳部を柱、間柱の室内側)
見付面に留めつける。

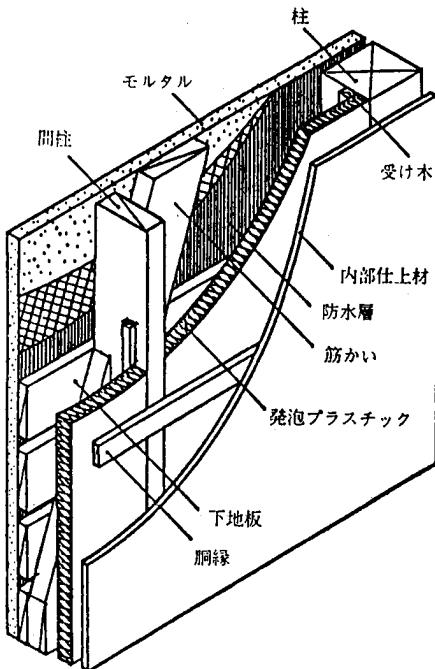


室内側に空気層：下から上に通気あり失熱大
(耳部が柱、間柱の側面に)
留め付けられている。

参考図 7.2.1.2 壁の断熱材施工例
(無機繊維系)



参考図 7.2.1.3 壁の断熱材施工例
(発泡プラスチック系)



7.2.2 床

7.2.2.1 一般事項 1. 断熱材の脱落、たれ下り防止のための受け材を堅固に取付けた後、断熱材を根太と根太間に敷き込み、取付ける。

2. 断熱材の表面が、根太の室内側見付け面とつらいちとなるよう十分注意して取付ける。

3. 断熱材は、次に掲げる部分との間に隙間が生じないよう十分注意して取付ける。万一隙間ができた場合は、その程度に応じて、やり替え、端材をつめ込む等の措置を講ずる。なお、監督者がいる場合は、その指示を受ける。

イ. 土台及び根太

ロ. 断熱材相互の継目部及び壁断熱材との取合部

7.2.2.2 無機繊維系 断熱材を使用する場合 1. 耳付き断熱材を使用する場合は次による。

イ. 根太と根太間の中央部に断熱材の受材として小幅板を置渡し、大引当たり釘留めとする。

ロ. 防湿層を室内側に向けて断熱材を敷き込み、耳部を、根太の室内側見付け面に、間隔200mm内外で、タッカー釘留めとする。

2. その他の断熱材を使用する場合は次による。

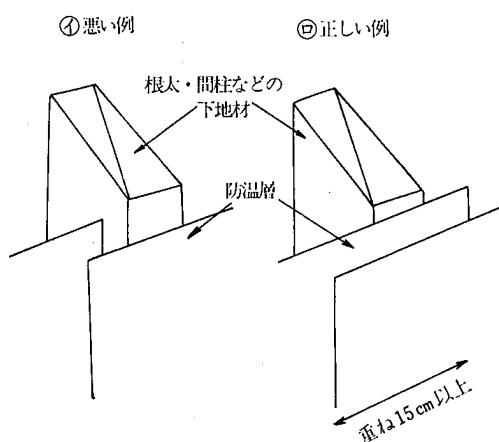
イ. 根太と根太間に断熱材の受材として小幅板2枚を置渡し、それぞれ大引当たり釘留めとする。

ロ. 防湿層を室内側に向けて断熱材を敷き込み、要所を釘留めとする。

ハ. 防湿層なしの断熱材を使用する場合は、イ、ロにより断熱材を取付けた後、別途7.1.7(防湿材)の項による防湿材を床全面に張り、根太当たり間隔200mm内外でタッカー釘留めとする。なお、防湿材の継

- 目的の重ね合わせ幅は、150mm～200mmを標準とする。
3. 防湿層が破れた場合は、ビニルテープ又はアルミテープで補修する。
 4. 受け材の施工を前記によらない場合は、特記による。
- 7.2.2.3発泡プラスチック系断熱材を使用する場合
1. 断熱材の厚さに応じて取付け金具を根太上に適当な間隔で取り付ける。
 2. 金具を取付後、断熱材を敷き込む。
 3. 受材の施工を前記によらない場合は、特記による。
- 7.2.2.4その他の断熱材を使用する場合
- 現場発泡の断熱材その他特殊な断熱材を用いる場合は各製造所の仕様によることとし、特記による。

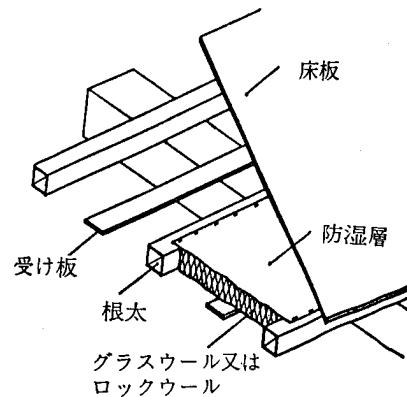
参考図 7.2.1.2 壁の防湿材の施工



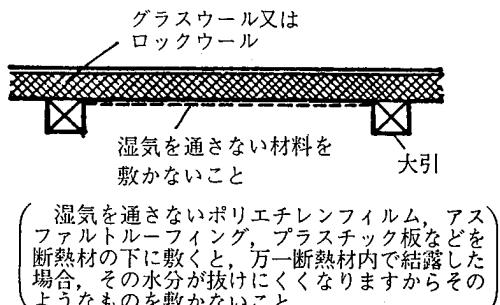
防湿層の継手は下地材の面上で重ね留める

参考図 7.2.2.2 床の断熱材施工例

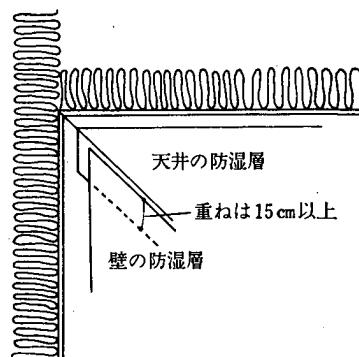
(無機纖維系)



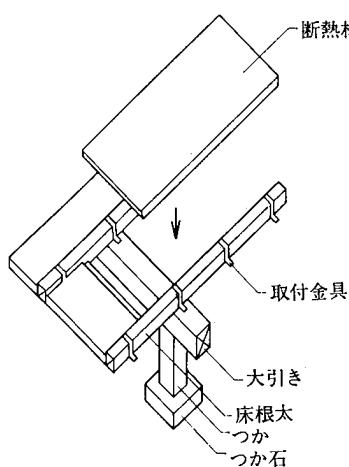
参考図 7.2.2.2 床の防湿材の施工



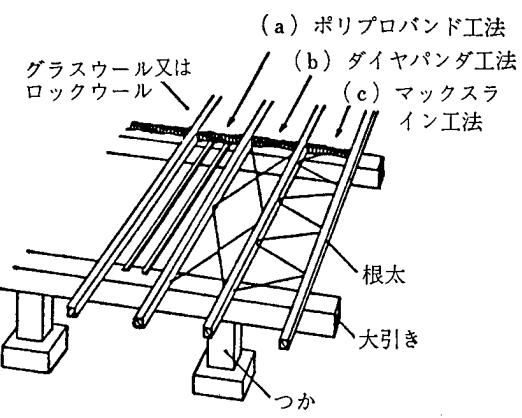
参考図 7.2.3.2 天井の防湿材の施工



参考図 7.2.2.3 床の断熱材施工例
(発泡プラスチック系)



参考図 7.2.2.2 床断熱の取付け工法

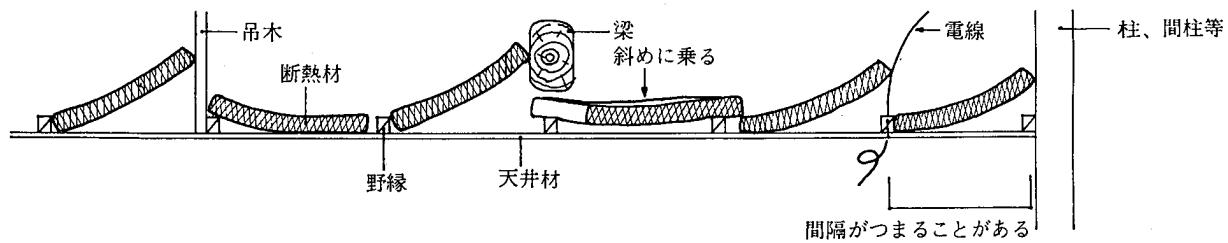


7.2.3 天井

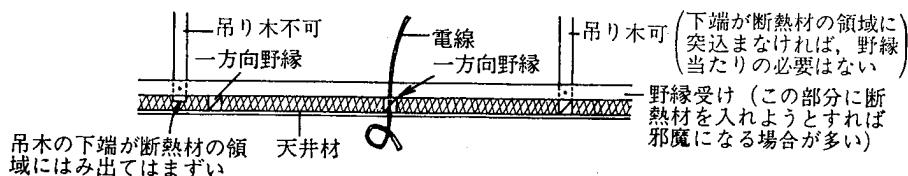
- 7.2.3.1一般事項**
- 原則として、断熱材の施工は、天井内装材の施工と平行して行う。
 - 断熱材を野縁と野縁間に又は野縁をまたいで天井全面に敷き込む。
 - 断熱材は、次に掲げる部分との間に隙間が生じないよう十分注意して敷き込む。
 - イ. 野縁（野縁と野縁間に敷き込む場合）
 - ロ. 吊木回り及び電線貫通部
 - ハ. 断熱材相互の継目部及び壁断熱材との取合部
 - 埋込照明（ダウンライト）の上部には、防火のため断熱材を施工しない。
- 7.2.3.2無機繊維系断熱材を使用する場合**
- 防湿層を室内側に向けて敷き込む。
 - 耳付き断熱材を使用する場合は、耳部をカッター等で切断するか又は断熱材の側面までしっかりと折りまげて使用する。
 - 防湿層なしの断熱材を使用する場合は、別途7.1.7（防湿材）の項による防湿材を敷き込み、要所にタッカー釘留めした後、断熱材を施工する。なお、防湿材の継目の重ね合わせ幅は、150mm～200mmを標準とする。
- 7.2.3.3発泡プラスチック系断熱材を使用する場合**
- 吊木当たり、電線貫通部当たりは、あらかじめ断熱材を切り欠いた後断熱材を敷き込む。ただし、ユリアフォーム断熱材を使用する場合は、7.2.3.2（無機繊維系断熱材を使用する場合）の項の3による防湿材の施工を行う。
 - 埋込照明器具回りは、断熱材が照明器具に直接接しないように余裕をもって切り欠いて使用する。
- 7.2.3.4その他の断熱材を使用する場合**
- その他特殊な工法とする場合は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

参考図 7.2.3-1 天井の断熱材施工の注意点

(天井断熱材の欠陥施工例)

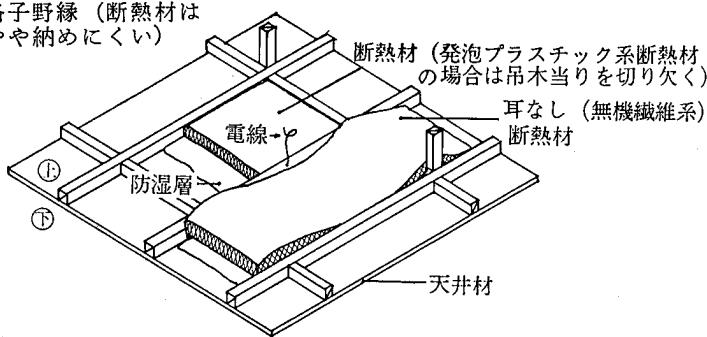


(野縁受けを設けた施工例)

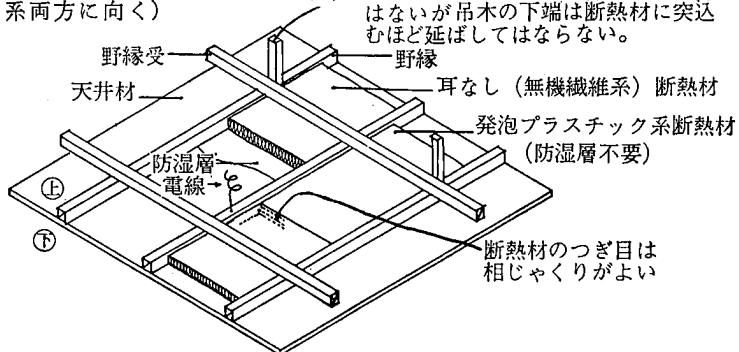


参考図 7.2.3 天井の断熱材施工例

格子野縁 (断熱材はやや納めににくい)



一方向野縁 (無機繊維系、発泡プラスチック系両方に向く)



7.2.4 浴室回り

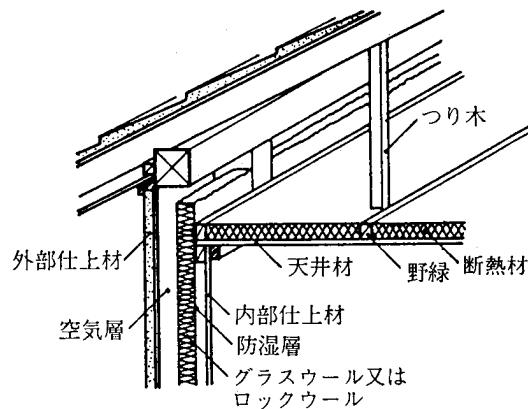
浴室回りの壁及び天井は、7.2.1(壁)及び7.2.3(天井)の項による断熱材施工後、別途7.1.7(防湿材)の項による防湿材を全面に張り込み、受材当たり間隔200mm内外にタッカーワーク留めとする。なお、防湿層を継ぐ場合の重ね幅は、150mm～200mmとする。

7.2.5 通気止め

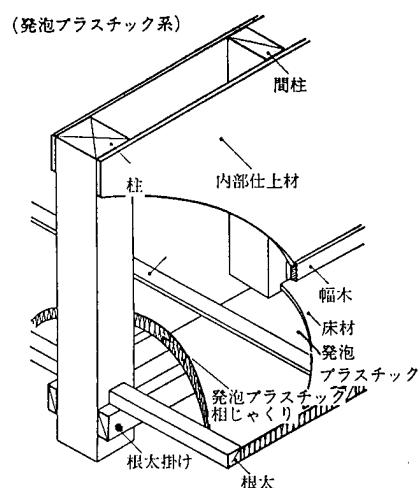
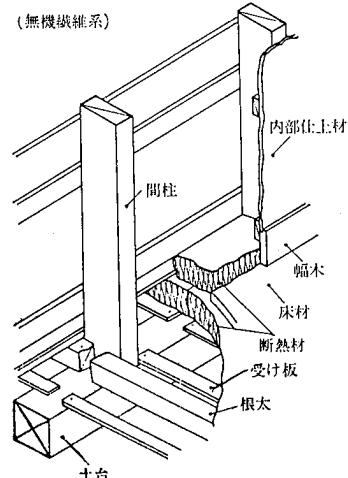
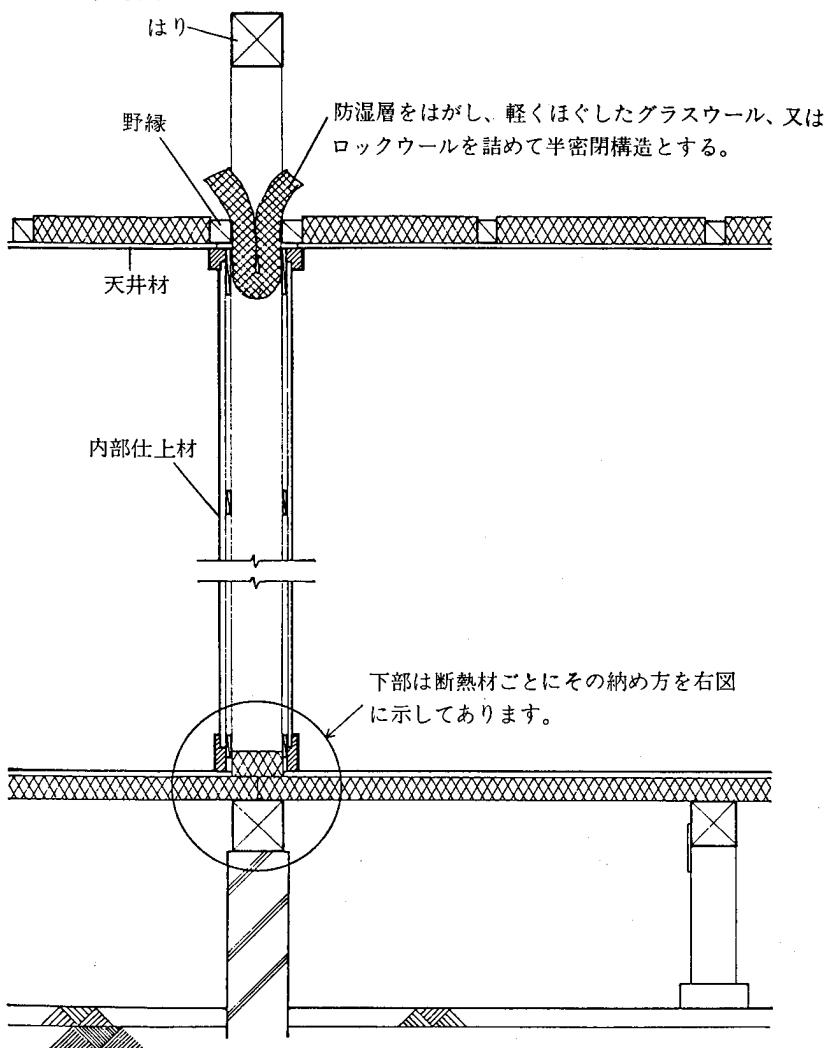
間仕切り壁及び発泡プラスチック系断熱材の外張り工法とする場合の外壁の上下部は、壁内への空気の流入を防止するため、次により通気止めの措置を講ずる。

- イ. 上部は、無機纖維系断熱材（防湿層なし）を折りたたんで、野縁と野縁間又は野縁と壁断熱材間にめ込み、壁内の空気が小屋裏に逃げるのを防止する。
- ロ. 下部は、間仕切り壁の場合は、床断熱材の継目上に断熱材の端材を充填する。外壁で発泡プラスチック系断熱材の外張り工法とする場合は、発泡プラスチック系断熱材、小巾板等を根太と土台間に隙間に当て、土台当たり釘留めとし、床下からの空気の流入を防止する。

参考図 7.2.5 壁と天井回りの断熱材の納め方



参考図 7.2.5 通気止めの施工例



8. 木工事（造作工事）

8.1 床板張り

8.1.1 挽板下地板

板厚12mm以上とし、板そば、継手とも突付け、根太当たりN50釘2本を平打ちとする。

8.1.2 合板下地板

1.合板の品質は、構造用合板のJASに適合するもので、1類、厚さ12mm以上とする。

2.張り方は、板の長手方向が根太と直交するように張り、根太心で突付け釘間隔は根太当たり150mm内外でN50釘打ちとする。

8.1.3 パーティクルボード下地板

1.パーティクルボードの品質は、JISA5908(パーティクルボード)に適合するもので、種類は150P又は150M以上とし、厚さ15mm以上とする。

2.張り方は5.4.1.3(パーティクルボード野地板)の項による。

8.1.4 二重床下地板

1.荒板張りは、8.1.1(挽板下地板)の項による。

2.荒板張りの上に施工する合板の品質は、普通合板のJASに適合するもので、1類、厚さ5.5mm以上とする。張り方は、突付け張りとし、四周を間隔150mm内外で釘打ちする。はぎ目は、サンドペーパー掛けとし、目違い払いをする。

8.1.5 普通床板

板厚は15mm以上とし、板そば、相じゃくり、継手は、受材心で突付けN50釘を平打ちする。

8.1.6 縁甲板

板厚は15mm以上とし、板そば本実じゃくり、面とり、隠し釘打ちとする。継手は、受材心で目違い入れとし、敷居付きは小穴入れ、根太当たり隠し釘打ちとする。

8.1.7 フローリング

1.フローリングの品質はフローリングのJASに適合するもので、フローリングボード、モザイクパーケット、フローリングブロック、天然木化粧複合フローリング及び特殊加工化粧複合フローリングとする。

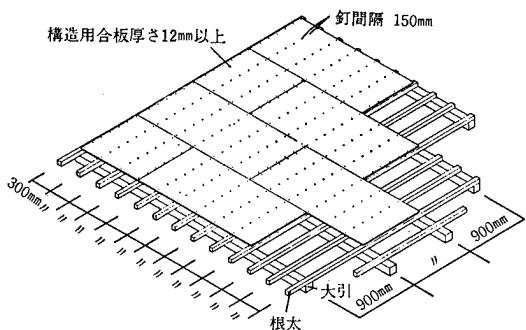
2.張り方は次による。

イ. フローリングボード、天然木化粧複合フローリング及び特殊加工化粧複合フローリングについては不陸、目違いなどのないように、下地ごしらえのうえ、根太に直角張りとし、板そば木口は本実継ぎ、根太当りは雄実上から隠し釘打ちとする。

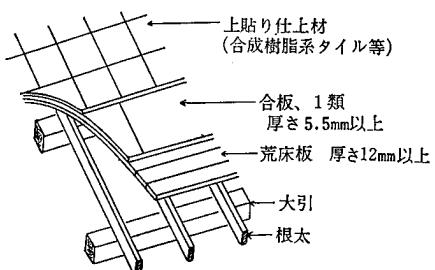
ロ. モザイクパーケット及びフローリングブロックについては下地をよく清掃して、エポキシ樹脂系又は酢酸ビニル樹脂の接着剤を下地全面に平均に塗布し、入念に張り込む。

3.張り上げた後は厚手の紙を用い、汚れ損傷を防ぎ雨などのがかかるないよう入念に養生する。

参考図 8.1.2 構造用合板下地板

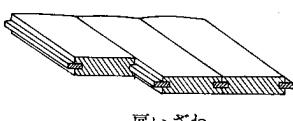
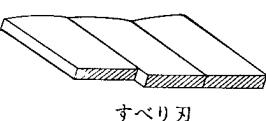
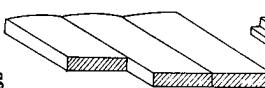
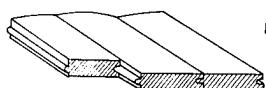
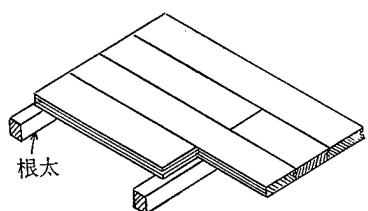


参考図 8.1.4 2重床下地板



参考図 8.1.6 縁甲板

(板そば本'夷じやくり)
(継手は目違い入れ)



参考図 8.1.6 板のはぎ方

フローリング・ボード 下張りなしで施工する場合が多く、フローリングの表裏とも直接大気にさらされ、湿度条件も異なるので、床の反り上がりなどを防ぐ対策として、根太間隔は適度に狭くする。場合によっては、スクリューネイルなどを使用することもある。

8.2 敷居、かもい、その他

8.2.1 敷 居

一方は横ほど差し又は目違い入れ、他方は横せん打ちとし、敷居下ばと下地材の間に間隔 450mm 内外に飼木を行い、釘ぼりのうえ釘打ちする。雨がかりは、上端水返しじゃくりのうえ、水たれ勾配をつけ、外部下端に水切じゃくりをつける。

8.2.2 縁 が ま ち

柱に渡りあご掛とし、継手は、柱心で目違い継ぎとする。

取り付けは、隠し釘打ちのうえ、下端から目かすがい打ちとする。

8.2.3 かもい、むめ

一方は横ほど差し、他方はすりこみとし、上端より釘 2 本打ちとする。

8.2.4 付かもい、畳 寄せ

付かもいは、一方は短ほど差し、他方はすりこみとし、隠し釘打ちとする。畳よせは、柱間に切り込み、隠し釘打ちとする。

8.2.5 つりづか

下部は、2枚ほど差しとし、隠し釘打ち又は目かすがい 2 本をほど穴に仕込み打ちとする。

上部のはり又はけたとの取合いは、長ほど差し込み栓打ち又はかすがい両面打ちとする。

8.2.6 な げ し

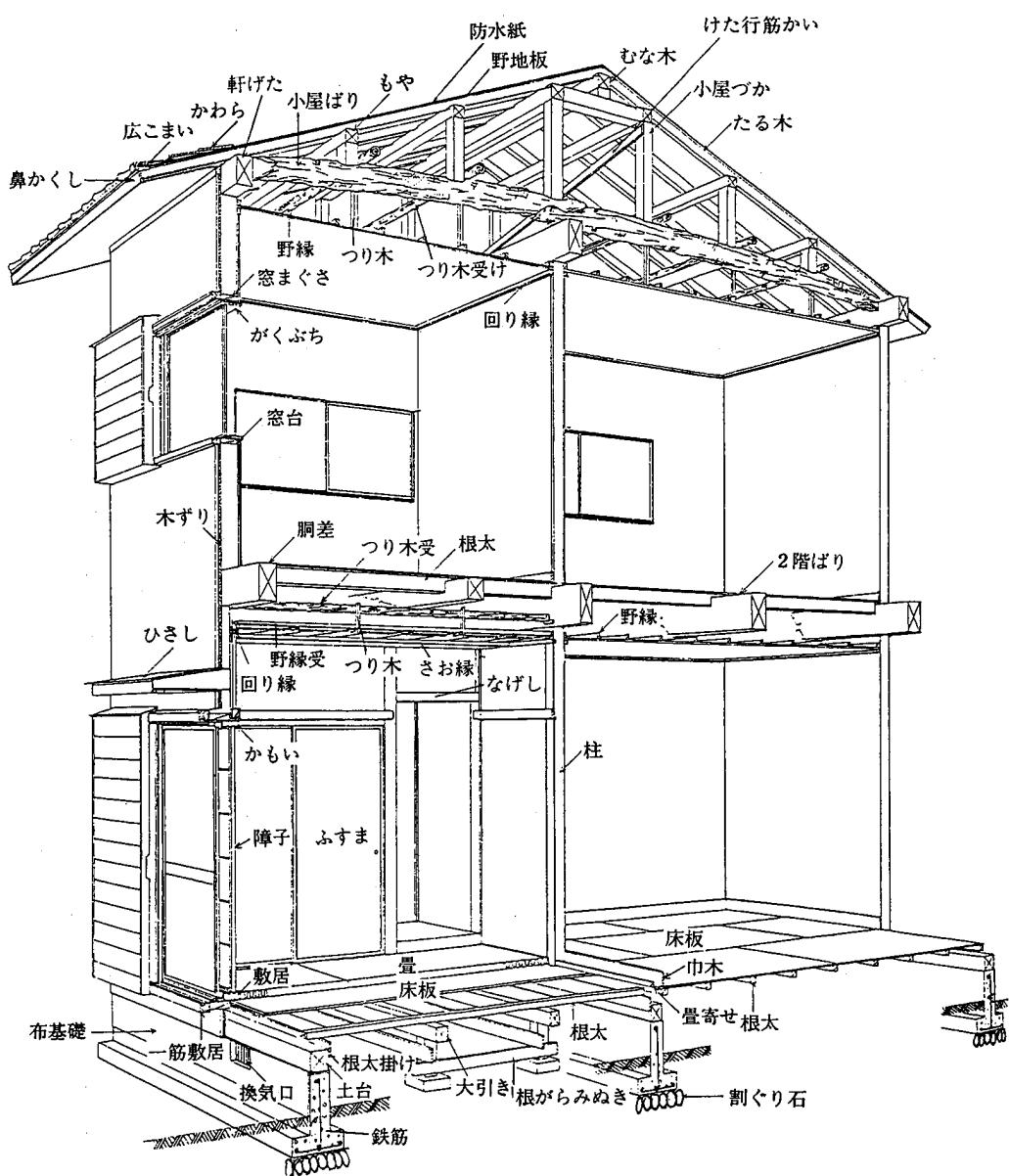
すみずみは、下端留め目違い入れ、各柱当たりは、えり輪欠きとし、間隔 450mm 以内に釘ぼりをして、かもい又は付かもいに隠し釘打ちとする。

8.2.7 窓、出入口枠

1.たて枠は、開き戸の場合は、戸当たりじゃくり又は戸当たり押縁を添えつけ、木ねじ締めとする。また、外部引違いの場合は、建付けみぞじゃくりとする。上下枠との取りつけは、上下とも、えり輪入れ目違いほど差し、釘 2 本打ちとする。雨がかり箇所の下部は、傾斜付ほど差し、釘 2 本打ちとする。

2. 上下枠は、開き戸の場合は戸当たりじゃくりとする。雨がかり箇所のくつづりは、上端水返しじゃくり水たれ勾配付け、外部下端は水切りじゃくり付けとする。
3. 枠の取り付けは、両端を押え、中間は間隔450mm内外に枠裏に銅木をし、柱などに釘打ちする。
- 8.2.8 がくぶち 枠に添えつけ、すみの見付けは大留めとし、両端を押え、間隔450mm内外に隠し釘打ちとする。
- 8.2.9 幅木 繰手は、柱心で目違い継ぎ又は突付け継ぎとする。また、出すみ及び入りすみは大留めとし、下は床に小穴入れ又は添え付け、隠し釘打ちとする。

参考図 8.2 敷居・かもい・その他



8.3 内外壁下地

8.3.1 脊縁

- 耐力壁の下地とする場合の間隔は5.2.3.1(耐力壁の種類等)の項の1の(注1)による。
- 非耐力壁の下地とする場合の間隔は、450mm以内で、受材当たり釘2本打ちとする。

8.3.2 左官下地

8.3.2.1 ラス下地板張り

5.2.2(ラス下地板張り)の項に準ずる。

8.3.2.2 ラスボード張り

ラスボードの品質は、JIS A 6906(せっこうラスボード)に適合するもので、型押ラスボード又は平ラスボード厚さ9mmとし、なるべく継目を少なくするよう大判を用いる。継手は、受材心で突付け継ぎとし、受材当たり間隔100mm内外で、GN40釘を平打ちする。

8.3.2.3 構造用合板、各種ボード類の下地張り

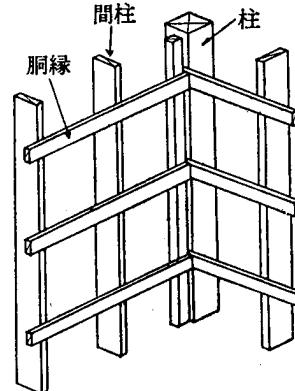
5.2.3(構造用合板・各種ボード類の下地張り)の項に準ずる。

8.3.2.4 木毛セメント板張り

- 木毛セメント板はJIS A 5407(木毛セメント板)に適合するもので厚さ15mmで太木毛とする。
- 取付けは、受材心で突付け継ぎとし、受材当たり間隔100mm内外で、GN55釘を座板当て釘平打ちとする。ただし、プラスター下地の場合は、亜鉛めっき座板当てGN55釘平打ちとする。

脇縁 板壁、羽目などの板を取り付けるために柱及び間柱に横に打ち付けた幅の狭い板。

参考図 8.3.1 脇縁



8.4 外壁板張り

8.4.1 たて羽目張り

板そばは、本実じゃくり、幅割り合わせ、継手は、受材心で相欠き、乱に継ぎ、受材当たりに通りよくつぶし頭釘打ち又はしんちゅう釘打ちとする。

8.4.2 よろい下見板張り

板そば掛かり20mm内外で幅割り合わせ、継手は、受材心で相欠き、乱継ぎとし、受材当たりにどおりよくつぶし頭釘打ち又はしんちゅう釘打ちとする。

8.4.3 押縁下見板張り

板そば掛かり20mm内外で、幅割り合わせ、板の継手は、羽重ね毎に受材当たり釘打ちとする。押縁の継手は、羽重ね位置でそぎ継ぎとし、かど及び出入口のきわ押縁は、分増しをし、下見板木口包みに板じゃくりをして、いずれも受材当たり釘打ちとする。

8.4.4 サイディング 張り

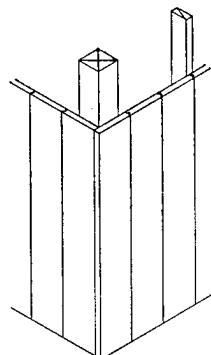
- 8.4.4.1 材 料 1. サイディング材は特記による。
2. 防水紙はアスファルトフェルト（1巻20kg品以上）とする。
3. シーリング材は、J I S A5758（建築用シーリング材）に適合するものとする。
4. ジョイナー防水テープ等は各製造所の指定する材料とする。
- 8.4.4.2 工 法 1. サイディング材は継目部分の受材に防水テープを張るか又は壁面全面に防水紙を張った上で取り付ける。なお、防水紙の重ねは、縦横とも90mm以上とし、防水紙の留め付けはタッカー釘で、継目部分を300mm間隔に、その他の箇所を要所に行い、たるみ、しわのないように張る。
2. 開口部回りの防水処理は防水テープ等により、補強する。
3. サイディング材の上下の継目部分は、ジョイナー又はコーティングによって防水処理を行う。
4. 水切り及び雨押えの取り付けは6.7（水切り及び雨押え）の項による。
5. その他の工法は、各製造所の仕様によることとし、特記による。
- 8.4.5 着色亜鉛鉄板
張り 1. 着色亜鉛鉄板の品質は、J I S G3312（着色亜鉛鉄板）に適合するもので建築外板用とする。
2. 着色亜鉛鉄板の継目は重ね合わせ、差し込み合わせ又はこはぜ合わせとする。重ね合せの場合は、重ね幅は1山以上とし、留めつけは、胴縁当たり両端及び間隔300mm内外で、亜鉛めっき釘（亜鉛めっきをしたカラ一釘を含む）打ちとする。
- 8.4.6 小屋裏換気 1. 小屋裏換気口は、独立した小屋裏ごとに2カ所以上換気に有効な位置に設ける。なお、換気口の有効換気面積等は次による。
イ. 両妻壁にそれぞれ換気口（吸排気両用）を設ける場合は、換気口ができるだけ上部に設けることとし、有効換気口面積の合計は天井面積の1/300以上とする。
ロ. 軒裏に換気口（吸排気両用）を設ける場合は、有効換気口面積の合計を天井面積の1/250以上とする。
ハ. 軒裏に吸気口及び妻側に排気口を垂直距離で910mm以上離して設ける場合は、有効換気口面積をそれぞれ天井面積の1/900以上とする。
ニ. 排気筒その他の器具を用いた排気口は、できるだけ小屋裏頂部に設けることとし、排気口の有効換気面積は天井面積の1/1600以上とする。また軒裏等に設ける吸気口の有効排気面積は天井面積の1/900以上とする。
2. 小屋裏換気口には、雨、雪、虫等の侵入を防ぐためのスクリーン等を堅固に取り付ける。
- 8.4.7 雨 押 え 雨押えの継手は、柱心で突付け継ぎ、出すみ及び入すみは大留めとし、柱及び間柱へ欠き込み釘打ちとする。
- 8.4.8 見 切 縁 見切縁の継手は、柱心で目違い継ぎ、出すみ及び入すみは大留めとし、受材当たり釘打ちとする。

たて羽目張り 壁面の保護と装飾を兼ねて板類を張ったものを羽目といい、たてに張った羽目をたて羽目という。

下見板張り 横板を張って外壁を仕上げる方法をいう。よろい下見（なんきん下見）、押縁下見などがある。

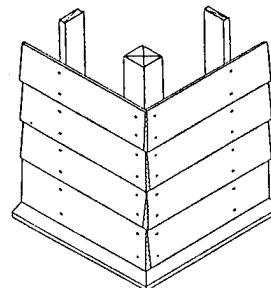
参考図 8.4.1 たて羽目張り

（本実じゃくり張り）



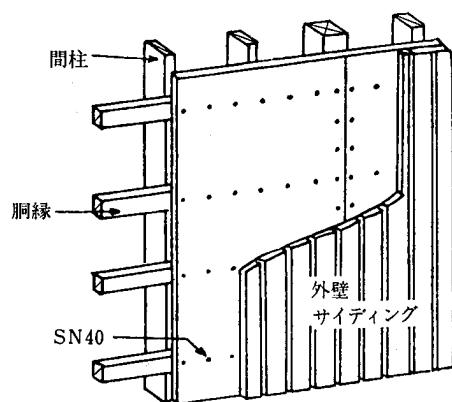
参考図 8.4.2 よろい下見板張り

（なんきん下見板張り）

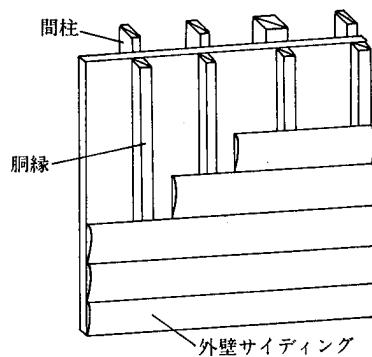


参考図 8.4.4 サイディングの施工例

イ. 面材にサイディングを直張りする場合

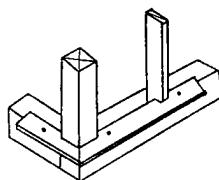


ロ. 脊縁を介してサイディングを施工する場合



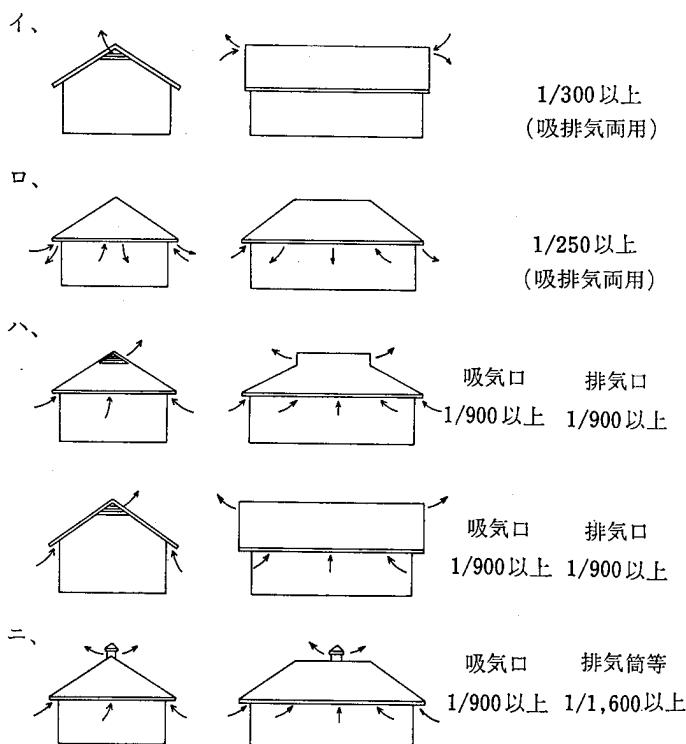
雨押え 壁下見板の境など、雨水が建物の内部に入らないようにするため取付けた板。

参考図 8.4.7 雨押え



見切縁 壁などで、仕上げ材料が異なる境の納まりに入れる細い木。

参考図 8.4.6 小屋裏換気口の取り方例



8.5 内壁板張り

8.5.1 合板張り

- 合板の品質は、普通合板、難燃合板、特殊合板（天然木化粧合板、特殊加工化粧合板）又は構造用合板のJASに適合するものとする。
- 水がかり箇所又はこれに準ずる箇所に使用する合板は、1類とする。
- 普通合板を使用する場合、合板の表面の品質は、1等とする。
- 合板の張付けは、目地通りよく不陸、目違いなどのないようにし、長さ25mm～30mmの亜鉛めっき平頭釘又はステンレス鋼釘を間隔150mm内外に平打ちし、接着剤を併用する。

8.5.2 繊維板張り

- 繊維板の品質はJISA5905（軟質繊維板）、JISA5906（中質繊維板）、JISA5907（硬質繊維板）及びJISA6304（吸音用軟質繊維板）に適合するものとする。
- 繊維板は、施工現場に1～2日前に持ち込み、施工環境に十分なじませてから使用する。
なお、硬質繊維板を水打ちする場合は、少なくとも24時間前に行う。
- 目地つけの場合は、目すかしV字目地などにして、ボードの伸縮に耐えるようにし、長さ25mm～30mm平頭釘を受材当たり間隔150mm内外に平打ちする。
- 化粧繊維板の場合は、長さ25mm～30mmのカラー釘を受材当たり、間隔150mm内外に平打ちし、接着剤を併用する。
なお、実はぎ製品の場合は、雌実部に、肩幅12mm以上長さ10mm以上径0.5mm×0.7mm以上の亜鉛めっきされたタッカーワーク又は長さ25mm～30mmの亜鉛めっき平頭釘をかくし釘打ちとし、接着剤を使用する。

8.5.3 せっこうボード・その他のボード張り

1. せっこうボード及びその他のボード類の品質は、下表に掲げるもの又はこれと同等以上のものとする。

材 種	規 格
せっこうボード	J I S A 6901 (せっこうボード) の規格品
石綿スレート板	J I S A 5403 (石綿スレート) の規格品
石綿セメントパーライト板	J I S A 5413 (石綿セメントパーライト板) の規格品
パーティクルボード	J I S A 5908 (パーティクルボード) の規格品
木毛セメント板	J I S A 5404 (木毛セメント板) の規格品
石綿セメントけい酸カルシウム板	J I S A 5418 (石綿セメントけい酸カルシウム板) の規格品
パルプセメント板	J I S A 5414 (パルプセメント板) の規格品
化粧パルプセメント板	J I S A 5420 (化粧パルプセメント板) の規格品
化粧石綿セメント板	J I S A 5421 (化粧石綿セメント板) の規格品
化粧石綿セメントけい酸カルシウム板	J I S A 5424 (化粧石綿セメントけい酸カルシウム板) の規格品
パルプセメントパーライト板	J I S A 5427 (パルプセメントパーライト板) の規格品
化粧パルプセメントパーライト板	J I S A 5428 (化粧パルプセメントパーライト板) の規格品
化粧パーティクルボード	J I S A 5909 (化粧パーティクルボード) の規格品
化粧せっこうボード	J I S A 6911 (化粧せっこうボード) の規格品
シージングせっこうボード	J I S A 6912 (シージングせっこうボード) の規格品
無機纖維強化せっこうボード	J I S A 6913 (無機纖維強化せっこうボード) の規格品

(注) 釘、木ねじ、接着剤などは、張り材の種類、寸法、性質に応じて選択する。

2. ボードの張付けは、次による。

- イ. ボードの張付けは、目地通りよく、不陸、目違ひなどのないように行う。
- ロ. 下張りの上に張る場合は、接着剤を主とし、必要に応じて、釘、木ねじなどを併用して張付ける。
- ハ. じか張りの場合は、釘又は木ねじを使用して張付けるか、これと接着剤を併用して張付ける。
- ニ. 下地へ釘留めする場合は、釘の間隔を、ボードの周辺部については100mm内外とし、へりより10mm程度内側に釘打ちする。その他の中間部は、150mm内外の間隔とする。
- ホ. せっこうボード及びパルプセメント板を面材耐力壁とする場合は、せっこうボードの厚さは12mm以上、パルプセメント板の厚さは8mm以

上とし、下地への留めつけは、G N40釘を用い間隔はニと同様とする。

3. 張り下地とする場合の張付けは、次による。

イ. 紙及び布張り下地となるボード類の張付けは、継目は突付け張りとし、特に周囲の継目は、すきま及び目違いのないように張付ける。継目、釘穴などはパテ飼いをして平らに仕上げる。

ロ. 防火材料面の不陸直しに使用するパテは、無機質のものとする。

繊維板 繊維板は植物繊維を主な原料とし成型したもので、比重によって次のように分類される。

(1) 軟質繊維板（インシュレーションボード）比重0.4未満。

(イ) A級インシュレーションボード……比較的強度があり、断熱、吸音性は高い。

(ロ) B級インシュレーションボード……A級インシュレーションボードとは原料、繊維化方法、乾燥方法が異なり、性能的に劣る。

(ハ) シージングインシュレーションボード……A級インシュレーションボードをアスファルト処理したもので、耐水性耐腐朽性があり断熱下地材として外壁などに使用される。

(2) 中質繊維板（ミディアムデンシティファイバーボード）比重0.4以上0.8未満、吸音性は高いので天井材などに使用されてきたが、耐水性が乏しいので使用箇所に注意すること。

(3) 硬質繊維板（ハードボード）比重0.8以上。

強度、硬度、耐摩耗性が高い。原板に合成樹脂等塗料により耐候性を付与して、外壁用板としても使われる。

水打ち ハードボードの含水率は7～8%と非常に低い。環境の湿度に応じて吸湿し、わずかではあるが膨脹するので、そのまま施工するとあわれる原因となることもあるので、「水打ち」して、あらかじめ膨脹させた状態で留めつける。

せっこうボード せっこうを芯とし、両面をせっこうボード用原紙で被覆したもので防火性能、遮音性能が高く、不燃材料又は準不燃材料に認定されている。

せっこうボードは特性、用途によって、次のように分類できる。

(1) せっこうボード……2次加工しない基本の平板。

(2) 化粧せっこうボード……着色、薄板張付など表面加工したもの。内壁、間仕切、天井の内装材。

(3) シージングせっこうボード……防水処理を施したもので台所、洗面所等の湿潤な場所の内装材。

(4) 無機繊維強化せっこうボード……芯のせっこうに無機質繊維材を混入し、防火性能を高めたもの。

(5) 吸音用あなあきせっこうボード……吸音性を要求される箇所に用いられる内装材。

(6) せっこうラスボード……左官下地用で型押ラスボードと平ラスボードがある。

石綿セメント板 ポルトランドセメントと石綿を主要原料とし、圧縮成型した板で平板とフレキシブル板があり、フレキシブル板は平板より石綿の量をふやし、成型圧力を大きくして、より強靭にしたものである。防火性能、耐水性は高い。用途は、内外装材、プレハブ部材の構成材として多く使用されている。その他、特性・用途によって、次のようなものがある。

(1) 石綿スレート波板……屋根、天井、壁などの内外装材。

(2) 特殊石綿板（パーライト板、石綿けい酸カルシウム板、耐火被覆用石綿板など）

……外装用パーライト板は壁体などの外装材。耐火被覆用石綿板は鉄骨の耐火被覆として使用される。

(3) 石綿セメント2次加工品……吸音加工板、化粧加工板などがある。

パーティクルボード 木材を小片に切りけずり、十分乾燥した後、接着剤を添加しながら成型し、熱圧

製板する。密度は 0.5 g/cm^3 以上である。

パーティクル化粧板……パーティクルボードの表面に単板、プラスチック板など接着又は塗装などをしたもの。用途は内壁用、床・屋根下地用、家具類に用いられる。

木毛セメント板 木毛とセメントを用いて圧縮成型した板。普通木毛セメント板と難燃木毛セメント板に分けられる。比重は $0.4\sim0.9$ 、防火性能、断熱性、吸音性は高い。内外壁の下地及び仕上げ材、断熱材、吸音材として用いられる。

8.6 天井下地

8.6.1 野縁受け 野縁受けの間隔は、 900mm 内外とし、野縁又はさお縁との交さする箇所で釘打ちし、継手は野縁交さ箇所をさけて、突付け継ぎ両面添え木當て又は相添え継ぎ釘打ちとする。

8.6.2 野縁 1. 野縁の継手は、野縁受けとの交さ箇所をさけ、乱に配し、いすか継ぎ、釘打ち又は突付け継ぎ、添え木當て、釘打ちとし、間隔は、さお縁天井の場合は 450mm を標準とし、その他の天井の場合は 360mm を標準とする。
2. 合板、その他各種ボード類を使用する場合の野縁は、下端そろえに相欠き、格子状に組み、釘打ちとする。
3. 塗天井、打上げ天井などの野縁は一方向に配置し、野縁受け下端に添え付け、釘打ちとする。

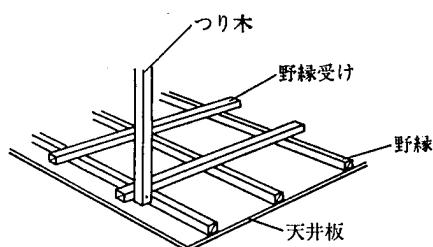
8.6.3 板野縁 1. 継手位置は、乱に配し、野縁継手の箇所を避け、受材心で突付け継ぎとする。
2. 野縁は一方向に 450mm 内外に配置し、板野縁は間隔 150mm を標準として、それぞれ野縁下端に添え付け釘打ちとする。

8.6.4 つり木及びつり木受け 1. つり木は、 900mm 内外に配置し、下部は、野縁受け又は野縁に添付け、釘打ちとし、上部は、つり木受けに添え付け釘打ちとする。
2. つり木受けは、 900mm 内外に配置し、小屋ばりに、なじみ欠き、乗せ掛け、かすがい打ち又は釘打ちとし、2階ばりなどには受木を打ちつけ、これに乗せ掛け、かすがい打ち又は釘打ちとする。

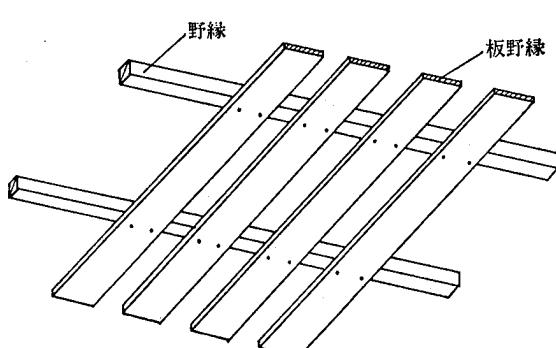
野縁 天井板を取り付けるために用いる横木のことと、一般に構造体につり木受けを取り付け、それからつり木を下げて野縁をつり、これに天井材料を取り付ける。

野縁受け 天井の野縁を取りつけるために参考図8・6のように渡した細長い角材。

参考図 8.6 天井下地



参考図 8.6.3 板野縁



8.7 天井張り

8.7.1 打上げ天井

板そば相じゃくり、幅割り合わせ、継手は、受材心で相欠き、つぶし頭釘打ちとする。

8.7.2 さお縁天井

1. 回り縁は、柱当たりえり輪欠き、受材当たり要所にくさび飼い、隠し釘打ちとし、入すみは、下端留め目違い入れ、出すみは、大留めとする。
2. さお縁は、回り縁へ大入れ、隠し釘打ちとする。また、天井板は、羽重ね25mm内外に割合わせ、羽重ね裏は、けずり合わせとし、さお縁及び回り縁当たり釘打ちとする。

8.7.3 目透し天井

裏ざん付目透し用化粧合板とし、板幅割り配置のうえ、裏ざんに野縁を間隔900mm内外に取付ける。

8.7.4 せっこうボード・その他のボード張り

8.5.3(せっこうボード・その他のボード張り)の項に準ずる。なお、品質は、同項1表による他、下表による。

ロックウール吸音材	JIS A6303(ロックウール吸音材)の規格品
吸音用あなあき石綿セメント板	JIS A6302(吸音用あなあき石綿セメント板)の規格品
吸音用あなあきせっこうボード	JIS A6301(吸音用あなあきせっこうボード)の規格品
ロックウール化粧吸音板	JIS A6307(ロックウール化粧吸音板)の規格品
吸音用軟質繊維板	JIS A6304(吸音用軟質繊維板)の規格品

打上げ天井

天井下地を組んで天井板などを下から打ちつける工法の天井。

回り縁

天井と壁面との交わるとこ

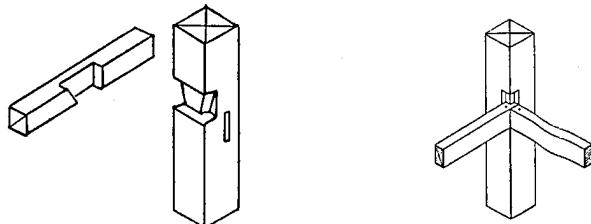
参考図 8.7.2-1 回り縁柱当り

(えり輪欠き)

参考図 8.7.2-1 回り縁入すみ

ろに取付けた細長い横木。

(下端留め)



さお(竿)縁天井

和風天井の一種で、天井回り縁を壁に沿って取付け、これに竿縁と称する細木を45cm程度の間隔に並べて、次に天井板を竿縁にのせたもので、一般に竿縁の方向は床の間と平行に取り付ける。

目透し天井

天井板を張る場合に、ベタに張らずに、板そば間を透かして張った天井。

ロックウール吸音材

ロックウールは鉱滓を主原料とし安山岩、玄武岩などの成分調整材を配合し、高温(1500℃~1600℃)で溶解、これを炉から落下させ高速回転ドラム又は高圧蒸気で吹飛ばし纖維化したもので、主に吸音材、断熱材、不燃材として利用される。内装材としては主に表面化粧したロックウール吸音板が使われる。

8.8 階段

8.8.1 階段の種類

階段の種類は、側げた階段、ささらげた階段、力げた階段等とする。

8.8.2 側げた階段

側げた階段を用いる場合は次による。その他の階段を用いる場合は、特記する。

イ. 側げたは、段板当たりを大入れ彫り又は下端ありぼりとし、けこみ板当たりを大入れ彫りとする。側げたと軸組との取合いは、柱及び胴

差その他を欠き取りとするか、相欠きとし、柱その他へ隠し釘打ちとする。

ロ. 段板は、下端にけこみ板じゃくりをし、側げたに大入れ、下端よりくさび抜け止め釘打ち又は下端片欠き大入れとする。

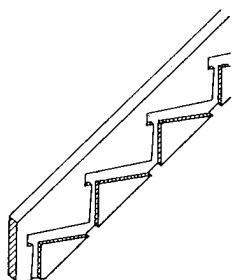
ハ. けこみ板の取り付けは、側げた及び上段板にはめ込み、下段板に添え付け、釘打ちとし、上及び両側とも裏面よりくさび飼い抜け止め釘打ちとする。

ニ. 親柱を設ける場合の下部は、受材に長ほど差し、こみ栓打ち、隠し釘打ちとする。

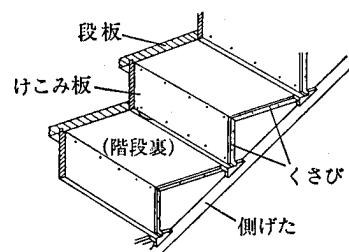
ホ. 親柱を設ける場合の手すりは、親柱へ大入れ短ほど差しとし、接着剤等を用いて堅固に取り付ける。手すり子は、上下とも短ほど差しとする。

8.8.3 手すり、階段
すべり止め 階段には必要に応じて手すり、すべり止め等の措置を講ずる。

参考図 8.8.2 側 げ た



参考図 8.8.2 段板及びけこみ板



9. 左 官 工 事

9.1 一 般 事 項

9.1.1 き裂防 止 1. 開口部の隅、ラスの継目など、き裂が生じ易い箇所は、プラスター塗りの場合は布伏、しゅろ毛張りなどをし、モルタル塗りの場合はメタルラスを張り付けるなどの措置をする。

2. 各塗り面に発生したひび割れは、次の塗り方以前に目塗りをする。

9.1.2 養 生 1. 施工にあたっては、近接する他の部材及び他の仕上面を汚損しないように紙張り、シート、板覆いなどをして施工面以外の部分を保護する。

2. 塗り面の汚染、早期乾燥を防止するため、通風、日照を避けるよう窓ガラスをはめ、シート掛け、散水などの措置をする。

3. 寒冷期には、暖かい日中を選んで施工するように努め、気温が2°C以下の場合及びモルタルが適度に硬化しないうちに2°C以下になる恐れのある場合は、作業を中止する。やむを得ず作業を行う場合は、板囲い、シート覆いなどを用うほか、必要に応じて採暖する。なお、監督者がいる場合には、その指示をうける。

布 伏 せ 龜裂の生じやすい所に、麻布などを塗りこむこと。
養 生 塗面は、急激に乾燥するとひび割れを生じ易い。モルタルなどは2~3日湿润状態に置く方がよい。

9.2 モルタル下地ラス工法

9.2.1 材 料

- 防水紙はアスファルトフェルト（1巻20kg以上）とする。
- メタルラスの品質は、JIS A5505（メタルラス）に適合する波形ラス1号（質量 0.7kg/m^2 、網目寸法 $16\text{mm} \times 32\text{mm}$ 以下）で防錆処理をしたものとする。
- ワイヤーラスの品質は、JIS A5504（ワイヤーラス）に適合するものとする。
- 特殊ラスの品質は、質量 0.7kg/m^2 以上とし、防錆処理をしたもので、モルタルの塗厚が十分確保できるような製品とする。
- ラスシートの品質は、JIS A5524（ラスシート（角波亜鉛板ラス））に適合するもので、LS1（非耐力壁）又はLS4（耐力壁）とする。
- ラスの取付金物は、またくぎ（径 1.56mm 、長さ 25mm 以上）又はタッカー釘（ $0.56\text{mm} \times 1.16\text{mm} \times 19\text{mm}$ 以上）とし、ラスシートの取付金物は、板厚 0.3mm 以上、径 15mm 以上の座金を付けたN38釘とし、いずれも防錆処理したものとする。
- 力骨は、径 2.6mm 以上の防錆処理された鋼線とする。

9.2.2 工 法

- メタルラス張りとする場合は次による。

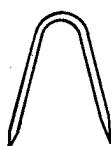
- 防水紙は、縫目を縦、横とも 90mm 以上重ね合わせ、留めつけはタッカー釘で縫目部分は約 300mm 間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないように張る。ただし、軒裏の場合は、防水紙を省略する。
- メタルラスの張り方は、横張りを原則とし、千鳥に配置する。縫目は縦、横とも 30mm 以上重ね継ぐ。ラスの留めつけは、下地板にまたくぎの場合は 300mm 以内、タッカー釘の場合は 100mm 以内に、ラスの浮き上り、たるみのないよう千鳥に打留める。
- 出すみ及び入すみなどの縫目は、突付けとし 200mm 幅の共材のラス（平ラス1号以上）を中心部から 90° に折り曲げ上から張り重ねる。また、開口部には $200\text{mm} \times 100\text{mm}$ の共材のラス（平ラス1号以上）を各コーナーに出来るかぎり近づけて斜めに二重張りとする。
- 縫目、開口部、出すみ、入すみなどは、力骨でおさえ込み、必ずまたくぎで、受材当たり、縫目周囲は 200mm 内外、その他は 300mm 内外に打ち留める。また、力骨の重ねは 100mm 以下とする。
- シージングインシュレーションボードの上に張る場合の打留めは、前記のロに準じ、力骨のおさえ込みは、前記のニに準ずる。なおこの場合、またくぎがボードを貫通し、柱、間柱、胴縁等に確実に緊結するように打留める。

- ワイヤーラス張りとする場合は次による。

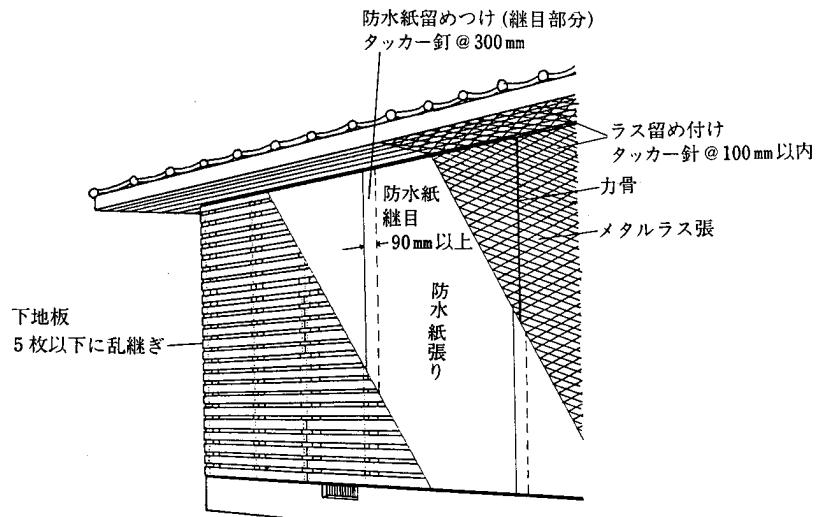
- 防水紙の張り方は、メタルラスと同様とする。

- ロ. ワイヤーラスの張り方は、上から仮留めし、上下の継目はワイヤーで編み込み、左右の継目は、1山以上重ね横網張りとする。ただしコーナーは縦網張りとし角を出し、縦網と横網の継目は1山以上重ね継ぐ。
- ハ. ラスの留めつけは、またくぎの場合は300mm以内、タッカー釘の場合は100mm以内で千鳥に打留める。
- ニ. 継目、開口部、出すみ、入すみなどは力骨をさし込み、打留めはメタルラスと同様とする。
- ホ. シージングインシュレーションボードの場合は、メタルラスと同様とする。
3. ラスシート張りとする場合は次による。
- イ. ラスシートLS1を使用する場合は、継目は1山重ね、受材当たり（間柱又は胴縁等）に9.2.1の6の座金付きN38釘を間隔200mm以内に平打ちする。なお、LS1板厚0.19mmを使用する場合は、受材の間隔は455mm以内とする。
- ロ. 張り方は、受材が柱又は間柱の場合は横張り、胴縁の場合は縦張りとし、横張り、縦張りとも下部より上部へ向って漏水しないよう入念に張り上げる。なお、斜め張りは行ってはならない。
- ハ. ラスシートLS4を使用する場合は、5.2.3.10（ラスシート）の項による。
4. 特殊なラス張りとする場合は、各製造所の仕様によるが、モルタルの塗厚が十分確保できるような製品とし、特記による。

参考図 9.2.1-6 またくぎ



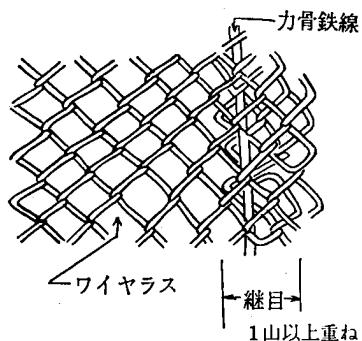
参考図 9.2.2-1 メタルラス張り工法



ワイヤラス 普通鉄線、なまし鉄線、亜鉛めっき鉄線をひし形、甲形又は丸形に編んだ網で、鉄線の直径は0.9mmから1.2mm、網目の寸法は20mmから38mmまである。強度と耐久性などから鉄線の径が大きく網目の寸法の小さいものが良い。

力骨 ワイヤラスの中に縫い込み、そう入することによって補強するとともにラスと下地との間げきが確保でき、モルタルがラスの裏側によく廻り込むようにする役目を持つ。

参考図 9.2.2-2 ワイヤラスの継目



特殊ラスには金属加工片面ラス、金属板穴あきラス、金属加工両面ラス、溶接して金網としたものに防水紙、クラフト紙などを裏打ちしたものなどが市販されている。

メタルラス 薄鋼板や亜鉛鉄板を材料として常温引伸切断法で製造する。現在は J I S による平ラス、波形ラス、リブラス、コブラスの四種類がある。ラスは、モルタルがラスの裏側にまで十分廻り込むことによって初めて補強効果が出、ラスが腐食されにくくなる。したがってラスは防水紙との間に空げきができるような製造のもので亜鉛めっきなどの防錆処理の厚手のラスを用いることが耐久性の向上からみて望ましい。

ラスシート 亜鉛鉄板を角波形に加工した面にメタルラスを溶接したもので角波鉄板の山の高さとピッチ及び鉄板の幅で LS1、LS2、LS3 及び LS4 の 4 つの種類がある。

9.3 モルタル塗り

- 9.3.1 材 料
- セメントの品質は、普通ポルトランドセメント、白色セメントとも J I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合するものとする。
 - 砂は、有害量の鉄分、塩分、泥土、塵芥及び有機物を含まない良質なものとする。
 - 水は、有害量の鉄分、塩分、硫黄分及び有機不純物などを含まない清浄なものとする。
 - 混和材として用いる消石灰の品質は、J I S A 6902 (左官用消石灰) に適合するものとする。
 - ポルトランドセメントに骨材、混和材料又は顔料などを工場で配合したセメント類を用いる場合は、特記による。

9.3.2 調 合 モルタル調合(容積比)は下表を標準とする。

下 地	塗り付け 箇 所	下塗り・ ラスこすり	むら直し・ 中塗り	上塗り
		セメント:砂	セメント:砂	セメント: 砂:混和材
コンクリート又は コンクリートブロック	床	—	—	1 : 2
	内 壁	1 : 2	1 : 3	1 : 3 : 適量
	外 壁 その他の 内 壁	1 : 2	1 : 3	1 : 3 : 適量
ワ イ ャ ラ ス メ タ ル ラ ス ラ ス シ ー ト	内 壁	1 : 3	1 : 3	1 : 3 : 適量
	天 井	1 : 2	1 : 3	1 : 3 : 適量
	外 壁 その他の 内 壁	1 : 3	1 : 3	1 : 3
木毛セメント板	内 壁	1 : 2	1 : 3	1 : 3 : 適量
	外 壁 その他の 内 壁	1 : 2	1 : 3	1 : 3

- (注) 1. 混和材は消石灰、ドロマイド・ラスター、ポゾラン、石綿粉末、合成樹脂などとする。
 2. ラスこすりには必要あればすき（つた）を混用してもよい。
 3. 適量とは0.1~0.3で、製造所の仕様による。

9.3.3 塗り厚

塗り厚は、下表を標準とする。

下地	塗り付け箇所	塗り厚(㎜)			
		下塗り・ ラスこすり	むら直し	中塗り	上塗り
コンクリート	床	一	一	一	25
コンクリートブロック	内壁	6	0~6	6	3
木毛セメント板	外壁 その他	6	0~9	0~9	6
ワイヤラス	内壁	ラス面よ り約1mm	0~6	6	6
メタルラス	天井・底		—	0~6	3
ラスシート	外壁 その他	厚くする	0~9	0~9	6

9.3.4 工法

1. 下地処理は、次による。

下地は、塗り付け直前によく清掃し、コンクリートブロック下地などはあらかじめ水湿しを行い、木毛セメント板下地は継目の目すかし部にモルタルをつめこむ。

2. 下塗り（ラスこすり）及びむら直しは、次による。

イ. こて押さえを十分にこすり塗りし、水引き加減をみて木ごてでならし、目立った空隙を残さない。下塗り面は、金ぐしの類で全面にわたり荒し目をつける。

ロ. 塗りつけ後2週間以上できるだけ長期間放置して、塗り面又はラスの継目などに生じるひび割れを十分発生させてから次の塗りつけにかかる。

ハ. 下塗乾燥後、著しいひび割れがあれば、目塗りし、下地面が平坦になっていない部分又は凹部は、つけ送りしつむら直しを行い、金ぐしの類で荒し目をつける。

3. 中塗りは、次による。

定規ずりしながら平坦に塗り付ける。縁形部は、型板を用い、隅、角、ちり回りは中塗り前に定規塗りをする。

4. 上塗りは、次による。

中塗りの硬化の程度をみはからい、隅、角及びちり回りに注意して、おさえ十分にぬりつけ水引き程度をみてこてでむらなく平坦に塗り上げる。なお、仕上げについては、特記による。

5. 床塗りは、次による。

イ. 床コンクリート面にモルタル塗りを施す場合は、コンクリート打込み後なるべく早くとりかかる。

ロ. コンクリート打込み後、日数のたったものは、純セメントペーストを十分に流し、ほうきの類でかきならした後塗りつけにかかる。

ハ. 塗り付けは、下地清掃後水湿しをし、固練りモルタルを板槌の類で叩き均し、表面に水分をにじみ出させ、水引きぐあいを見て定規通り、勾配に注意しながらこてで平滑に塗り均す。

9.3.5 防水モルタル

1. 調合は、防水剤の各製造所の仕様による。
2. 工法は、下地清掃のうえ、上記製造所の仕様により十分混和し、厚さ20mmを2回にわけて金ごてで押さえ、入念に塗り上げる。
3. 下塗りは、水勾配等を考え塗り上げ、上塗りは、塗り厚均等に仕上げる。

砂の粒度 床及び中塗り用は荒目のものを、上塗用及び薄塗り用は細目のものを用いるが、塗り厚に支障ない限り粒径の大きいものを用いた方がよい。

容積比は次の状態を標準とする。

セメント 軽詰状態の単位容積の重量(1.2kg/l)程度。

砂 表面乾燥飽水状態で軽装とした場合の単位容積重量。従って、現場の砂が乾燥している場合は砂の量をへらし、湿った場合は増した方がよい。

混和剤 セメントはコンクリートのためのJIS規格があって、左官用として用いるには種々の性格上の弱点(例えば、モルタルは砂を多く配合すれば収縮は少なくなるが作業性が悪くなり強度も小さく表面もくずれ易く、セメントと水を多くすれば作業性は良くなるが収縮が大きくなり、ひび割れを生じ易い等)がありセメントと砂と水との混合割合はモルタルの性能を左右する。そこで考えられる方法として、モルタルをセメント・砂のみで構成せずそれに適当な材料(もしくは薬剤)を混和して、左官としての使用目的に応じた使い易い性格に変えようとして用いるものである。

混和材は、大別して消石灰、ドロマイドプラスターなどの無機質系のものと合成樹脂系のものがあり、近年は合成樹脂系が多く用いられる傾向があり、最も普及しているのはMC(メチルセルローズ)とPVA(ポリビニルアルコールもしくはポバール)で、いずれも保水性弾力性を強める目的で使われる。

ラスこすり メタルラス、ワイヤラスなどの下地にモルタルなどを最初に塗りつけることである。ラスこすりは、ラスの厚さより1mm程度厚く塗りつける。これ以上塗りつけるとモルタルがだれるので実際には施工がむづかしい。

荒し目付け 金ぐしの類による荒し目付けは、次の塗り付けの付着をよくするために行うが、リシンかき、スラッチャーなども用いられる。

定規ずり 塗り面に付着したモルタルを平坦にするために、狂いの少ない板のような走り定木を一般に用いて行う。引き定木、すべり定木などともいう。簡易なものでは注文して作った定木でなく、現場にある貫を用いることもある。正規のものは、厚さ1.2cm、幅3~5cm、長さ3.6mである。

型板 蛇腹型とも呼ばれ、縁型部を一定の型におさめる為に、定規ずりと同様に引きまわして用いる。複雑な凹凸が磨耗しないように亜鉛鉄板を貼り付けたものも用いられる。

定規塗り ちり回りで、ちり墨にならってあらかじめ塗厚をきめるために行う塗り方である。ちり回りは、仕上りの不陸が目で見てすぐわかるので、定規塗りで、これをきちんとしておくと美しい仕上げが出来易い。

9.4 せっこうプラス ター塗り

9.4.1 材料

せっこう plaster の品質は J I S A 6904(せっこう plaster)に適合するもので、この種類は混合せっこう plaster 及びボード用せっこう plaster とする。ただし、製造後4ヶ月以上経過したものは使用しない。すきを混入する場合は、白毛すきで長さ150mm程度のものとする。

9.4.2 調合・塗り厚

調合(容積比)及び塗り厚は下表を標準とする。

下地	塗り層 の種別	混合せっこう プラスター		ボード用せっこう プラスター	砂	白毛すさ (g)、プラ スター25kgあたり	塗り厚(mm)	
		上塗り用	下塗り用				壁	天井
コンクリート	中塗	—	1.0	—	2.0	250	7.5	6.0
コンクリートブロック	上塗	1.0	—	—	—	—	1.5	1.5
ラスボード	下塗	—	—	1.0	1.5	—	8	8
セメント板	中塗	—	—	1.0	2.0	—	6	—
	上塗	1.0	—	—	—	—	1.5	1.5

- 注 1. コンクリート下地、コンクリートブロック下地、ラス下地及び木毛セメント板下地は、むら直しまでモルタル塗の仕様による。
 2. せっこうラスボード下地の天井の場合は、下塗の後、中塗をせずに上塗りする。

9.4.3 工法

1. コンクリート下地、コンクリートブロック下地、ラス下地及び木毛セメント板下地の場合は次による。

イ. 中塗り

セメントモルタルによる下塗りが完全に乾燥した後、混合せっこうプラスター下塗り用を上記の調合に従い練り上げ、1度薄くこすり塗りをした後、上記の塗り厚で中塗りを行い、水引き加減をみて、木ごてでむら直しをした後、平坦に押える。

ロ. 上塗り

中塗りが半乾燥の時期に、せっこう上塗用プラスターを木ごてで押さえるように平坦に塗り付け、水引き加減をみて仕上げごとでなげ上げ最後に水はけで仕上げる。

2. せっこうラスボード下地の場合は、次による。

イ. 下塗り

下地の点検後、ボード用せっこうプラスターを1度薄くこすり塗りをした後、引続き上塗りを平坦に塗り付け、水引き加減をみて、木ごてでむら直しをする。

ロ. 中塗り及び上塗り

下塗りの翌日に中塗りを行う。工法は前項1のコンクリート下地の場合に準ずる。

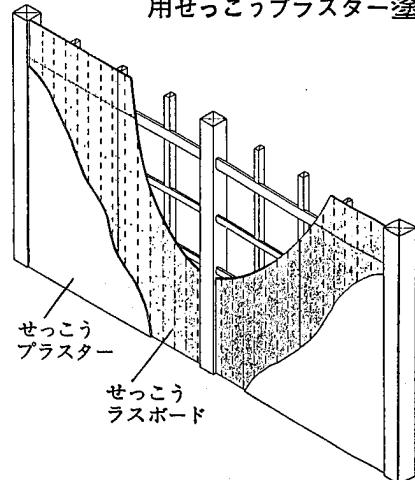
平ラスボードの下地の場合は、薄塗り仕上用せつこうプラスターを使用し、調合、工法等は製造所の仕様によることとし、特記による。

せっこうプラスター 焼せっこうを主原料とし、必要に応じてこれに混和材及び増粘剤、凝結遲延剤などを混入したものであり、混合せっこうプラスター及びボード用せっこうプラスターの2種類がある。なお、ボード用せっこうプラスターは、ラスボード（石こうボードの表面を型押ししたボード）の表紙によく付着するように製造されたものである。

白毛すさ マニラ麻(abaka) 製品の使い古したものを短かく切断して使用するもので、白毛と呼んでいるが必ずしも白くないため上塗用としては適当ではない。なお、すさは、亀裂の防止のために混入するものである。

せっこうラスボード 主原料はせっこうで、2枚の強じんなボード用原紙の間にせっこうが結晶状態で硬化している板で、JIS A6906で規格がきめられ、型押しラスボードと平ラスボードの2種類、厚さも9mmと12mmの2種類がある。

参考図 9.4.3-2 せっこうラスボード下地とボード用せっこうプラスター塗り



水はけ プラスター(せっこう、ドロマイトとも)をこて押えて仕上げた後の艶を消すために使用する。ただし、塗装仕上げをする場合は、壁面に細かい気泡の生じるおそれがあるので使用すべきではない。毛は純白で長く、毛の部分の厚さの薄いものほどよい。筋かいはけは、ちり回りに、平はけは、ちり回り以外の平面に使用する。

9.5 ドロマイトプラスター塗り

- 9.5.1 材料**
- ドロマイトプラスターの品質は、JIS A6903(ドロマイトプラスター)に適合するものとする。
 - すさは上浜すさ、白毛すさの類の強じんで雑物のない乾燥十分なもので、長さ150mm内外に切ったものを用いる。
 - 顔料は、耐アルカリ性の無機質のもので、強い直射日光にも著しく変色せず又金物をさびさせないものとする。

9.5.2 調合、塗り厚 調合(容積比)及び塗り厚は、下表を標準とする。

下地	塗り層	ドロマイト プラスター		セメント	砂	すき(g)ドロマ イトプラスター - 25kgあたり		塗り厚 (mm)	
		上塗り用	下塗り用			白毛 すさ	上浜 すさ	壁	天井
コンクリート コンクリートブロック	中塗	—	0.9	0.1	2.0	1,100	—	9	6
ラ 木毛セメント板	上塗	1.0	—	—	—	—	200	1.5	1.5
せっこうラスボード	上塗	1.0	—	—	—	—	200	1.5	1.5

(注) せっこうラスボード下地の場合、下塗り及び中塗はボード用せっこうプラスターで施工する。

- 9.5.3 工法**
- 下塗り(ラスコすり)及び中塗りは、次による。
 - 下塗りはセメントモルタルで施工する。
 - 下塗りが十分に乾燥した後、上表に従い調合し、練り上げ、1度薄くこすり塗りをし、中塗りを行う。
 - 中塗りの水引き加減をみて、木ごてむら直しをし、平坦に押える。
 - 上塗りは次による。
 - 中塗りの表面硬化後の水引き加減を見計らい金ごてで押えるように平坦に塗り付ける。

ロ. 塗り付け後、さらに水引き加減をみて、なぜ上げた後、プラスター
だけに清水を含ませ直線にはけ引きして表面のこて光りを消す。

3. せっこうラスボード下地の場合は、9.4(せっこうプラスター塗り)の工
法に基づき、下塗り中塗りは、ボード用せっこうプラスターで行い、半
乾燥後ドロマイトプラスターで上塗りする。

4. ドロマイトプラスターに骨材(寒水石粉)、ガラスせんい、その他を工場
で配合したレディミクストプラスターを使用する場合は、それぞれの製
造所の仕様によることとし、特記する。

ドロマイトプラスター 原鉱石は炭酸石灰、炭酸苦土及びその他の不純物の結合した白雲石であり、栃
木県葛生地方が産地として名高く、わが国のドロマイトプラスターの需要の大部分をまかなってい
る。

ドロマイトプラスターを水で練って空気に曝すと硬化する。すなわち、気硬性である。この点は
消石灰と同じ性質で、そのほかに収縮が大きい点も似ている。しかし、漆喰、消石灰を含めたこの
種の石灰系プラスターは、セメントと異なり強度が小さいので、集中き裂を起さず、微小き裂を壁
全面に分散させる性質があり、ほとんど肉眼では目立たない特徴を有する。

浜すき 船具に用いられていたロープ、網などの廃品から作られるのでこの名が付いているが、麻
のことである。原料の古さの程度、品質、漂白の度合で、並浜、中浜、上浜等の区別がある。

ドロマイトプラスター塗りの特色と留意事項 この材料は気硬性であるから、固化に長時間を要し、表
面が硬化していても内部が十分に固まっていないことがある。従って、中塗りの表面硬化後の水引
き加減の見方は難かしい。同じ理由で、ドロマイトプラスターの上に気密性の高い壁紙、クロス等
を貼ると、水引きが完全でないと腐敗、かびの増殖等の事故が生じることがあり、また、強アルカリ
性であるから塗料を塗るとすれば、数カ月放置する必要がある。

つぎに収縮性が強いので、すきの混入は絶対必須条件である。

9.6 繊維壁塗り

9.6.1 材 料 1. 繊維壁材の品質は、J I S A 6909(薄付け仕上塗材)に適合するもの
で、種類は、内装水溶性樹脂薄付け仕上塗材とし、耐湿性、耐アルカリ
性又はかび抵抗性を必要とする場合は、特記による。

2. 材料は、水に濡らさないよう保管し、製造後2年以上経過したものは使
用しない。

9.6.2 工 法 1. 混練は、次による。

イ. 容器に指定量の水を入れ、合成樹脂エマルジョンを使用する場合は
これを混合した後、製品包装の全量をよくほぐしながら加え、均一に
なるよう練り混ぜる。

ロ. 混練方法及び混水量は、各製造所の仕様による。

ハ. 色変わりを防ぐため、繊維壁材は、施工途中で不足することのない
ように準備する。

2. こて塗り及び吹付けは、次による。

イ. こて塗り又は吹付けいずれの場合も、下地が見えない程度の塗厚に
仕上げる。

ロ. こて塗りの場合、塗付けの途中で繊維の固まりなどができるとき
は、これを取り除き、塗見本の模様と等しくなるように塗りひろげる。

仕上げは、水引き加減を見計らい上質の仕上げごとを水平に通し、返してをせずてむらを取る。ただし、その際に押えすぎないように注意する。

ハ. 吹付けの場合は、スプレーガンのノズルを下地面に対して直角に保ち、模様むら、吹継ぎむら及び吹残しのないように注意して施工する。スプレーガンの種類、ノズルの口径、吹付圧、吹付距離などの吹付条件は、繊維壁材の種類によって異なるので、製造業者の指定による。

ニ. 施工は乾燥した日を選んで行い、仕上げ後は通風を与えてなるべくはやく乾燥させる。

繊維壁材 パルプ・綿・アスペストのような繊維状のもの、木粉・細砂・色土などの粒状のもの及びこれらを接着するための、のり材とを主原料としたもので工場で製造され、包装されたものを現場で水を加えて、練りませて塗りつける材料である。

繊維壁材の特色

- (1) 下塗材、中塗材はなく、上塗仕上材だけである。
- (2) 左官の塗材には、汚れ易いものが多いが、これは汚れにくい材料である。
- (3) こね練り、塗付け共軽便である。
- (4) 仕上り面がソフトな感じであり、また、原料を選択することで変化のある仕上げが自由にできる。

繊維壁施工の要点 塗り下地面のかくれる程度にできる限り薄くつけることが肝要で、厚づけすると材の中に含まれるのりが強くなり過ぎてかえってはがれ易くなる。ちり回りは、特に薄く塗る。施工後はできるだけ早く乾燥させる。早く乾燥させると、のりの変質やかびの発生を防ぐ効果がある。

施工の範囲 せんい壁材は、内装材料であって、外装には不適当である。また、浴室、炊事場など湿気の多い箇所への使用も原則的に不適当である。

9.7 しつくい塗り

- 9.7.1 材 料 1. 消石灰の品質はJ I S A 6902（左官用消石灰）に適合するものとする。
2. のりは、角又の類、又は化学のり、すさは上質のものとし、砂は有害混入物のないものを用いるほか、顔料色土等は、変色しないものとする。
- 9.7.2 工 法 1. ラス下地しつくい塗りは、次による。
イ. ラス下地に調合（容積比）1：3のセメントモルタルの下こすりをし、荒し目を付け十分乾燥させる。
ロ. 乾燥後その上にしつくいで1度薄くこすり塗りを施し、乾燥させる。
ハ. むら直しは、地むらなく、中塗りは、ちり回りを正しく行う。
ニ. 上塗りは、中塗りの水引き加減を見計らい、こて押さえ十分に塗り上げる。
2. せっこうラスボード下地の場合は9.4（せっこうプラスター塗り）の項に準ずる。
3. 塗り厚は、特記がなければ、壁は15mm、天井は12mmを標準とする。

しつくい塗り 石灰・砂・のり・すさを主な材料として、これらを水でよく練って塗る古くからある壁

塗り工法である。わが国では、中塗りまでをモルタル塗りなどとし、上塗りだけをしっくい塗りとする工法もしっくい塗りということが多い。一方、下塗りから上塗りまですべてこの材料で塗るのは、明治以来の西洋風の塗り方でこの工法も普及している。砂は強度の維持と增量の目的で、のりとすきは、作業性の向上とひびわれ防止に役立つためのものである。

角又(つのまた) 紅藻類の「ツノマタ」属の総称で、これを干したものをお茶と糊とするわけであるが、昔からしっくい塗の生命は、角又にあるといわれてきたように重要な関係にある。この効果は接着性は勿論必要ではあるが、それよりむしろ、独特の粘着力によるてすべりの良さにあるといわれ、近年、工事のスピード化のために、次第に化学糊にその座をゆずって来てはいるものの、今なお使用されている。

9.8 土壁塗り

9.8.1 小舞下地 1. 材料は次による。

- イ. 間渡し竹は、篠竹の丸竹（径12mm以上、3年生以上の肉厚のもの）又は真竹の割竹（径40mm～60mm、3年生以上のものを4～8個に割ったもの）とする。
- ロ. 小舞竹は、篠竹又は真竹でいずれも割竹とする。
- ハ. 小舞縄はしゅろ、あさ又はわらなわなどとする。

2. 工法は次による。

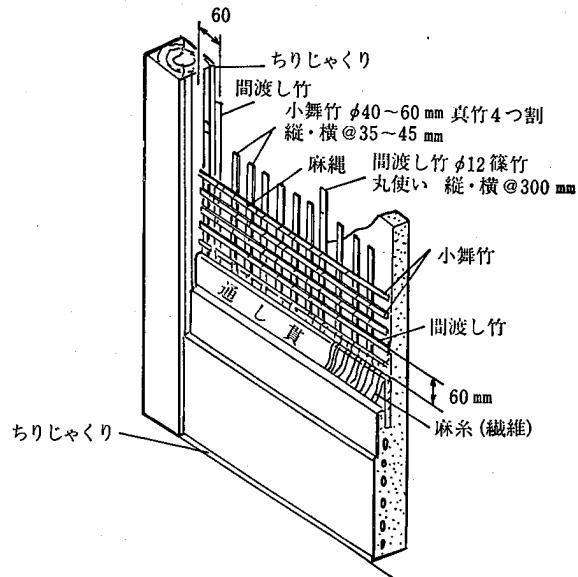
- イ. 間渡し竹は、篠竹の丸使い又は真竹の割竹使いとし、縦・横とも柱貫などの際より約60mm通し、間渡しは300mm内外とし、両端は彫込み、貫あたり釘打ちとする。
- ロ. 小舞竹は、縦45mm、横35mm内外の間隔とし、間渡し竹当たりは必ず小舞縄でからみ付ける。塗込み貫は、しのぎ削に荒しを付し、上部は杼類に彫込み通し貫あたりに釘打ちとする。
- ハ. 特殊な小舞下地とする場合は、各製造所の仕様によることとし、特記する。

9.8.2 工法 1. 壁土は、良土（荒木田土の類）とし、下塗り裏返し塗り用は、わらずさを混入した練り置きのものとし、むら直し、中塗用は、細か目のふるいを通過したものへ、砂及びわらずさを適量混入した練り置きのものとする。

2. 塗り方は、次による。

- イ. 下塗りは十分にすり込んだ後、直ちに裏なげをし、戸袋裏は、裏返し塗り後乾燥させる。
- ロ. 中塗り及び上塗りは、下塗り乾燥後、しっくい仕上げの場合は、9.7（しっくい塗り）の項に準じ、繊維壁仕上の場合は、9.6（繊維壁塗り）の項に準じて行う。
- ハ. 特殊な仕上げ及び顔料を使用する仕上げにあっては、あらかじめ見本を提出して、建築主又は監督者の承諾を得る。

参考図 9.8 土壁塗



荒木田 壁土には建設地に近い山土、田畠の土、川土などを採取して使用するならわしが各地方にあるが、特に関東の荒木田（今の東京都荒川区から埼玉県附近）の土は粘り、乾燥後の硬化状況がよいといわれ壁土の代名詞となった。

荒壁裏返し 荒壁土を通し貫側から通し貫面と平になるまで（小舞竹が隠れ、貫と水平になるまでの厚さ）塗り付け、裏側にはみ出した土を裏なせし、荒壁が良く乾燥（荒壁塗り後少なくとも1週間以上置く）した後裏側から軟かい土で薄く塗ることをいう。

壁上塗り 色土は、各地で産出し、それぞれ特色ある仕上げ用に使われている。中でも関西は色土の資源に恵まれ、砂壁、大津壁、京壁などの特殊仕上げの技術が発達した。下表は、壁上塗りの構成である。

壁上塗りの構成

呼 称		材 料 構 成	備 考
大 分 類	小 分 類		
土 物 砂 壁	のりごね	色土+砂+のり+水	すさを若干添加する。
	のりさし	色土+砂+のり+すさ+水	のりごねに比しのりは少量。すさは紙すきを用いる。
	水ごね	色土+砂+すさ+水	
砂 壁		色砂+のり	
大 津 壁	並 大 津	色土+消石灰+すさ+水	ドロマイトイプラスターを混入すると塗りやすい。
	磨 大 津	同 上	並大津より色土・すさを精選する。
漆 嘘	京 ご ね	消石灰+のり+すさ+水	室内仕上げ用。
	真 ご ね	消石灰+のり+すさ	土蔵や土塀の仕上げによい。

- (注) (1) 水ごね……主として西京壁で、みじんすさを入れ、水でこねる。
- (2) のりさし……色土を水ごねし、これに紙すきをのりで練り合せる。
- (3) のりごね……色土、砂、すさを混入しのりを入れた水でこねる。中塗りとの密着はよい。

10. 内外装工事

10.1 一般事項 1. 内外装材料の種類、品質、形状、寸法などは本仕様書の各項によるほか、この項による。

なお、色合い模様などは、見本品を提出して、建築主または監督者の承諾を得る。

2. 内外装材料の取付けに用いる釘、ねじ、接着剤などは、内外装材料および下地の種類、寸法、性質に応じて選択する。

3. 木造下地の材料、工法は、本仕様書の各項によるほか、この項による。

4. 下地は十分乾燥させたうえ、清掃を行って、内装仕上げを行う。

10.2 タイル張り

10.2.1 材料 1. 陶磁器質タイルの品質は、JIS A5209（陶磁器質タイル）に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。

2. 使用タイルの形状、寸法、色あい、裏型などはあらかじめ見本品を提出して、建築主又は監督者の承諾を得る。

3. 下地モルタルの調合は、9.3.2（調合）の項による。

4. 接着剤及び混和剤は、各製造所の製品またはその指定による。

なお、監督者がいる場合は、その承諾を受ける。

10.2.2 下地ごしらえ

下地面はあらかじめ9.2（モルタル下地ラス工法）に準じて厚さ10mm以上のモルタルを、木ごで押さえ塗りとする。なお、積上げ張りについては、不陸直し程度に、モルタルを塗り荒し目をつける。

10.2.3 工法

10.2.3.1 床タイル張り 1. クリンカータイル及びモザイクタイルの場合は、砂とセメントを十分にから練りした後、適度の湿りをもたせたモルタルを敷きならし、セメントペーストを用いて張付ける。

2. 張付けは、目地割りに基づいて、水糸を引通し、隅、角、その他要所を抑え、通りよく水勾配に注意して行う。

3. 化粧目地詰めは、張付け後なるべく早い時期に、目地部分を清掃後に行う。また、乾燥状態に応じて、適当な水湿しを行う。

10.2.3.2 壁タイル張り 1. 工法別による張付けモルタルの塗り厚は、次表による。

工法別張付け用モルタルの塗り厚

区分		タイル	モルタル 塗厚(mm)
外装タイル張り	積上げ張り（だんご張り）	各種	15~20
	圧着張り（一枚張り）	小口平、二丁掛程度の大さきまで	5~7
	モザイクタイル張り	50mm角以下	3
内装タイル張り	積上げ張り（だんご張り）	各種	10~20
	圧着張り	一枚張り ユニット張り	100mm 108mm 150mm 200mm 5~7
	モザイクタイル張り	108mm角以下	5
	接着剤張り	50mm角以下	3
		155mm角以下	3

2. 積上げ張りは、次により行う。

- イ. 張付けの順序は、目地割りに基づいて水糸を引通し、窓、出入口まわり、すみ、かどなどの役物を先に行う。
- ロ. 張付けは、タイル裏面に張り付けモルタルをのせ、モルタルがすきまなく十分なじむように、タイルを下地におしつけて通りよく平らに下部から上部へ張り上げる。
- ハ. 張付けモルタルが十分でなくすきま間ができる場合は、モルタルを補充する。

ニ. 1日の張上げ高さは、1.2m程度とする。

3. 圧着張りは、次により行う。

- イ. 張付けの順序は、前項2のイによる。なお、一般平壁部分は、原則として上部から下部へ張り進める。
- ロ. 張付けは、下地側に張付けモルタルをむらなく平らに塗付け、直ちにタイルを張付け、木づちの類でタイルの周辺からモルタルが盛り上がるまでたたき締める。

4. モザイクタイル張りは、次により行う。

- イ. 張付けの順序は、前項3のイによる。
- ロ. 張付け用モルタルを塗り付け後タイルを張付けモルタルが、軟らかいうちに縦、横及び目地の通りをそろえ木づちの類で目地部分にモルタルが盛り上がるまでたたき締める。
- ハ. 表紙張りのモザイクタイルは、張付け後時期を見計らい、水湿しをして紙をはがしタイルの配列を直す。

5. 接着剤張りは、次により行う。

- イ. 接着剤張り下地面（中塗り）の乾燥期間は、夏季にあっては1週間以上、その他の季節にあっては、2週間以上を原則とし、十分乾燥させる。
- ロ. 接着剤の塗布面積、塗布量、塗布後の置時間等は、それぞれ各製造所の仕様によることとし、監督者がいる場合は、その承諾を受ける。
- ハ. 接着剤の塗り付けは、金ごてで下地面に押しつけるように塗り広げ、くし目ごてでくし目をつける。
- ニ. タイルの張付けは、壁面上部からタイルをもみ込むようにして張付け、木づちの類で十分たたき押える。
- ホ. 目地直しは、張付けたタイルが自由に動く間に行う。
- ヘ. 接着剤張りのタイル重量は、1枚張りで150g/枚以下、ユニット張りで1,200g/ユニット以下とする。

10.2.4 養生、その他 1. 屋外施工の場合で強い直射日光、風雨などにより、損傷を受ける恐れのある場合は、シートで覆う等養生する。

2. やむを得ず寒冷期に作業を行う場合は、板囲い、シート覆いなどを用いほか必要に応じて採暖する。

3. タイル張り施工中及び、モルタルが十分硬化しないうちにタイル張面に振動や衝撃などを与えないように十分注意する。

4. タイル張り終了後は、汚れを取り除く等、タイル表面の清掃を行う。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをするととも

に、清掃後は、直ちに水洗いを行い酸分が残らないようとする。

10.3 疊 敷き 1. 疊敷きに用いる材料の品質は次による。

イ. 疊床の品質は J I S A 5901 (疊床) に適合するもので、2級品以上、J I S A 5911 (フォームポリスチレンサンドウイッチ疊床)、J I S A 5912 (インシュレーションファイバーボードサンドウイッチ疊床)、J I S A 5913 (インシュレーションファイバーボード疊床) に適合するものとする。

ロ. 疊の品質は J I S A 5902 (疊) に適合するもので、2級品以上とする。

ハ. 疊表の品質は、疊表の J A S に適合するもので、2級以上とし、疊縁の品質は、J I S L 3108 (疊へり地) に適合するものとする。

2. 疊ごしらえは、疊割りに正しく切り合わせ、縁幅は表2目を標準とし、筋目通りよく、たるみなく縫い付ける。また疊材には手掛けを付ける。

3. 敷込みは、敷居、疊寄せなど段違い、すきま及び不陸などのないように行う。

10.4 タフテッドカーペット敷き

10.4.1 材 料 1. タフテッドカーペットの品質は、J I S L 4405 (タフテッドカーペット) に適合するものとし、種類は、特記により、風合い、色合いなどは見本品を工事監督者に提出して承諾を受ける。

2. 下敷き材は、特記による。

3. 取付け用付属品

イ. グリッパーの寸法は、下敷き材の厚さに相応したものとする。

ロ. くぎ、木ねじなどは、黄銅又はステンレス製とする。

4. 接着剤は、合成ゴム系又は酢酸ビニル系とする。

10.4.2 工 法 敷込みは、グリッパー工法又は全面接着工法とし、その適用は特記による。ただし、特記がなければグリッパー工法とする。

10.5 ビニル床タイル張り

10.5.1 材 料 1. ビニル床タイルの品質は、J I S A 5705 (ビニル床タイル) に適合するものとする。

2. 接着材の品質は、J I S A 5536 (床用ビニルタイル接着剤) に適合するもの、または使用する材料の製造所の指定するものとし、監督者がいる場合は、その承諾を受ける。

10.5.2 工 法 1. 張付けは次による。

イ. 接着剤を下地面全面にくし目ごてを用い塗布する。なお必要に応じて、仕上材裏面にも塗布する。

ロ. 張方は不陸、目違及びたるみ等のないようベタ張りとする。

2. 張付け後、接着剤の硬化を見計らい、全面を水ふき等で清掃したうえ、乾燥後は、水溶性ワックスを用いてつや出しを行う。

10.6 ビニル床シート張り

10.6.1 材 料 1. ビニル床シートの品質は、J I S A 5707 (ビニル床シート) に適合するもので住宅用とする。

2. 接着剤の品質は10.5.1の2による。

- 10.6.2 工法
1. 仮敷きは、必要に応じて行うものとし、割り付けよく長めに切り、巻きぐせが取れ、十分伸縮するまで敷並べる。
 2. 本敷き及び張付けは次による。
 - イ. はぎ目及び継手の位置は、その製造所の仕様による。なお、監督者がいる場合は、その承諾を受ける。
 - ロ. 施工に先立ち、下地面の清掃を十分に行った後、はぎ目、継目、出入口際及び柱付きなどは、すき間のないように切り込みを行う。
 - ハ. 接着剤を下地全面に平均に塗布するとともに必要に応じ仕上材裏面にも塗布し、不陸、目違及びたるみ等のないようベタ張りとする。
 - ニ. やむを得ず寒冷期に施工する場合は、気温に応じ適切な養生を行う。

10.7 壁紙張り

- 10.7.1 材料
1. 壁紙の品質はJISA6921(壁紙)に適合するもので、紙製、繊維製、プラスチック製又はこれと同等品とし、使用箇所、種別は特記による。
 2. 接着剤の品質はJISA6922(壁紙施工用でん粉系接着剤)に適合するもの、または各製造所の指定するものとし、監督者がいる場合は、その承諾を受ける。
- 10.7.2 工法
1. 壁紙は下地に直接又は袋張り(下地上和紙を使う方法)とし、たるみや模様などのくい違いがないよう裁ち合わせて張付ける。
 2. 押縁、ひもなどを使用する場合は、通りよく接着剤、釘等で留めつける。

内装仕上げに関する注意事項 公庫住宅は、炊事室、浴室など火気を使用する設備又は器具を設けた室の壁及び天井は、防火の面から、原則として、不燃材料又は準不燃材料で仕上げることになっているので、台所、浴室などの内装仕上げをする時に注意すること。

陶磁器質タイル 原料と製造法とによって、内装用の陶器質タイルと外装用の陶器質・せっ器質のタイルとがある。陶器質のタイルは、吸水率が大きいので外部に使うと凍害を受けて損傷するので使えない。

タイル張りの注意点 タイルは、重い材料なので剝落などを起こすと人命に危険を与えるおそれがあるので、入念な施工によって下地との接着を十分に行なうことが重要である。またタイルは1枚毎に一定の間隔をとって張り上げ、その間隔(目地という)には、十分注意してセメントモルタルをつめ込む。そのモルタルのつめ込みが十分でないと、タイル側面で目地モルタルが剝離したり、目地にひび割れが入ったりして、その隙間から水が浸入して、次第に下地が腐朽したり、タイルが剝れたりする原因となる。

圧着張り 最初に張り付け用のモルタルを2層位塗り付けておき、タイルをその上から張っていく張り易く能率がよい工法です。張付ける直前に、タイルの裏側にモルタルを塗ってから張りつける改良圧着張り工法もある。

モザイクタイル張り モザイクタイルは、18mm×18mm程度の寸法のタイルをユニットにして、300mm×300mm前後の寸法にしたタイルで浴室の床をはじめ、水掛り部分に多く使われる。

接着剤張り セメントモルタルを使わずに、合成樹脂系やゴム系の接着剤を下地に塗布し、くし目ごとでくし目を立てた後、タイルを張っていく工法である。

タイル張り下地モルタル面の仕上げ程度例

工法の種類	仕上げの程度	下地面の精度
積上げ張り	木ごて押え金ぐし目引き	± 3.0mm
圧着張り	木ごて押え	± 2.0mm
モザイクタイル張り	木ごて押え	± 1.5mm
接着剤張り	金ごて押え	± 1.0mm

(注) 塗り面の精度は仕上面の基準に対し長さ 2mについて示す。

畳床 JIS は機械床の品等を規定し、床 1 枚の重量 (22.0kg~33.1kg/枚) 縦横糸間面積(8.0cm²~14.5cm²) によって、特、1、2、3 級品に分れている。重量が大きく、糸間面積の小さいものほど上等品とされている。

畳床の標準寸法 (単位: cm)

種類	長さ	巾	厚さ
100W	200	100	5
92W	184	92	5

化学床 JIS A5911(フォームポリスチレンサンドウィッヂ床)、又は JIS A5912(インシュレーションファイバーボードサンドウィッヂ床)、JIS A5913(インシュレーションファイバーボード床)を使用したものがある。

畳の種類と大きさ

畳の種類と大きさ 畠の大きさによる種類は大別して、京間(きょうま)、三六間(さぶろくま)、五八間(ごはちま) 3 種がある。

名 称	大 き さ
京間(本京間)	191cm × 95.5cm (6.3尺 × 3.15尺)
三六間(中京間)	182〃 × 91〃 (6.0〃 × 3.0〃)
五八間(いなか間)	176〃 × 88〃 (5.8〃 × 2.9〃)

ビニルタイル ビニルタイルは、合成樹脂系タイルのうちで、現在もっとも多く使われているもので、塩化ビニル樹脂を主原料としている。

床タイルに必要な性能は、歩行感触、耐水性、耐摩耗性、耐荷量性、施工性などであるが、良い床をつくるには、上記の性能は勿論のこと、下地をしっかりつくることが大切である。

なお、ビニル床タイル及び床シートの接着は、床用ビニルタイル接着剤を用いて行うが、1階土間などでゴム系のものを用いると完成後、接着剤のにじみ出、ハガレ及びハラミの原因となるので、このような箇所はエポキシ系の接着剤が用いられる。

10.8 吹付け仕上げ

10.8.1 一般事項 この仕様は、セメント、合成樹脂エマルションなどの結合材及び骨材を主原料とし、内外壁を吹付け、ローラ塗り、こて塗りなどで单層又は複層の凹凸模様に仕上げる吹付け仕上げに適用する。

10.8.2 材料 1. 薄付け仕上塗材(セメントリシン、樹脂リシンなど)の品質は、JIS A6909(薄付け仕上塗材)に適合するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
外装セメント系薄付け仕上塗材	外装薄塗材C
内装セメント系薄付け仕上塗材	内装薄塗材C
外装けい酸質系薄付け仕上塗材	外装薄塗材Si
内装けい酸質系薄付け仕上塗材	内装薄塗材Si
外装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材	外装薄塗材E
内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材	内装薄塗材E
外装合成樹脂溶液系薄付け仕上塗材	外装薄塗材S
内装合成樹脂溶液系薄付け仕上塗材	内装薄塗材S

2. 複層仕上塗材（吹付けタイルなど）の品質は、JIS A6910（複層仕上塗材）に適合するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
セメント系複層塗材	複層塗材C
ポリマーセメント系複層仕上塗材	複層塗材C E
けい酸質系複層仕上塗材	複層塗材Si
合成樹脂エマルション系複層仕上塗材	複層塗材E
反応硬化形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材	複層塗材R E
合成樹脂溶液系複層仕上塗材	複層塗材R S

3. 厚付け仕上塗材（吹付けスタッコなど）の品質は、JIS 6915（厚付け仕上塗材）に適合するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
外装セメント系厚付け仕上塗材	外装厚塗材C
内装セメント系厚付け仕上塗材	内装厚塗材C
外装けい酸質系厚付け仕上塗材	外装厚塗材Si
内装けい酸質系厚付け仕上塗材	内装厚塗材Si
外装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材	外装厚塗材E
内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材	内装厚塗材E

10.8.3 下地処理 1. 下地面の乾燥は次表による。

下地	モルタル面	ドロマイトイプラス ター面	石綿セメント板面
乾燥	夏季 7日以上	14日以上	アルカリ度10以下
	冬季 14日以上		

2. 吹付け仕上げの下地処理は、次による。

- イ. モルタル及びプラスターダー下地などき裂がある場合は、必要に応じてV形にはり、仕上げに支障のないようモルタル又はJIS A6916

(セメント系下地調整塗材)に適合するセメント系下地調整塗材などを充てんし、14日程度放置する。

ロ. モルタル及びプラスターなどの場合は、補修箇所にサンダー掛けを行うなどして平滑にする。

10.8.4 工 法

工法は、各製造所の仕様によることにし、特記による。

10.8.5 注意事項及び 養生

1. 吹付け材の1回の練り混ぜ量は、2時間以内に使用し得る量とする。
2. 吹付け場所の気温が5℃以下の場合は、原則として吹付けを行ってはならない。やむを得ず仕上塗りを行う場合は、板囲い、シート覆いなどを用うほか、必要に応じて採暖する。
3. 夏季に直射日光を受ける壁面に吹付けを行う場合は、急激な乾燥を防止するため、板囲い、シート囲いなどを行い、セメント系吹付け材は、散水などの措置を講ずる。
4. 降雨後及び吹付け後、降雨の恐れがある場合又は強風時には、原則として吹付けを行ってはならない。
5. 吹付け後、仕上面に変色、色むらが生じた場合は、その面の吹付け直しを行う。
6. 吹付け面の周辺及び取付済みの部品などに、汚染、損傷を与えないよう養生紙又は養生テープなどにより保護する。

11. 建 具 工 事

11.1 金 属 製 建 具

1. 金属製建具については、JIS A4706(アルミニウム合金製及び鋼製サッシ)及びJIS A4702(鋼製及びアルミニウム合金製ドア)によるか又は優良住宅部品であるBLアルミサッシ、BLステンレスサッシとする。
2. 取付け工法及び附属品については、各製造所の仕様によることとし、監督者がいる場合は、その承認を受ける。

11.2 木 製 建 具

- #### 11.2.1 材 料
1. 木材の品質は製材、各種合板、集成材及びその他のJASに適合するものとし、十分乾燥した心去り材とし、割れ、歪などの欠点のないものとする。
 2. 接着剤の品質はJISK6801(ユリヤ樹脂木材接着材)に適合するもの又はこれと同等以上のものとし、雨露にさらされる箇所に使用する場合は、JISK6802(フェノール樹脂木材接着剤)と同等以上のものとする。
 3. 雨がかり及びこれに準ずる箇所に使用する合板の品質は、いずれもJASに適合するもので1類とし、その他は2類とする。
- #### 11.2.2 一 般 工 法
1. かまち及びさんの仕口は、接着剤を使用したほど接着とし、十分密着するよう工作する。ただし、これによらない場合は特記による。
 2. ほどは、かまちの見込み厚35mm以上の場合2枚ほど、35mm未満の場合は1枚ほどとする。
 3. 打抜きほどとする場合は割りくさび締めとし、打ち込みほどとする場合

は、接着剤を十分使用する。

4. 雨がかりの引戸の召し合わせは、いんろうじゃくり又はやとい実じゃくりとする。

11.2.3 紙貼り障子 上下ざんは、かまちに短ほど差し、その他はいずれも包み込みほど差しとする。組子は、相欠きに組合せ、かまち及びさんにはほど差しのうえ障子紙類を張り立てる。

11.2.4 ふすま 1. 下地のかまち及びさんは、見つけ幅18mm以上、横組子は11本以上、縦組子は3本以上とし、引手板付きとする。

2. 下張りは、機械すき紙3回以上又は单板を両面接着張りにした上に下張り1回以上、上張りは新鳥の子又は新沙織程度とし、見本を提出のうえ、建築主又は監督者の承諾をうける。押入れなどの裏面は雲花紙程度とする。

3. 周囲縁はカシュー塗り仕上げとする。縦縁は、折り合い釘又はらせん釘により取り付け、上下縁は木ねじ締め又は釘打ち締めとし、引違いの場合は、見込み分増し、定規縁造り出し又はいんろうじゃくりとする。

11.2.5 内装ドア 内装ドアの品質は、原則としてBL内装ドア又はこれと同等以上のものとする。その他のフラッシュ戸の場合の工法は、次による。

イ. 上下ざんは、積層材見付け幅65mm以上、かまちは、積層材見付け幅35mm以上とする。ドアロック、ドアチェックが取付く位置に設けるドアブロックは、かまちともの見付寸法130mm以上、長さ300mm以上とする。上下ざんは、かまちにはほど差し接着する。

ロ. 中骨は、見つけ幅12mm以上、間隔90mm以内とし、かまち及びさんとの取合いは、ほど差しとし、交さ部は相欠き組固めとする。

ハ. 上下ざん及び中ざんには、径6mm程度の通気孔を2箇所以上設け、上下に貫通するように設ける。

ニ. 合板は、接着剤を用いて骨組に圧着し、縁との張合せの仕口は、合板の木口を出さないよう化粧縁を張付ける。ただし、化粧合板張りの建具の場合は、化粧縁を張らずに塗装仕上げとすることができる。

11.2.6 雨戸 雨戸の品質は、JISA4713(住宅用金属製雨戸)及びJISA4603(木製雨戸)に適合するもの又はこれらと同等以上のものとする。

11.2.7 建具金物 1. 建具金物はJIS規格品とし、JISのないものは形状、寸法が正しく、機構が円滑で表面にきず等の欠点のない良質のものとし、監督者がいる場合は、その承諾を受ける。

2. 建具の付属金物の寸法等は、次表を標準とする。なお、その他の附属金物は、家具に相応する大きさのものとし、建築主又は監督者の承諾を受ける。

イ. 丁番

建具の種類	丁番の寸法 (mm)	建具の高さと丁番の枚数	
		2m以下	2mを超えるもの
小窓・戸だな類	64~76		
窓	76~89	2枚	3枚
出入口	102~152		

ロ. 戸車及びレール

建具の種類	戸車の外径 (mm)	レールの断面(mm)	
		断面の型	径又は幅×高さ
小窓	24	甲丸	5.1×6.1
窓	30	甲丸	6.4×7.6
出入口及び特に 大きな窓	36又は45	甲丸	7.6×9.0
		角	7.3×7.3

11.3 ガラス 1. ガラスの品質は、それぞれ普通板ガラスはJIS R3201(普通板ガラス)、みがき板ガラスはJIS R3202(フロートみがき板ガラス)、型板ガラスはJIS R3203(型板ガラス)、網入板ガラスはJIS R3204(網入板ガラス)及び複層ガラスはJIS R3209(複層ガラス)に適合するものとし、建築主又は監督者の承諾を受ける。

2. 四分一押えによるガラスのはめ込みは、四角又は三角形の四分一をしんちゅう製の木ねじまたは釘(小釘)で留めつける。
3. ガラスのはめ込みに先だち、必要に応じてしきパテを施すものとする。

11.4 開口部廻りのシーリング処理 1. シーリング材の品質はJIS A5758(建築用シーリング材)に適合するもので、耐久性の区分7010とする。

2. シーリング剤の充てんは次による。
 - イ. 原則として吹付けなどの仕上げ前に行う。
 - ロ. 仕上げ後充てんする場合は、目地周囲にはみ出さないようテープなどで十分養生する。
 - ハ. プライマーを塗布した後30~60分間放置して指触乾燥確認後シーリング材を速やかに充てんする。

アルミサッシ アルミサッシは木製建具と異なり、建具枠と建具を一体として製造され、戸車、レール、戸締り金具、ガラス周囲のゴムパッキング等いっさいが付属している。建具枠やかまちなどの断面形状（アルミニウム押出形材の断面）は各製造所によりそれぞれ異なっている。

アルミサッシの気密性 木製建具に要求することは無理な点が多いが、アルミサッシの場合は、開閉の方式、締付け、すき間ふさぎモヘアなどにより、或る程度気密を確保できる。

建具材料 材料は桧、ひば、杉、米杉、米松、スプルース、ノーブルファー、ラワンなどが使われている。

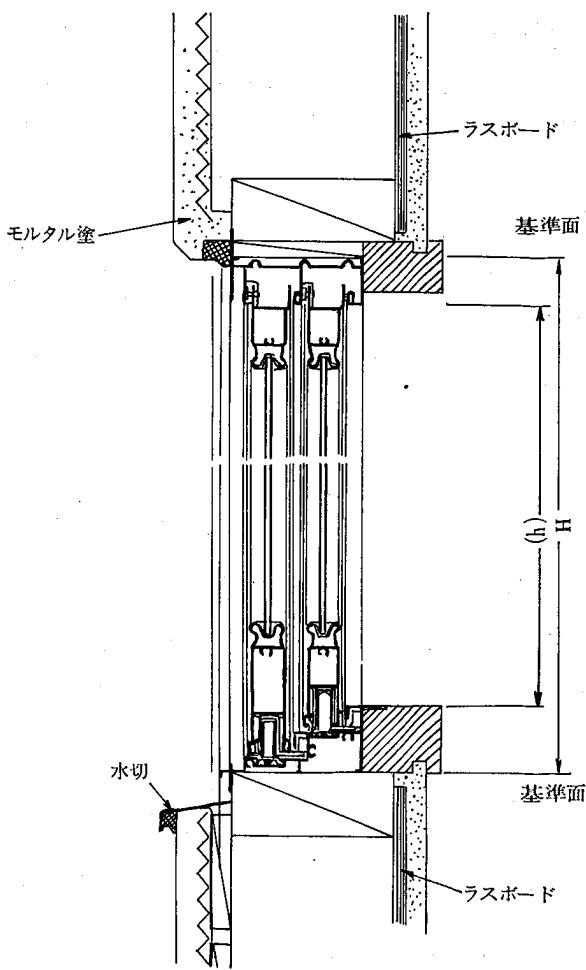
洋風建具は、一般に塗装が施されるが、和風建具は、ふすまなど一部の建具を除いてはほとんど塗装をせず、生地のままの仕上げが多いので、材料は特に良質のものが使用される。

桧（特に木曽桧）及び杉（特に秋田杉）の芯材（赤味）は、木理直通し、材色優雅であり、狂いや腐れを生ずることが少ないので、高級建具材として知られている。

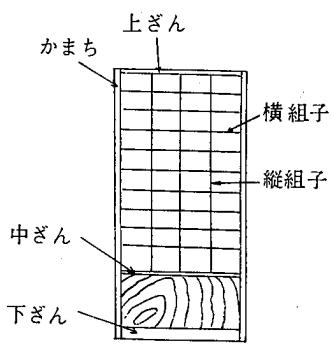
戸 雨戸の板は、かつては、杉四分板の3枚張りのものが主であったが、現在は、耐水合板、硬質繊維板、カラー鉄板などが一般に用いられている。また、最近では鋼製雨戸の使用が増えている。

参考図 11.1-2 アルミサッシの一例（断面）
〈窓タイプ〉

縦断面図

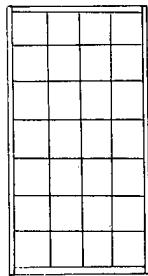


参考図 11.2.3 障子



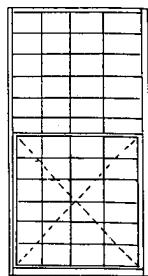
腰付き障子

一般的な障子である。この他腰板を普通より高くした腰高障子などがあり、台所など水のかかりやすいところなどに使用される。



水腰障子

腰板のない障子



雪見障子

障子の下半分に1枚ガラスをはめ、かまちにみぞをつけて、小障子を上げ下げできるようにしたもの。縁側などに用い障子をしめたまま庭をながめられる。

新鳥の子 鳥の子とは、がんび（じんちょうげ科の落葉灌木）と、こうぞ（くわ科の落葉灌木）を原料とした厚手の和紙で、本来は手すきである。これに絵などを描きふすま紙として最上紙とされた。

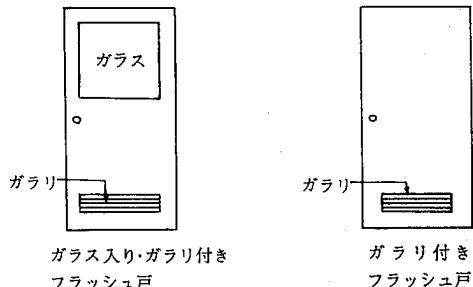
新鳥の子と呼ぶものは、パルプを混ぜたもので品質は前者より劣り、機械すきである。

カシュー塗り カシュー系塗料は、カシュー樹（ウルシ科）に生育するカシューナットの外殻に含まれている液を主原料として製造され、その乾燥塗膜は漆塗膜と類似した外観並びに性能をもち、漆系塗料として急速に発展した。

内装ドアには、フラッシュ戸、框戸等があるが、

フラッシュ戸は格子状の骨組の両面に合板を接着剤で張り合わせたもので、上下ざん及びかまちは、戸の狂いを少なくするため積層材（単材を合成接着したもの。）を使用しているのが普通である。

参考図 11.2.5 フラッシュ戸



建具金物の材質は 鉄、黄銅、砲金、ステンレスなどが用いられる。建具の使用勝

(採光と換気を
必要とする場
合に用いられ
る。)

(遮へい性を保ちながら
換気を必要とする場合
に用いられる。)

手、使用具合の良し悪し、故障の有無などは直接使用者に影響するので、建具金物は扉の重量、使用頻度、室の重要性など種々の条件にあった適当なもので、上質のものを選ぶことが大切である。

12. 塗装工事

12.1 一般事項

12.1.1 材 料 塗料の品質は、すべてJISに適したもの又はこれと同等以上のものとし、特記による。

12.1.2 塗り見本 あらかじめ塗り見本を提出し建築主又は監督者の承諾を受けるとともに必要に応じて施工面に見本塗りを行う。

12.1.3 下地ごしらえ 1. 木部の下地（生地）ごしらえは、塗面を傷つけないように注意し、汚れ、付着物を水拭き等で除去したうえ、やに処理、節どめ、目どめ、パテかい研磨紙ずり等を行う。
2. 鉄部の素地ごしらえは、汚れ、付着物、油類を揮発油拭き等で除去した後、スクレーパ、ワイヤーブラシ研磨紙ずりなどで鏽落しを行う。
3. コンクリート、モルタル、プラスター面の下地ごしらえは、汚れ、付着物はシンナー又は研磨紙などで除去した後、巣穴等の穴は練ったせつこう又はパテで埋め、研磨紙で平坦にする。
4. 塗装にかかるまでに下地を十分乾燥させる。

12.2 工 法

12.2.1 調合ペイント 塗り (油性調合ペイント及び合成樹脂調合ペイント)
1. 木部は2回塗り以上とし、塗り方は色境、ちり回り等に注意して、たまり、流れ、泡等の欠点を生じないよう、むらなく刷毛目正しく塗り上げる。
2. 鉄部は、鏽止め塗料を塗布した後、2回塗りを標準とし、木部に準じて施工する。

12.2.2 ワニス塗り及びクリヤラッカー塗り	1. ワニス塗り及びクリヤラッカー塗りは2回以上とし、目止めを必要とする材料の場合は目止め塗りをする。 2. 塗り方は、12.2.1（調合ペイント塗り）の項の1に準ずる。
12.2.3 合成樹脂エマルジョン塗料塗り	1. 合成樹脂エマルジョンペイントは、屋内塗りに用いる。ただし、屋外や湿気を発生する場所には耐久性のある外部用合成樹脂エマルジョンペイント又はアクリル系やウレタン系の塗料を用いる。 2. 塗り方は、12.2.1（調合ペイント塗り）の項の木部塗りに準ずる。
12.2.4 ステイン塗り	ステイン塗りは、油性ステインを用いて1回塗り以上とし、塗り残しや、むらがないように塗る。
12.2.5 ローラー模様仕上材塗り	1. セメント系又は合成樹脂系ローラー模様仕上材の塗付けはあらかじめ決定した見本塗と同様になるよう塗厚に注意してローラー又はこてでぬりつける。 2. ローラーでぬりつける場合は、ローラー模様仕上材塗りとローラー転圧による形づけを同一工程で行なってよい。 3. ローラー押えは、ローラー模様仕上材の形づけ後適度のしまりぐあいになったとき、見本品と同様の模様になるように行う。 4. 仕上げ塗装は、色むら、だれ、光沢むらなどが発生しないように均等に塗りつける。
12.3 養生	工事中は、塗装面並びに塗装面以外の部分に汚染、損傷を与えないよう十分注意し必要に応じて適正な養生を行う。

見本塗り 小さい見本だけで決めて、実際塗り上げてから予想と違うことがあり又、塗面の色は、乾燥すると塗りたての時の色よりかなり濃くなるので、色合わせなどの場合は、できるだけ、実際の塗装面に見本塗りを行い十分に乾燥させてから色見本と比較するとよい。

やに処理、節止め 節、やに等の仕上げ塗膜に影響するものはなるべく小刀で削り取る。削り取りができない時は、焼ごでで滲出させ揮発油で拭き取り、セラックニスを2回塗っておく。

パテかい 大きな穴又は傷は、白パテをボイル油又は使用する調合ペイント、練り、へらでなすりつけるが、薄く何回もつける方がよい。

目止め 造作用ラワン材などの塗料の吸込みのはげしい木材にはご粉、との粉、ベンカラ、灰墨などとコーパルワニスを混ぜて目止め剤とし、全面に一度塗って乾いた布でふき取り、塗料の付着の均一と木理の美装をはかる。

研磨紙ずり 素地ごしらへには勿論、各工程中もたえず行なって、塗面の平坦化と塗料の付着効果を上げるために用いるが、素地ごしらえでは、荒目の#100～#120程度を、下塗り後の調整には、#180～#240程度を、さらによい仕上げには、#320位をと順次細か目の研磨紙を用いてゆく。研磨紙ずりには、乾燥状態のまま研ぐからとぎと水をつけながら研ぐ水とぎのほか油とぎもある。

塗料の性質等 コンクリート、モルタル、プラスターなどは、アルカリ性の強い下地なので、塗装後の塗膜がアルカリによってはがれたり、色が変ったりする欠陥の生ずることが多い。そのため、下地はよく乾燥させて、アルカリ分が塗装に支障を及ぼさないようにしなければならない。一般には乾燥は3週間以上必要とされているが、工事の都合で、それまで待てないこともかなり多い。その場合はアルカリに強い塗料を選んだり、シーラを塗ったりして欠陥が生じないようにする。

モルタルやプラスターでは、こて押えの力がむらになり勝ちで、塗料の吸収が不均一になったり、表面にひび割れが生じたりする。

塗装方法 塗料の種類、必要な仕上がりの程度により、はけ塗り、スプレー塗り、ローラー塗りが用いられ、クリヤラッカー仕上げには、たんぽ塗りも行われる。従来、はけ塗りが圧倒的に多かったが、技術修得に時間を要するので、それにかわりスプレー塗りが次第に多くなってきている。

建築塗装は、塗装環境のコントロールが不可能であり、かつ自然乾燥にたよるので、塗面の素地状態、気候条件に特に注意を払う必要がある。

鉄部の塗装 鉄部の塗装は防錆が主な目的である。対象となる部分は手すり、面格子、鉄柵、テラス、階段などで、通常これらは工場等で錆止め塗料が1回塗られたものが取付けられる。

現場では、ほこり、汚れなどを取り除いてから塗装する。塗装には合成樹脂調合ペイントが使われ、2回塗りが普通である。

13. 給排水設備工事・ガス設備工事

13.1 給水設備工事

- 13.1.1 一般事項 1. 上水道を引込む場合で、水道事業者の諸規定の適用を受ける場合はその規定による。
2. 水道事業者の諸規定の適用を受けない場合及び水道事業者の諸規定に規定のない事項は13.1.2(材料)から13.1.7(防露・保温措置)の項による。
- 13.1.2 材料 1. 管類及び継手の品質は、次に適合するものとする。

イ. 管

呼称	規格
ライニング鋼管	JWWA K116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) の規格品
ポリ粉体鋼管	JWWA K132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) の規格品
ステンレス鋼管	JWWA G115 (水道用ステンレス鋼管) の規格品
鉛管	JISH4312 (水道用鉛管) の規格品で種類は2種
ビニル管	JISK6742 (水道用硬質塩化ビニル管) の規格品 JWWA K118 (水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管) の規格品

(注) JWWAは日本水道協会規格を表わす。

ロ. 継手

呼称	規格
ライニング ポリ粉体鋼 管継手	JISB2301 (ねじ込み式可鍛鉄製継手) の規格品で樹脂コーティングを施したもの JWWA K117 (水道用樹脂コーティング継手) の規格品
ステンレス 鋼管継手	JWWA G116 (水道用ステンレス鋼管用継手) の規格品で種類はプレス式又は圧縮式
ビニル管継手	JISK6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手) の規格品で種類はA形 JWWA K119 (水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手) の規格品

2. 種類の品質は、10kgf/cm²の水圧試験に合格したものとする。
3. 給水せんの品質は、JISB2061 (給水せん) に適合するもの、又はこれと同等品以上のものでクロームメッキ仕上品とする。
- 13.1.3 配管 1. 配管の施工に先立ち、ほかの設備配管類及び機器との関連事項を詳細に

検討し、こう配を考慮して、その位置を決定する。

2. 給水管と排水管が平行して埋設する場合には、原則として、両配管の水平実間隔を500mm以上とし、かつ給水管は排水管の上方に埋設するものとする。また、両配管が交差する場合もこれに準じる。
3. 配管に漏水を認めた場合、速やかに取替え修理を行うこととし、コーティング修理は、行ってはならない。
配管施工中の開口部は、すべてプラグなどにより異物の浸入を防止する。
4. 配管のこう配は、先上がりとし、そのこう配は原則として1/250とする。
5. 給水管の地中埋設深さは、一般敷地では土かぶり300mm以上、車両通路では750mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。

- 13.1.4 管の接合
1. 管は管の径を縮めることのない工具で、管軸に対して直角に切断する（パイプカッター類は使用してはならない）。切口は、管内外面にまくれ、ささくれなどないよう、パイプリーマなどで平滑に仕上げる。特に耐食被膜を施した耐食鋼管の切断は、のこぎり盤を使用し、被膜の変質及びはく離のないように考慮する。
 2. 管は、接合する前にその内部を点検し、異物のないことを確かめ、切りくず、ごみなどを十分除去してから接合する。
 3. 接合方法は各製造所の仕様によることとする。

- 13.1.5 防食措置
- ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管（以下「鋼管」という。）を土中及びコンクリートに埋設する場合並びに鉛管をコンクリートに埋設する場合の防食措置は次による。
- イ. 鉛管及び外面樹脂ライニングの無い鋼管は、ペトロラタム防食テープ $\frac{1}{2}$ 重ね1回巻きとし、さらに防食用ビニルテープを1回巻きとする。
 - ロ. 鋼管の継手部及び弁は、ペトロラタム系防食シートで包み、さらに防食用ビニルテープを1回巻きとする。

- 13.1.6 水圧試験
1. 水圧試験は、配管完了後で陰べい、埋戻し及び被覆施工前に行う。
 2. 水圧は 10kgf/cm^2 とし、水圧保持時間は原則として60分以上とする。

- 13.1.7 防露・保温措置
1. 保温材は、JIS A9505（グラスウール保温材）、JIS A9511（ポリエチレンフォーム保温材）又はJIS A9514（硬質ウレタンフォーム保温材）に適合するもので、種類は、筒、帶又は板とし、特記のない限り厚さ20mmの保温筒とする。
 2. 施工は、特記のない限りJIS A9501（保温保冷工事施工標準）に基づき行う。

13.2 給湯設備工事

- 13.2.1 一般事項
1. 給湯設備工事をおこなう場合で、水道事業者の諸規定を受ける場合は、その規定による。
 2. 水道事業者の諸規定の適用を受けない場合及び水道事業者の諸規定に規定のない事項は、13.2.2（材料）から13.2.6（水圧試験）の項による。

- 13.2.2 材料
- 管及び継手の品質は、次による。

イ. 管

呼 称	規 格
銅 管	J I S H3300 (銅及び銅合金継目無管) の規格品で種類はC12 20T-Lタイプ
耐熱ビニル 管	J I S K6776 (耐熱性硬質塩化ビニル管) の規格品

ロ. 繰 手

銅管 繰手	J I S H3401 (銅及び銅合金の管継手) の規格品 J C D A0001 (配管用の銅及び銅合金管継手) の規格品
耐熱ビニル 管継手	J I S K6777 (耐熱性硬質塩化ビニル管継手) の規格品

(注) J C D Aは日本銅センター規格を表わす。

13.2.3 配 管

配管は13.1.3 (配管) によるほか、次による。

イ. 配管は伸縮をさまたげないよう考慮して適當な箇所で支持する。

ロ. 管中には空気だまりを生じないよう配管する。

ハ. 銅管の曲げ加工はパイプベンターを使用する。

13.2.4 管 の 接 合

管の接合は、13.1.4 (管の接合) によるほか次による。

イ. 銅管の接合は、管の外面及び継手の内面を十分清掃したのち、管を継手に正しく差込み適温に加熱してから合金を流し込む。

ロ. 耐熱ビニル管の接合は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

13.2.5 保 温 措 置

保温措置は、13.1.7 (防露、保温措置) の項に準ずる。ただし、保温材は特記のない限りグラスウール保温材とする。

13.2.6 水 圧 試 験

水圧試験は、13.1.6 (水圧試験) の項に準ずる。

13.3 排水設備工事

13.3.1 一 般 事 項

1. 汚水管、排水管、雨水管その他で、下水道法・条例その他の関係諸規程の適用される場合はその規程による。
2. 下水道法・条例その他関係諸規程の適用を受けない場合及び諸規程に規定のない事項は、13.3.2 (材料) から13.3.5 (ますの施工) の項による。

13.3.2 材 料

1. 管及び継手の品質は、次による。

イ. 管

呼 称	規 格
ビニル管	J I S K6741 (硬管塩化ビニル管) の規格品
鉛 管	J I S H4311 (鉛管) の規格品で厚さはH A S S 203による
陶 管	J I S R1201 (陶管(直管)) の規格品
陶 (異形管)	J I S R1202 (陶管(異形管)) の規格品

(注) H A S Sは空気調和・衛生工学会規格を表わす。

ロ. 縦 手

呼 称	規 格
ビニル管継手	J I S K6739 (排水硬質塩化ビニル管継手) の規格品

2. 排水器具は、次による。

- イ. トラップの封水深さは50mm以上100mm以下とし、目皿排水孔の有効面積は、トラップに接続する排水管の断面積以上とする。
- ロ. 鋳鉄製品の防鏽は、アスファルトに樹脂塗料を加えたもので常温塗装を施す。
- ハ. 排水金具のニッケルクロムめっき部は、J I S H 8617(ニッケル及びニッケルクロムめっき)による2種一級以上とする。

13.3.3 配管工法 1. 排水本管又は枝管の2系統が水平合流する箇所は、硬質塩化ビニル管の場合は、45°又は90°大曲りY管を使用する。

- 2. 排水横管が立管に合流する箇所は、硬質塩化ビニル管の場合は90°Y管を使用する。なお、排水立主管の下部曲がり管は、大曲がり管を使用する。
- 3. 鉛管を屈曲させる場合は、円形を失わないように加工し、かつその曲部に排水枝管を接続してはならない。
- 4. 屋内横走り排水管のこう配は、呼び径75以下は1/50、呼び径75を越えるものは1/100を標準とする。通気管は、すべてその立管に向って上りこう配をとり、いずれも逆こう配又は凸凹部のないようにする。

13.3.4 管の接合 1. ビニル管は、次による。

- イ. 冷間工法による接合とし、管内に流れの障害となる段違いを生じないように接合する。
- ロ. 管と継手の接合は、接合部を十分清掃した後、継手の内面と管外面に接着剤を塗布し、管を継手の内面に十分差し込む。
なお、管の呼び径75以上の場合には、パイプそう入機を用いて接合を行うものとする。
- ハ. ビニル製差し込みソケットを使用する場合は、所定の寸法に差し込み、ゴムリングのねじれ及び差込み部の曲がりのないようにする。
- 2. 陶管は受口部の底に端部を差し込み、周囲すき間に片寄りのないように定置した後、固練りモルタルを打ち込む。なお、受口端面外周にはモルタルを45°のテーパに盛るものとする。
- 3. 鉛管は、プランタン接合又は盛りはんだ接合とし枝管接続の場合は、管の内壁以上に枝管を差し込まないよう入念に施工する。

13.3.5 ますの施工 1. ますの種類は、次のいずれかによる。

- イ. 鉄筋入側塊によるコンクリート製工場製品で、外部見え掛り箇所はモルタル塗りとしたもの
 - ロ. 現場打コンクリート製で、外部見え掛け箇所はモルタリ塗りとしたもの
 - ハ. 合成樹脂製工場製品
2. ますは割栗又は砂利地業の施工のうえ、据え付ける。
3. 排水ますの場合は、次による。
- イ. 底部には150mm以上の泥たまりを設ける。
 - ロ. 排水管と排水ますの取合いは、周囲にモルタルを詰め、目塗りし、入念に金ごてで仕上げる。
 - ハ. 排水ますから排水ますあるいは、排水ますから、排水流末までの接

続排水管は、75mm径以上のビニル管とする。

4. 汚水までの施工は、次による。

イ. 汚水までは、排水まると区別して用いる。

ロ. 底部には、汚水が流れやすいように、接続管に応じたインパートを設け、インパート周囲には防水モルタルで適当な勾配をつける。

ハ. トランプ機能のない雑排水管を汚水まことに接続する時は、途中にトランプを設けて臭気の流入を防止する。

5. 汚水ままで排水管を埋設する深さは、原則として、建設地域の凍結深度以上とする。

6. 管と側塊の接合部の周囲に、すき間の無いようモルタルなどで入念に充てんする。

7. ます用ふたは鋳鉄製、鉄線入りコンクリート製又は合成樹脂製とし、外圧に対し、十分強度を有するものを設ける。

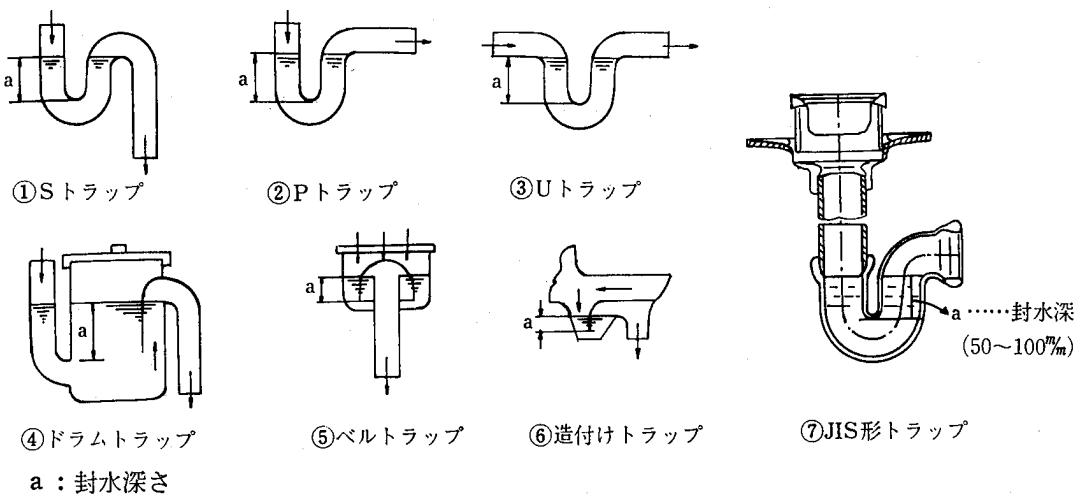
水道事業者の諸規程 水道法（昭32. 6.15、法律第177号）に基づいて、各地方公共団体が条例を制定し、水道事業者となり、さらに施行規程を設けて給水工事に関して守らなければならない事項を定めているものをいう。

給排水管の配管 配管工事の都合だけを考えて、建物の耐力上重要な柱、梁、筋かいの類を貫通させたりすると、思わぬ構造の弱体化を招くので注意が必要である。

トランプ その形から分類すると、①Sトランプ ②Pトランプ ③Uトランプ ④ドラムトランプとなる。Sトランプは洗面器、大便器、小便器などに取付け、床下の横走り排水管に接続する時に用いる。Pトランプは上記の器具からの排水を排水立管に接続する時に用いる。浴室排水孔のわんトランプはドラムトランプの1種である。また、S、P、Uなどのトランプは、作用の上からはサイホン式と呼ばれ、わんトランプなどは非サイホン式と呼ばれる。

浴室排水孔に使用されるベルトランプは、封水深さが最低50mmと定められており、それ以下のものであると排水トランプとしての有効な機能を果し得ず、自浄作用が劣るので使用にあたっては注意が必要である。

参考図 13.2.2-5 トランプの種類



13.4 ガス設備工事

13.4.1 一般事項 1. 一般ガス設備は、ガス事業法（昭和29年法律51号）に定める一般ガス事業に係るガス設備工事について適用するもので、「ガス事業法」、同法施行令、同法施行規則、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」、同告示、「消防法」、その他関係法令及びガス事業者の規定するガス供給規程による責任施工とする。

2. 液化石油ガス設備は、「高圧ガス取締法」、「消防法」、「液化石油ガス保安規則」、「容器保安規則」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引きの適正化に関する法律」、同法施行令及び同法施行規則その他関係法令により、工事の施工にあたっては、液化石油ガス設備士（液化石油ガスの保安の確保及び取引きの適正化に関する法律に規定する液化石油ガス設備士をいう）が工事の施工、検査及び試験を行う。

13.4.2 材料 液化石油ガス設備に使用する管、継手、栓及びガスマーターは、次に適合するものとする。

イ. 管

呼称	規格
鋼管	JIS G3452 (配管用炭素鋼钢管) の規格品で種類は白管 JIS G3469 (ポリエチレン被覆钢管) の規格品
銅管	JISH3300 (銅及び銅合金継目無管) の規格品で種類はC1020又はC1220のMタイプ

ロ. 継手

呼称	規格
钢管継手	JIS B2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手) の規格品 JIS B2210 (2kgf/cm ² 鉄鋼製管フランジの基準寸法) に適合 JIS B2221 (5kgf/cm ² 鋼管差し込み溶接式フランジ) の規格品 JIS B2311 (一般配管用鋼製突き合わせ溶接式管継手) の規格品
銅管継手	JISH3401 (銅及び銅合金の管継手) の規格品

(注) 鋼管継手は、溶融亜鉛めっきを施したものとする。

ハ. ガス栓類は、気密試験0.35kgf/cm²以上に合格したもので、液化石油ガス器具などとしての証票を付したものとし、青銅製又は黄銅製のニッケルクロムめっき仕上げとして、原則として過流出防止、安全ばね付き、ねじ付きなど安全機構付きとする。

ニ. ガスマーターは、乾式ガスマーターとし、計量法（昭和26年法律第207号）による検定合格品とする。

13.4.3 配管 1. 配管の施工に先立ち、他の設備管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、こう配を考慮して、その位置を正確に決定する。
建物内に施工する場合は、工事の進ちょくに伴い管支持金物の取付け及び管スリーブの埋込みを遅滞なく行う。

2. ガス配管は、第1立上がり又は立下がり地点までは、本・支管に下がりこう配とし、やむを得ず逆こう配となり、水のたまる恐れのあるときは、最低部に水取り器を取り付ける。

3. 配管は、煙突など火気に対して十分な間隔を保持する。また電線及び電

13.4.4 ガス栓の取付け

気工作物に近接又は交差する場合は、関係法令に従い必要な離隔距離をとるか又は防護措置を行う。

4.ねじ込み部に使用する接合材は、耐油性及び使用ガスに適応するものとし、ペイント、光明丹、麻糸などを使用してはならない。また、ガスケット類は、使用ガスに適応する耐油性合成ゴムなどとする。

ガス栓は、取付け周囲の状況により、使い勝手などを十分に考慮して心出しを行い、その取付け面との間にすき間、曲がりなどのないよう堅固に体裁よく取り付ける。

なお、電気工作物に近接する場合は、必要な離隔距離をとる。

14. 電気設備工事

14.1 一般事項

14.1.1 法令などの遵守

この工事は、電気事業法、電気用品取締法、電気工事士法、建築基準法、消防法その他関係法令及び日本電気協会が定める内線規定に基づいて施工する。

14.1.2 工事の試験

各工事の試験は、次により行う。

- イ. 一般電力設備工事にあっては、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。
- ロ. 弱電設備工事にあっては、総合動作試験、絶縁抵抗試験を行う。
- ハ. 接地工事にあっては、接地抵抗試験を行う。

14.1.3 木板等

1. 電力量計、電話端子板及びテレビ聴視機器の取り付けに木板を使用する場合は厚さ15mm以上とし、木板の幅が150mm以上の場合はそり止め付きとする。
2. 電力量計の取り付けに合成樹脂板を使用する場合は、自己消火性の成形品とする。

14.2 電力設備工事

14.2.1 器具及び材料

器具及び材料は、JIS制定のものはJISに適合するものを、電気用品取締法の適用を受けるものは型式承認済のものを使用する。なお、それ以外のものにあっては、特記による。

14.2.2 一般施工

14.2.2.1 電線・ケーブルの接続

1. 電線類相互の接続は、圧着スリーブ、差込コネクターを使用し、次による。
 - イ. 圧着接続は、電線に適合した圧着スリーブを使用し、JIS C9711（屋内配線用電線接続工具）に適合する専用工具により十分圧着する。
 - ロ. 差込コネクターは、電線被覆をストリップゲージに合わせてはぎ取り、1本ずつ突き当るまで確実に差込む。
2. I V線等の接続部分は、電線の被覆部分と同等以上の絶縁効力があるように、テープを半幅以上重ね合わせて巻付けるか又は同等以上の効力を有する絶縁物をかぶせる等の方法により絶縁する。なお、テープの巻回数は下表による。

I V線の絶縁テープ巻数

I V線の太さ	ビニルテープの巻回数
2.0mm ² 以下	2以上
5.5mm ² ~14mm ²	4以上

3. 湿気のある場所及び雨のかかる場所に施設するケーブル相互及び電線とケーブルとの接続箇所並びにケーブルの端末は、自己融着テープを使用して湿気の入らぬように絶縁し、その上をビニルテープで保護する。
4. ケーブル相互の接続は、アウトレットボックス、ジョイントボックス等の内部で行うか又は適当な接続箱を使用して行い、接続部分を露出させない。
5. 鋼製ボックス、樹脂製ボックス及びF用ジョイントボックスに収容する電線の心線数の限度は、下表による。

ボックスに収容する電線の心線数の限度

心線直径 (mm)	鋼製ボックス、樹脂製ボックス		F形ジャンクション	
	中形四角 102×102×54	大形四角 119×119×54	中	大
1.6	11	20	18	28
2.0	9	16	16	24
2.6	7	12	14	20

(注) 1. 限度を超す場合の鋼製ボックス、樹脂製ボックスは、継続追加による。
2. 太い心線と細い心線が混在する場合は太い心線数により扱う。

6. 配線相互又は配線と器具線との接続は、接続部分に張力がかからないよう、かつ、器具その他により押圧されないようにする。
7. 天井は壁部の配線等の工事にあたっては、断熱材施工に支障のないよう十分注意する。

14.2.2.2屋内配線と他の管等との離隔
屋内配線は弱電流電線、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。

14.2.2.3絶縁抵抗
配線の電線相互間及び電線と大地間の絶縁抵抗値は、開閉器で区切ることのできる電路ごとに、機器を含み2MΩ以上とする。

14.2.2.4位置ボックス
電燈、コンセント、スイッチ等を取り付ける位置ボックスは原則として、次による。

イ. 位置ボックスは、無理なく、配線が収められ、かつ、器具の取付けに十分な大きさのものを使用する。

ロ. 位置ボックスは、木ねじ等により堅固に取り付ける。

14.2.2.5メタルラス張りなどの絶縁
メタルラス張り等に接する位置ボックス、電気機械器具の金属製部分は、次のいずれかにより絶縁する。

イ. 位置ボックス周辺のラス張りを切取る。

ロ. 木板、合成樹脂板等により離隔する。

ハ. 釘、取付けねじ等は、メタルラス張り等と接触させない。

14.2.3 合成樹脂管の敷設
1. 合成樹脂管の敷設は、下表による。

合成樹脂管工事の敷設

敷設項目	合成樹脂管	合成樹脂製可とう管及びCD管
曲げ半径	6倍以上	同左
曲げ角度	90°以下	90°以下 (ただし、管内断面積が著しく変形せず管にひび割れが生ずる恐れのない程度まで、管の曲げ半径を小さくすることが出来る。)
屈曲個所	4箇以内、曲げ角度の合計は270°以下	同左
管の支持	1.5m以下 (接続点はこの限りでない。)	1.0m以下 (接続点0.3m以下)
管相互の接続	TSカップリング(4C)	合成樹脂製可とう管及びCD管用カップリング (差引み深さは管の外径の1.2倍) (ただし接着剤を使用する場合は0.8倍)
管とボックスの接続	ハブ付きボックス又はコネクター (露出配管は2号コネクター)	合成樹脂製可とう管及びCD管用コネクター
その他	4mを超える露出配管は、ボックス間に伸縮カップリング(3C)を1箇以上使用する。	—

2. ターミナルキャップ、パイプエンド等を使用しない雨のかかる場所では、管端を下向きに曲げ、雨水が浸入しないようにする。
3. 釘打ち等により損傷を受ける恐れがある場合は、金属管又はパイプガード(PG)により防護する。

- 14.2.4 ケーブル屋内配線**
1. 配線は、600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(以下「ケーブル」という。)のいんぺい配線とする。
 2. ケーブルを金属製のボックスなどへ挿入する場合は、ゴムプッシング、ケーブルコネクターなどを用いてケーブルの損傷を防止する。
 3. ケーブルが釘打ち等により損傷を受ける恐れがある場合は、金属管又はパイプガード(PG)により防護する。
 4. 防護に使用する金属管の管端口及びパイプガード(PG)端は、ケーブルの入れ等の際に被覆を損傷しないようなめらかにする。

- 14.2.5 接地工事**
1. 接地工事を施す電気工作物は、次による。
 - イ. 電気機械器具の鉄台、分電盤及び浴室燈照明器具等の金属製外箱
 - ロ. 合成樹脂管配線及びケーブル配線に使用する金属製ボックス(人が容易に触れる恐れがないように施設するとき又は乾燥した場所に施設するときは、省略することができる。)
 - ハ. ケーブル保護物の金属部分(ケーブル保護物の金属部分の長さが8m以下のものを人が容易に触れる恐れがないように、施設するとき又は乾燥した場所に施設するときは、省略することができる。)
 2. 接地線は、緑色又は緑黄色のIV線を使用し、太さは下表による。

接地工事の接地線の太さ

過電流しゃ断器の定格電流容量	接地線の太さ
30Aまで	2.0mm ² 以上
50A以下	3.5mm ² 以上

14.2.6 照明器具、配線器具の取付け

- 重量のある照明器具は、補強合板、フィクスチュアスタッド及び補強吊木等により、確実に取付け、必要に応じ、木ねじ等で振れ止めをする。
- 取付け用ビスは、電線を損傷しないように適切な長さの物を使用する。
- コード吊り器具は、コードファスナー等を使用して、適當な張力止めを行ない、端子に直接重量がかかるないようにする。
- コード等の編み組のある配線を器具端子に接続する場合は、編み組がほつれないように麻糸等で緊縛する。
- 引掛埋込ローゼットの取付け金具（耳）の耐荷量は10kg以上とする。

14.2.7 器具の極性

- コンセント
 - 2極では、孔の小さい方を電圧側に接続し、向かって右側とする。
 - 3極又は接地極付きコンセントは、接地側を下側にする。
- ソケットの口金は接地側電線に、中心接触片は点滅器を経て電圧側に接続する。
- 点滅器は、電圧側に接続する。

14.3 弱電設備工事

14.3.1 電線類

弱電用電線類は、下表による。

電線類

呼称	規格番号	規格名称	略号	備考
ビニル屋内線	電々公社 仕様1115号	通信用PVC 屋内線	TIV TIVF	2個よりビニル線 〃 平形電線
同軸ケーブル	JISC 3502	テレビ受信用 同軸ケーブル	—	ポリエチレン絶縁 編組形

(注) 同軸ケーブルの外部導体は、屋外配線を除き軟銅線編組とする。

14.3.2 一般施工

- 電話用アウトレットは、スイッチボックス又はアウトレットボックスとする。
- テレビ用アウトレットは、アウトレットボックスとする。

14.3.3 電話配線

- 配管の敷設は、14.2.3の項による。
- 配管には、心線径1.2mm ビニル被覆鉄線を挿入しておく。

14.3.4 弱電配線と他の管等との離隔

他の配管との離隔は、14.2.2.2による。

引込箇所 変電所から6,000ボルトの電圧で送られてきた電気は、電柱に備えられたトランスで200ボルト又は100ボルトに減圧され、引込箇所にみちびかれる。ここまで電気工事は、外線工事といい、電気供給業者（電力会社）が行う。従って、ここから屋内の工事について請負者が行うこととなる。

木造住宅用配線 丸型ビニル外装ケーブル（SVケーブルと称する。）又は、平形ビニル外装ケーブル（Fケーブルと称する。）が使用される。

住宅の広さと回路数 1回路は20アンペア程度までが容量の限度であるから、住宅の規模で大体必要な

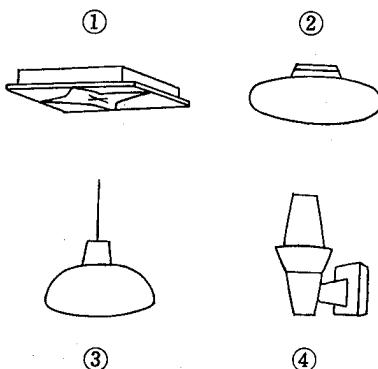
回路数がきめられる。なお、将来の電化製品の増加に備えて、予備の回路をあらかじめ考えて置くことがのぞましい。

照明器具の4つの型 照明器具には大別して

- ① 埋込み灯具
- ② 直づけ灯具
- ③ 吊下げ型灯具
- ④ 壁付け灯具

の4つの型があり、それぞれ特性があるので、部屋の用途により、明るさの必要度のほかに雰囲気を高めるような器具を選ぶべきである。

照明器具の4つの型



15. 衛生設備工事・雑工事

15.1 衛生設備工事

15.1.1 衛生器具

洗面器、手洗器、大小便器、キッチンユニット、浴槽、浴室ユニット及び洗面化粧ユニットなどの品質は、原則としてB.L.部品又はこれと同等以上のものとし、特記による。

15.1.2 衛生陶器の附属器具

附属器具は、JIS A5514（衛生陶器附属金具）に適合するもので、見えがかりはクロムめっき仕上げとする。

15.1.3 器具の取付け

1. 器具をコンクリート床又はコンクリート壁にとりつける場合は、原則としてエクスパンションボルト又はこれと同等以上のものとする。
2. 器具を木造壁等に取付ける場合は、木工事で施工した堅固な當て木に取付ける。
3. 器具排水口周辺と排水金具とのすき間には耐熱性不乾性シール材を詰め、漏水のないように締め付ける。
4. その他取付けの詳細は、各製造所の仕様による。なお、監督者がいる場合はその指示を受ける。

15.1.4 し尿浄化槽

15.1.4.1 一般事項

1. し尿浄化槽は、建築基準法施行令第32条及び昭和55年建設省告示第1292号によるほか、特定行政庁の定める取扱い要綱などによる。
2. 本仕様は、現場施工形（躯体を現場でコンクリート打ちし、構築するものをいう）及びユニット形（工場で製品化又は半製品化し、現場で組立て又は据付けを行うものをいう）に適用するものとする。

15.1.4.2 し尿浄化槽の設置

1. し尿浄化槽の基礎は、所定の深さに根切りを行った後、砂利地業、捨てコンクリート地業及び鉄筋コンクリート打ちを3（土工事、基礎工事）の項の該当事項に準じて行う。
なお、基礎などの厚さは地耐力を考慮して決定する。
2. ユニット型浄化槽を設置する場合は、基礎上に水平に設置し、流入管底と放流管底の深さを確認、正しく接続されていることを確認した後、埋

戻しを行う。

3. 埋戻しは、槽内に半分程度注水の後、良質土で行うものとし、深さの1/3程度ずつ周囲を均等につき固め、水締めを行う。
4. 埋戻しにあたっては、ユニット本体に鋭角な碎石などが当たらないよう特に注意する。

15.1.5 改良便槽・無臭便槽

1. 改良便槽は次による。

イ. 便槽は耐水材料とし、排水便管はビニル管又は同等以上の耐水性のある材質とする。

ロ. 槽内は、防水モルタル塗りとし、汲取口のふたは、鉄製、コンクリート製又は合成樹脂製とする。

ハ. 便槽の基礎は、15.1.4.2の1による。

2. 無臭便槽とする場合は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

15.2 雜工事

15.2.1 換気設備工事

15.2.1.1 換気扇類及び附属機器

1. 換気扇類及び付属機器は、BL部品又はこれと同等以上のものとし特記による。

2. 換気扇類は、次の仕様に適合するものとする。

イ. 浴室など、多湿箇所に使用する換気扇類及び附属機器は、耐湿型とし、アース付きのものとする。

ロ. 換気扇類は、逆流防止シャッター付きとする。

ハ. レンジ用フードファンは、グリスフィルター付きとする。

15.2.1.2 風道（ダクト）及びフード

1. 風道（ダクト）は次による。

イ. 風道（ダクト）の材質は、JIS G3302（亜鉛鉄板）、JIS G4305（冷間圧延ステンレス鋼板）のSUS304に適合するもの、又はJIS K6741（硬質塩化ビニル管）のVP又はVDに適合するものとし、継手はJIS K6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）に適合するものとする。

ロ. 鉄板スパイラルダクトにする場合は、イの亜鉛鉄板を用い、板厚は0.5mmとする。

2. フードの材質は、特記がなければ、JIS G4305（冷間圧延ステンレス鋼板）のSUS304に適合するものとする。

15.2.2 太陽熱温水器

1. 太陽熱温水器は、BL部品とし、特記による。

2. 太陽熱温水器の取付けは、各製造所の仕様によることとし（財）住宅部品開発センターに登録された指定施工店が行うものとする。

給湯器ユニット及び暖房システムの品質はBL部品又はこれと同等以上とし、特記による。

15.2.3 給湯器ユニット・暖房システム

ガス事業者の指定による製品とし、監督者がいる場合は、取付けについて指示を受ける。

（財）日本消防設備安全センターの認定を受けたものとする。取付けは、各製造所の仕様による。

15.2.4 ガスもれ警報器

日本消防検定協会の鑑定品とする。取付けは各製造所の仕様による。

15.2.5 下方放出型簡易自動消火装置

日本消防検定協会の鑑定品とする。取付けは各製造所の仕様による。

15.2.6 簡易型火災警報器

日本消防検定協会の鑑定品とする。取付けは各製造所の仕様による。

15.2.7 めがね石

コンクリート製又は軟石製の市場出来合品を壁体に堅固に取り付ける。

15.2.8 テレビアンテナ支持装置

アンテナ支持装置の取付位置は、建築主又は監督者と打合せて決めるものとし、強風に耐えるよう堅固に取付ける。

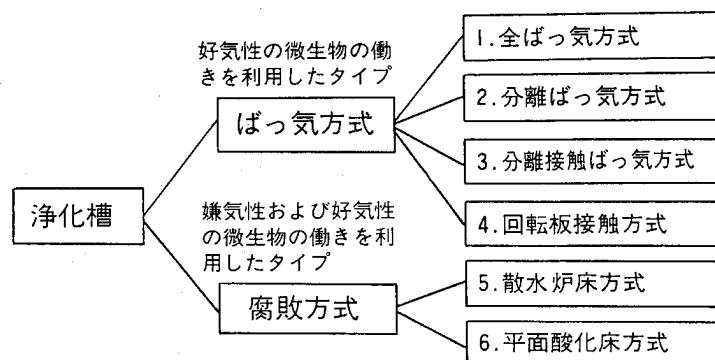
汚水栓 汚水栓からの臭気を防ぐために用いるのはUトラップで、Uトラップはハウストラップとも呼ばれ、公共下水管から下水ガスの流入防止に主に用いられ、トラップに近接して公共下水側に通気管を設けると一層有効である。

改良便槽 建築基準法施行令第30条で建設地が公共団体の条例で指定された区域内であれば、改良便槽を設けることを義務づけできるとされ、その槽については同施行令の第31条で規定しているもので、特徴は100日以上貯溜できる点にある。し尿中のバクテリヤはおよそ100日間堆積されていると、相剋作用によって無菌状態となることが実験上立証されて規定されたものである。

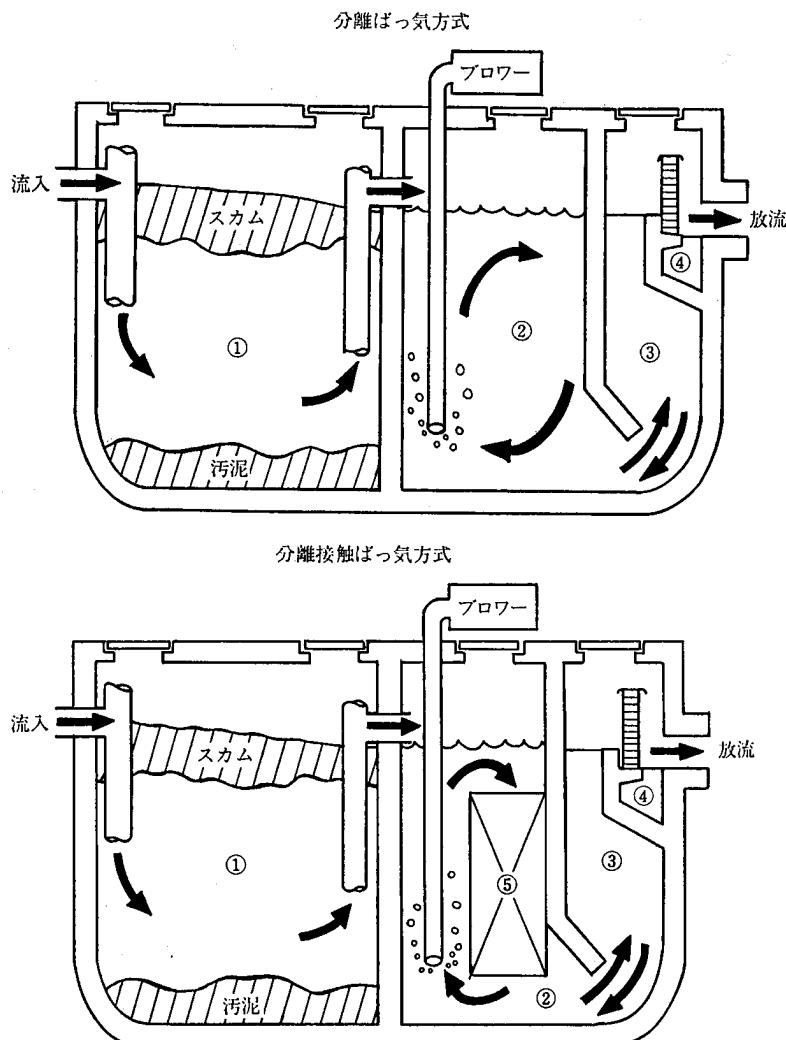
無臭便槽 貯溜槽と便器との間に距離を設けてその間に臭気溜りをつくり、そこへ溜った臭気を効率のよい排気管で排出するように工夫されたもので、種々の形式、製造所があり、それぞれ多少異なる点がある。

し尿浄化槽 し尿浄化槽は、微生物の働きにより汚水を浄化する設備であるが、便所から排出する汚水を公共下水道以外に放流する場合には、その設置が義務付けられている。

し尿浄化槽には下記の6種があるが、一般住宅では、「分離ばっ気方式」「分離接触ばっ気方式」が主に用いられる。



参考図 15.1.4 し尿浄化槽



- ① 沈殿分離室：汚水を固体と液体に分離し、液体部分をばつ氣室に送る。
- ② ばつ氣室：汚水を空気によりかくはんし、汚濁物質を好気性微生物により酸化分解する。
- ③ 沈殿室：汚濁物質を分解した微生物のかたまりを沈殿分離する。
- ④ 消毒室：上澄液を消毒して放流する。
- ⑤ 接触材：接觸材に付着増殖した好気性微生物により汚水を浄化する。

し尿浄化槽の処理対象人員 し尿浄化槽の規模（処理対象人員）は、建築物の用途別に規定され、原則として、使用する人数ではなく建物の大きさできる。住宅の場合は、延べ面積 100m^2 以下の場合は5人とし、 100m^2 をこえる部分の面積については、 30m^2 以内ごとに1人を加算する。ただし、延べ面積 220m^2 をこえる場合はすべて10人とする。

し尿浄化槽の維持管理 処理槽法（昭和58年5月18日法律第43号）の規定により、し尿浄化槽の所有者には年1回、厚生大臣の指定する検査機関が実施する水質検査が義務付けられている他、所定回数の保守点検や清掃も行う必要がある。

ガスもれ警報器の取付け 都市ガスとLPガス（プロパン）は、ガスの性質が異なり、都市ガスは空気より軽く、もれたらかなり速く上昇する。従って、警報器は部屋の上方、たとえば天井に近い壁面に取りつける。一方LPガスは空気より重いため、下の方（床から30cm以下）にとりつける。

下方放出型簡易自動消火装置 主として、一般家庭の部屋（6帖程度）の天井部に設備し、出火等によ

り室温が一定温（72°C）以上に上昇するか又は感知部に火災が接触すると、器具に埋め込まれた消火液が自動的に大小の気泡液として拡大散布され、初期火災のうちにこれを消火する装置である。

簡易型火災警報器（簡警器）　火災によって生じる熱又は煙を利用して、自動的に火災の発生を感知し、近隣にいる者に火災が発生した旨の警報を発する装置で、電気の作用を利用する電気式とゼンマイの原動力を利用する非電気式とがある。